

令和3年第4回定例会

鋸南町議会会議録

令和3年9月 7日 開会

令和3年9月17日 閉会

鋸南町議会

令和3年第4回鋸南町議会定例会議案一覧表

議案第1号	一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
議案第2号	鋸南町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
議案第3号	鋸南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第4号	令和3年度鋸南町一般会計補正予算（第3号）について
議案第5号	令和3年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
議案第6号	令和3年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
議案第7号	令和2年度決算認定について 1. 令和2年度鋸南町一般会計歳入歳出決算 2. 令和2年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算 3. 令和2年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 4. 令和2年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算
議案第8号	令和2年度決算認定について 1. 令和2年度鋸南町鋸南病院事業会計決算 2. 令和2年度鋸南町水道事業会計決算
報告第1号	令和2年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率について
報告第2号	令和2年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について（病院事業会計）
報告第3号	令和2年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について（水道事業会計）

令和 3 年第 4 回 鋸南町議会定例会会議録目次

招集告示	1
第 1 号（9 月 7 日）	
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	2
本会議に職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣言	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	4
町長から提案理由の説明、諸般の報告	5
一般質問	9
大塚 昇 議員	9
青木 悦子 議員	16
笹生 あすか 議員	26
散会の宣言	41

第2号（9月8日）

議事日程	42
本日の会議に付した事件	43
出席議員	43
欠席議員	43
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	43
本会議に職務のため出席した者の職氏名	43
開議の宣言	44
議事日程の報告	44
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	44
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	49
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	51
議案第4号の上程、説明	54
議案第5号の上程、説明	55
議案第6号の上程、説明	56
議案第7号の上程、説明	58
議案第7号の監査報告	65
議案第7号の決算審査特別委員会への付託	66
議案第8号の上程、説明	67
議案第8号の監査報告	70
議案第8号の決算審査特別委員会への付託	72
報告第1号の説明	73
報告第2号の説明	74
報告第3号の説明	74
追加議案の提案理由の説明	75
議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	76
議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	78
散会の宣言	82

第3号（9月17日）

議事日程	83
本日の会議に付した事件	83
出席議員	83
欠席議員	83
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	84
本会議に職務のため出席した者の職氏名	84
開議の宣言	85
議事日程の報告	85
議案第4号の質疑、討論、採決	85
議案第5号の質疑、討論、採決	87
議案第6号の質疑、討論、採決	87
議案第7号の委員長報告	88
議案第7号の質疑の省略、討論、採決	94
議案第8号の委員長報告	96
議案第8号の質疑の省略、討論、採決	97
閉会の宣言	99

鋸南町告示第67号

令和3年第4回鋸南町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和3年9月2日

鋸南町長 白石 治 和

- 1 期 日 令和3年9月7日 午前10時
- 2 場 所 鋸南町役場議場

令和3年第4回鋸南町議会定例会議事日程〔第1号〕

令和3年9月7日 午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 一般質問（4名）
4番 大塚 昇 議員
5番 青木 悦子 議員
1番 笹生 あすか 議員

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

出席議員（11名）

- | | |
|---------------|--------------|
| 1番 笹生 あすか 議員 | 2番 早川 正也 議員 |
| 3番 竹田 和明 議員 | 4番 大塚 昇 議員 |
| 5番 青木 悦子 議員 | 6番 笹生 久男 議員 |
| 7番 渡邊 信廣 議員 | 8番 小藤田 一幸 議員 |
| 9番 鈴木 辰也 議員 | 11番 笹生 正己 議員 |
| 12番 平島 孝一郎 議員 | |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 白石 治和	副町長 内田 正司
教育長 富永 安男	総務企画課長 平野 幸男
税務住民課長 石井 肇	保健福祉課長 寺本 幸弘
地域振興課長 安田 隆博	教育課長 福原 規生
建設水道課長 平嶋 隆	会計管理者 対馬 尚子
総務管理室長 安田 隆博	監査委員 柴本 健二

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事務局 長 加藤 芳博	書記 村上 真理
-------------	----------

…………… 開 会 ・ 午 前 1 0 時 0 0 分 ……………

〔開会のベルが鳴る〕

◎開会の宣言

○議長（鈴木辰也）

皆さんおはようございます。

本日暑いようでしたら上着を脱いでいただいても結構です。

ただいまの出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、令和3年第4回鋸南町議会定例会を開会致します。

直ちに本日の会議を開きます。

議案の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

配付漏れなしと認めます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鈴木辰也）

日程第1、会議録署名議員の指名を致します。

今定例会の会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、

2番 早川正也議員、11番 笹生正己議員の両名を指名致します。

◎会期の決定

○議長（鈴木辰也）

日程第2、会期の決定を行います。

この件については、去る8月31日午前10時から議会運営委員会が開催され、協議されておりますので、今定例会の会期及び日程について、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員会 笹生正己委員長。はい、委員長。

〔議会運営委員会委員長 笹生正己 登壇〕

○議会運営委員会委員長（笹生正己）

皆さんおはようございます。

それでは、議長から報告の求めがありましたので、去る8月31日午前10時から開催した議会運営委員会における、令和3年第4回鋸南町議会定例会の会期及び日程等の協議について、ご報告致します。

今定例会の会期は、本日から17日までの11日間とし、日程はお手元に配付されております議事日程により行います。

今定例会には、町長提出議案8件及び報告3件が提出されております。

本日は、このあと、町長から今定例会に提出された議案に対する提案理由の説明及び諸般の報告を求めた後、一般質問を行い、散会をいたします。

明日8日は、午前10時から会議を開き、議案の審査となりますが、議案第1号から議案第3号については、順次上程のうえ、説明、質疑、討論、採決までをお願いします。

議案第4号から議案第8号までの令和3年度補正予算及び令和2年度決算関係については、順次上程のうえ、説明を受けるだけとし、報告第1号から報告第3号についての、報告を受けた後、散会といたします。

なお、令和2年度決算の審査につきましては、決算審査特別委員会を設置し、審査することで、議会運営委員会では協議されていることを、併せてご報告致します。

9日から16日までの8日間は、議案調査のため休会とします。

17日は午前10時から会議を開き、補正予算関係の議案第4号から議案第6号の質疑、討論、採決。続いて決算関係の議案第7号及び第8号について、決算審査特別委員会委員長からそれぞれ報告をいただき、討論の後、採決をお願いしたいと思います。

一般質問であります。一般質問一覧表のとおり、今定例会には、大塚昇議員・青木悦子議員・笹生あすか議員の3名から通告がなされております。

一般質問の時間は、答弁時間を含め60分以内とし、1回目の質問時間は15分以内と致します。また、再質問は一問一答方式で、回数は定めないと致します。

以上、簡単ではありますが、議会運営委員会での審査結果をご報告申し上げますとともに、議員各位のご賛同をお願い致しまして、委員長としての報告を終わります。

○議長（鈴木辰也）

ただ今の、議会運営委員長からの報告ですが、今定例会の会期は、本日から17日までの11日間とし、一般質問については、通告のあった議員が3名。

質問の時間は60分以内とし、1回目の質問時間は15分以内。再質問は一問一答方式で回数は定めないとのことです。

お諮り致します。

ただいま申し上げたとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日から17日までの11日間と決定致しました。

◎諸般の報告

○議長（鈴木辰也）

日程第3、諸般の報告を致します。

議長としての報告事項を申し上げます。

今定例会に説明要員として、出席通知のありました者の職・氏名は別紙報告書で報告したとおりです。

また、今定例会に提出された陳情書を参考までに配付いたしました。以上で、議長としての報告を終わります。

今定例会に際し、町長から議案に対する提案理由の説明並びに諸般の報告について、発言を求められておりますので、これを許可致します。

白石治和町長。

〔町長 白石治和 登壇〕

◎提案理由の説明並びに諸般の報告

○町長（白石治和）

皆さんおはようございます。

本日、ここに令和3年第4回鋸南町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には、公私ともご多用のところ、ご出席を賜りまして、厚く感謝を申し上げる次第でございます。

本定例会に、町長として、ご提案申し上げます議案は、条例の制定及び一部改正3件、一般会計及び国民健康保険特別会計、介護保険特別会計の各補正並びに令和2年度の全会計の決算認定で、合わせて8議案と報告3件でございます。

それぞれ概略を申し上げます。

議案第1号は「一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について」でございますが、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用等に関する法律」等に基づきまして、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し、必要な事項を定めるため、条例を改正をしようとするものでございます。

議案第2号は「鋸南町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」であります。本年5月19日に公布された「デジタル庁設置法」の制定及び「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」による「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部改正に伴い、規定の整備を行おうとするものでございます。

議案第3号は「鋸南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。議案第2号と同様に、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」による「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部改正に伴い、規定の整備を行おうとするものであります。

議案第4号は「令和3年度鋸南町一般会計補正予算・第3号について」であります。

4億7,320万2千円を追加し、補正後の総額を47億4,239万7千円にしようとするものであります。始めに、歳出の主なものをご説明申し上げます。

総務費では、個人情報保護制度及び職員定年制度例規整備等支援業務委託352万円、庁舎屋上防水改修事業5,128万2千円、民生費では、介護保険特別会計繰出金2,117万4千円、衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業512万6千円、農林水産業費では、林道整備事業150万7千円、土木費では、リフォーム補助事業200万円、消防費では、B&G財団防災拠点事業1,218万6千円、防火水槽撤去事業279万4千円、教育費では、中央公民館改修事業1億9,421万6千円、鋸山日本遺産候補地域活用推進事業702万8千円、諸支出金では、前年度繰越金の確定等に併いまして、財政調整基金へ1億6,598万2千円の積み立てをいたします。

次に歳入であります。増額補正では、地方交付税、1億7,458万1千円、国庫支出金、1,323万7千円、県支出金、765万9千円、財産収入、3千円、寄付金、100万円、特別会計繰入金、749万1千円、前年度繰越金、2億3,196万4千円、諸収入、B&G財団防災拠点事業及び研修支援金、1,218万6千円、町債では、臨時財政対策債・発行可能額の確定に伴い、382万円の増額及び、公民館改修事業債1億9,420万円の増額計上であります。次に、減額補正では、繰入金、財政調整基金繰入金1億7,293万9千円の減額であります。

議案第5号「令和3年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算・第1号について」であります。103万8千円を追加し、補正後の総額を11億7,014万3千円にしようとするものであります。補正の主な内容は、歳出では、出産育児一時金84万円、歳入では、一般会計繰入金75万8千円であります。

議案第6号「令和3年度鋸南町介護保険特別会計補正予算・第1号について」であります。2,080万6千円を追加し、補正後の総額を14億7,413万2千円にしようとするものであります。補正の主な内容は、歳出では、国県及び支払基金への償還金1,541万円、一般会計への返還のための繰出金749万1千円、介護給付費準備基金積立金271万1千円の減、歳入では、介護保険料2,086万6千円の減、介護給付費県負担金1,686万1千円、一般会計繰入金2,117万4千円、前年度繰越金332万9千円あります。

議案第7号「令和2年度鋸南町一般会計・国民健康保険特別会計・後期高齢者医療特別会計・介護保険特別会計の4つの会計の歳入歳出決算」については、地方自治法第233条第3項の規定によりまして、監査委員の意見書を添えて、議会の認定をお願いするものであります。

議案第8号「令和2年度鋸南町鋸南病院事業会計決算及び水道事業会計決算」については、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見書を添えて、議会の認定をお願いするものであります。

次に、報告第1号から第3号は、財政健全化法の規定により、健全化判断比率及び企業会計の資金不足比率について、監査委員の意見書を添えて報告するものであります。

以上、提案理由のご説明を申し上げますが、詳細につきましては、担当課長及び会計

管理者から説明をいたさせますので、よろしく、ご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

この際、諸般の報告を申し上げます。冒頭に申し上げますが、発生から一年以上が経過した現在も、度重なる緊急事態宣言やまん延防止等重点措置にもかかわらず、未だ収束の気配が見えない「新型コロナウイルス感染症」拡大防止の観点から、例年実施している各種事業、行事については、昨年同様に中止又は一部変更など様々な影響が生じている状況です。

はじめに、海水浴場の状況について、であります。今年の海水浴場については、当初、開設に向け準備を進めておりましたが、千葉県に新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発令がされたことから、感染拡大防止のため、急遽不開設といたしました。しかしながら、海での涼を求める大勢の方が海岸に来訪されることから、町では、ライフセーバー、警察OBの監視による監視、海岸の駐車場閉鎖のほか、千葉県と協力しながら、安全監視・指導を実施いたしました。特に海での事故の発生はありませんでした。

次に、頼朝まつりについて、であります。源頼朝挙兵830年を機に新たな地域おこしイベントとして始まりましたが、昨年に引き続き、中止とさせて頂きました。

次に、きょなん地美恵BBQ大会について、であります。頼朝まつり同様に今年も中止とさせて頂きました。

次に、総合防災訓練について、であります。新型コロナウイルス感染症の状況、また、衆議院議員総選挙の執行があることから、例年と時期をずらしまして11月21日日曜日に実施を予定しております。なお、今後の新型コロナウイルス感染症の状況によりましては、中止と判断させて頂くこともあります。

次に、陸上自衛隊空挺教育隊が行う空挺レンジャー訓練について、であります。例年、旧佐久間小学校を拠点に実施しておりましたが、本年10月から12月に予定されている訓練から、宿営地を岩井袋野球場に変更して実施いたします。また、隊員の入浴及び提供する食事の調理は、老人福祉センターを利用していただくことといたしました。

地域の皆様には、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、敬老の日のお祝い品の配付について、であります。今年も90歳以上の405名の方々に対して、敬老の日を記念し、心ばかりのお祝い品をお届けいたします。当町においては、100歳以上の方が15名となります。今年も昨年同様、訪問を控え、9月中に対象者にお祝い品を郵送いたします。本年度100歳を迎えられる方5名については、内閣総理大臣からお祝い状と記念品が贈呈されます。どうぞ健康にご留意され、いつまでもお元気でご長寿でありますよう、お祈り申し上げます。

次に、結婚50周年のお祝いについて、であります。今年も、申し込みのありました12組のご夫婦の皆さんに、記念品を贈呈させて頂きます。今後とも、ご夫婦の末永いお幸せをお祈り申し上げます。

次に、総合検診について、であります。本年度の検診については、医療機関での施設健診と、従来までの集団健診の両方を予定し、ご都合でどちらかで受診して頂けるようご案内しております。施設健診については、安房郡市内の各医療機関と契約し、8月17日

から実施しておりますので、12月17日迄の間で受診をして下さるようお願いいたします。また集団健診については、10月13日から19日までの土日を除く5日間で、完全予約制で実施いたします。なお、本年度より、フレッシュ健診として35歳から39歳の方も受診して頂けるよう、対象年齢の引き下げを致しました。若年のうちから、ご自身の健康管理に対して意識を持ち、生活していただくよう、ご案内して参ります。また、鋸南病院では、年間を通じて特定健診及び、後期高齢者健康診査の受診ができますので、町民の皆様には、積極的に受診して頂き、生活習慣病予防に取り組んで頂きますようお願いいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症について、であります。ご承知のとおり、千葉県に緊急事態宣言が発令され、期限も9月12日までと延長されたところですが、安房地域の感染者数も増加しており、大変懸念しています。鋸南町では、7月～8月で、無症状の方も含め60人の感染者の確認がされています。

町民の皆様には、あらためて、マスクの着用、手洗い、3密を避ける等、基本的な感染症対策の徹底と不要不急の外出自粛をお願いします。

また、新型コロナワクチン接種について、であります。安房医師会や各医療機関のご協力をいただき、6月から65歳以上の方の接種を開始し、9月5日現在で1回の接種が済んだ方は92.3%となっており、ご希望の方には、概ね接種をして頂いているものと思っております。64歳以下の方も、順次接種が進んでいます。国の接種スケジュールでは、11月末頃迄に2回の接種を終えるよう示されていますので接種をご希望の方には、ご予約をお急ぎ下さるようご案内して参ります。ワクチン接種は、感染症予防と重症化予防に有効であると言われております。接種の効果と副反応の両方をご確認頂き、接種をして頂きたいと思っております。また接種の強要や、接種を希望されない方への差別的な扱いは絶対にしないようお願い致します。町民の皆様の安全・安心な暮らしを守るため、全力で取り組んでまいりますので、感染防止への取組等に、ご理解ご協力をお願いいたします。

続いて、教育委員会関係について申し上げます。

はじめに、鋸山日本遺産候補地域の認定についてご報告致します。このたび、鋸南町と富津市共同で国に申請いたしました鋸山が、日本遺産候補地域として認定されました。日本寺と石仏の信仰の山として、また、石切の産業遺跡としての山として、鋸山の貴重な資源を生かした地域活性化事業を、今後、3年間、国の補助をうけて取り組んでまいります。そして、3年後の正式な日本遺産への認定を目指してまいります。

次に、菱川師宣記念館「企画展」について、であります。9月7日から10月24日まで、「北山泰斗展」を開催いたします。一陽会で活躍し、現代絵画の巨匠である北山泰斗画伯の作品19点が鋸南町に寄贈されました。代表作の「無色の色シリーズ」や「丹水はモノログ」など寄贈作品を紹介する展覧会を開催いたします。町民の皆さまをはじめ、多くの方々にご観覧頂きたいと思っております。

次に、2021町民運動まつりについて、であります。10月17日に開催を予定しておりましたが、中止することといたしました。

次に、文化祭について、であります。昨年同様、多目的ホールで開催予定の芸能の部

は、中止することといたしました。サークル活動の成果の発表の場である展示の部は、10月30日と31日の両日に、中央公民館で開催いたします。皆さまの、ご来場をお願いします。

最後に、教育の日について、であります。毎年、11月の第3土曜日を「鋸南町教育の日」と定めております。今年も、11月20日に鋸南中学校において、「教育の日」の行事を行います。第1部では、教育委員会表彰、見返り美人アートフェスタ表彰を行います。第2部では、小・中の学習発表会を予定しておりますので、皆さまの、ご来場をお願いします。

以上で、諸般の報告を終わります。

よろしく、お願い申し上げます。

○議長（鈴木辰也）

町長から提案理由の説明並びに報告がありました。

報告事項ではあります。何か確認したい点がありましたら挙手願います。

○議長（鈴木辰也）

特にないようですので、以上で諸般の報告を終了致します。

◎一般質問

◎4番 大塚 昇

○議長（鈴木辰也）

日程第4 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、一般質問一覧表のとおり、3名から通告がなされておりますので順次質問を許します。

大塚昇議員の質問を許します。

質問席へ移動してください。

[4番 大塚昇 質問席につく]

○議長（鈴木辰也）

4番 大塚昇議員。

【ベルが鳴る】

○4番（大塚 昇）

質問件数2件。

質問事項1件目、鋸南町における旅券事務の権限移譲について、次の4点を質問する。

旅券、パスポートは、日本国政府が、本人の国籍と身分を証明し、外国官憲に、所持人に必要な保護と扶助を与えることを要請する公文書です。そこで、

①国、県から町への権限移譲についての経緯の概要と状況について

②近隣市の動向と権限移譲の範囲、今後のスケジュールについて

③担当課である税務住民課の対応（旅券法を含めた研修、システムの設置、職務分担等）

及び旅券事務を含めた労務体制の方向性について

④この権限移譲に伴う費用及び継続維持のための予算について

2 件目、マイナンバーカードの交付状況と交付業務について、次の3点を質問する。

①町のマイナンバーカードの交付状況について

②国または町の今後の交付方針について

③交付業務における機器の設置及び費用について

以上、1 回目の質問を終わります。

○議長（鈴木辰也）

大塚昇議員の質問について、町長から答弁を願います。

白石治和町長。

〔町長 白石治和 登壇〕

○町長（白石治和）

大塚 昇議員の一般質問に答弁いたします。

1 件目の「鋸南町における旅券事務の権限移譲について」お答えいたします。

ご質問の1 点目、「国、県から町への権限移譲についての経緯の概要と現状について」であります。旅券法では、旅券の発給、効力その他旅券に関し必要な事項が定められております。一般旅券に関する事務の一部は政令で定めるところにより、都道府県知事が行うことができます。また、この旅券事務は、国においてその適正な処理を特に確保する必要があり、国から都道府県・市区町村へ処理を委任された第1号法定受託事務として、地方自治法に規定されているところでもあります。県では、昭和45年12月から旅券事務の取扱いを始めて以来、組織改正を重ねながら、千葉市の中央旅券事務所や地域振興事務所に窓口を設けて、年間20万件を超える事務処理を行ってきました。平成16年6月の旅券法改正によりまして、県条例の定めるところにより、平成18年3月から市町村へ旅券事務を権限移譲することが可能となったところでもあります。平成28年3月、県は市町村に権限移譲することで、利用者にとっての利便性向上が期待できることや、関東1都6県では千葉県のみが権限移譲が進んでいなかったことなどから、平成30年度までに、県内全市町村へ権限移譲することを決定いたしました。また、平成30年11月には、各地域振興事務所における旅券事務を、令和2年度末で終了する方針を打ち出していたところでもあります。このような経緯もあり、平成28年7月に県内市町村では初めて、市川市と浦安市で権限移譲が始まり、令和4年10月までに全市町村の74.1%にあたる40市町村への権限移譲が決まっております。

本町においては、県が安房地域振興事務所ほか5地域の旅券窓口を、令和2年度末で終了する方針を打ち出したため、県主催の説明会や意見交換会に出席し、近隣市と歩調を合わせながら協議、検討を続けて参りました。しかしながら、令和元年の台風災害に見舞われたことで、旅券事務の権限移譲は難しいと判断し、館山市・南房総市と一緒に要望活動を行って、安房地域振興事務所における旅券窓口の終了を、令和3年度末まで延長いただいたところでもあります。その後、マイナンバーカードの取扱い件数の増加による窓口業務の状況から、権限移譲時期を考慮した再度の延長要望の結果、県では2市1町の個別事情

に配慮され、最終的には本町と館山市・南房総市は、令和4年9月28日から旅券事務を開始する運びとなり、本年7月13日の県議会において議決をされたところであります。従いまして、安房地域振興事務所の旅券事務は、令和4年9月27日で申請受付を終了し、6ヶ月経過後の令和5年3月末をもって、旅券の交付事務も終了することになった次第であります。

ご質問の2点目、「近隣市の動向と権限移譲の範囲、今後のスケジュールについて」であります。近隣市の動向であります。富津市から市原市までは、既に権限移譲による旅券事務を開始しており、平成30年10月1日には鴨川市が、館山市と南房総市は、1点目で答弁いたしましたとおり、令和4年9月28日から旅券事務を開始いたします。また、県では現在、千葉市の中央旅券事務所と安房地域振興事務所の2箇所旅券事務を扱っておりますが、今後は、中央旅券事務所のみとなります。権限移譲される旅券事務の範囲であります。「千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」によって定められており、その内容は一般旅券発給申請の受理、旅券の交付、査証欄の増補、紛失又は消失の届出など、14項目にわたる事務について町が処理することになります。今後のスケジュールであります。県と町ではそれぞれ広報媒体を活用した県民向け、町民向けの広報を随時行ってまいります。また、権限移譲に向けた計画等を策定し、法令に沿った適正な事務処理が行えるよう県国際課との協議を進めてまいります。法令整備といたしましては、町処務規程中の税務住民課事務分掌に「旅券事務」を加え、旅券事務に必要な事項を定めた「旅券事務取扱要綱」を制定する予定です。

業務等の整備につきましては、スムーズに事務処理が行えるよう検討を重ねるとともに、事務に必要な機器等を調達するための予算の確保については、来年度当初予算に計上するための準備を進めて参ります。

ご質問の3点目、「担当課である税務住民課の対応及び旅券事務を含めた労務体制の方向性について」であります。旅券事務を担当する税務住民課の対応といたしましては、県が示しております「旅券事務の権限移譲に係る基本方針」に沿って行ってまいります。窓口の受付時間は、月曜日から金曜日の平日、午前9時から午後4時30分までとなります。また、祝日・振替休日、年末年始は扱いません。旅券申請から交付までの日数は、申請日から土日、祝日等を含まずに9日目とすることになっております。具体的には、町が申請受付時に記載事項や必要書類について、不備が無いか2回の審査を行い、県旅券事務所に申請書を送付するまでを1日目とします。2日目から4日目は、県旅券事務所においても審査を行って旅券を作成し、5日目までに町へ送付した後に、町が交付前に2回の記載事項確認など審査を行って、9日目に交付できるように定まっております。職員においては、決められた期限の中で、迅速で適正、的確な事務処理が行えるよう、県が開催する説明会や新任担当者研修会、外務省研修等に積極的に参加し、不備が起らないようスキルアップに努めて参ります。また、県は、権限移譲前、移譲後どちらにおいても、町に対する相談対応などの支援を行う方針とのことでもあります。

事務に必要な備品や機器等は、県が調達して町へ貸与するものと、町が調達するものがあります。聞きなれない特殊な機器もありますので、事務を円滑に開始することができる

よう、操作に慣れる時間も考慮して調達するとともに、予算の確保に向けた準備を進めてまいります。

職務分担と労務体制の方向性につきましては、申請時と交付前には2重の審査を行う必要があります、最低でも2名で確認し合って進める事務処理体制が必須であります。また、1日当たりどれくらいの申請件数があるのかを想定しておかなければなりません。平成29年度から令和元年度における町民の申請件数は、年平均131件で、中央旅券事務所や他の市町村で申請した件数を除きますと、年平均103件でありました。概ね2日に1件の申請があると考えております。しかしながら、特に新型コロナウイルス感染症の影響があった令和2年度は、県から未だ公表されていませんが、申請件数は大きく減少していると思われまます。これらのことから、限られた職員で事務を兼任しながら、業務を進めていくことができるのではないかと考えております。今後は、既に事務を開始している近隣市に業務内容の視察を予定しております。期限が決まっている事務の流れを、実際に現場でよく見て把握し、県が示す旅券交付までの流れや、1日当たりの申請件数を想定した必要な人員を確保して、万全な体制を執ることができるように検討してまいります。

ご質問の4点目、「この権限移譲に伴う費用及び継続維持のための予算について」であります。権限移譲に伴う費用は、来年度当初予算において、人件費と需用費、備品購入費が必要であると考えております。人件費は、3点目で答弁いたしましたとおり、申請件数を想定した人員確保として、職員による事務の兼任で対応しますと、大きな影響は無いと考えております。需用費と備品購入費は、県が調達して貸与するIC旅券用交付端末と輸送用トランクを除き、保管用の耐火金庫、無効用穴あけ機、写真切り取り機、その他事務用品等は、町が調達して負担することになっており、概算で約60万円を見込んでおります。旅券事務を新たに行うこととなった市町村に対し県では、機器等に要する経費について、限度額の範囲内で補助金を交付しておりますので、活用してまいります。現段階では、物件費を補助金で賄えることができると考えており、人件費については、事務処理件数に応じた権限移譲事務交付金が交付されますが、事務量から考えましても、それに見合うだけの交付額は、期待できない状況であります。なお、中央旅券事務所への旅券申請書の送付と、作成された旅券の町までの輸送代については、県が負担することになっております。旅券事務開始から、2年目以降に考えられる費用は、機器等の修繕料、消耗品費等の予算計上が必要であると見込んでおります。

2件目の、「マイナンバーカードの町の交付状況と交付業務について」お答えいたします。

マイナンバーカードは、平成28年1月から本人の申請により交付され、個人番号を証明する書類として、あるいは、本人確認の際の公的な本人確認書類として利用でき、様々な行政サービスも受けることが可能になる、12桁のマイナンバーが記載された顔写真入りのICカードであります。有効期間は、発行日から申請者の10回目の誕生日までで、20歳未満の方は、申請者の5回目の誕生日までとなっております。交付手数料は、本人の責による再発行の場合を除き、当面の間は無料となっております。国では「便利な暮らし、より良い社会」を目指して、マイナンバーカードの利活用の範囲について、順次

拡大していく方針であるため、現在では早期交付に向けた取り組みを強く推進しており、交付枚数は大きく増加しております。

ご質問の1点目、「町のマイナンバーカードの交付状況について」であります。本年7月31日現在における本町のマイナンバーカードの交付件数は2,609件で、交付率は35.8%となっております。申請については、町民の約4割の方が終えており、順次交付をしております。

ご質問の2点目、「国または町の今後の交付方針について」であります。総務省は、国民へ早期にマイナンバーカードを交付するため、令和2年9月からキャッシュレス決済で使えるマイナポイントを付与するキャンペーンを実施しました。これは、令和3年4月末までにマイナンバーカードを申請した方が、マイナポイントの対象となり、カード交付後に任意の決済サービスでマイナポイントを申し込みます。そして、本年9月末までにチャージ、または、お買い物をする事で、上限5,000円分のポイントを受け取ることができますが、この度、12月末まで延長されることになりました。このマイナポイント付与事業によりまして、申請数が急激に増加した状況に鑑み、総務省では、令和4年度末までに、ほぼ全国民にマイナンバーカードが行き渡るよう、交付体制の強化に取り組むため、改めて窓口数や人員数を点検するよう各市町村に通知したところであります。

町では、マイナポイント付与事業によって、申請件数が1年前と比べて1,193件増加し、申請率が17ポイントも増加しました。このため、申請者へ速やかに交付ができるように、予約制で本年5月から毎月第3土曜日に、臨時に窓口を設けまして、平日以外でも交付ができるよう配慮し、また交付用端末機器も増設したところであります。なお、これまでマイナンバーカードの交付が滞ったということはありません。現在では、マイナポイント付与の対象申請期間が終了したため、申請件数が減少し、交付で訪れる方もかなり減っている状況ですが、これからも交付率を上げていくためには、積極的な広報と、町内において出張申請の場を設けるなど、検討の必要があると考えております。

今後、総務省では、もっと便利に暮らしやすくするためのデジタル社会の進展に向けた取り組みとして、マイナンバーカードに新たな機能を加え、様々なサービスにおいて活用していくことを伝えています。具体的には、健康保険証や印鑑登録証の機能を持たせたり、全国のコンビニエンスストアで戸籍謄本や抄本、住民票の写しが交付できるなど、電子的な本人確認ツールとしての利用が予定されております。

ご質問の3点目、「交付業務における機器の設置及び費用について」であります。マイナンバーカード交付時に、暗証番号の設定等を行うための端末機器は、令和2年度まで1台が稼働しており、その年間使用料は14万5,200円、保守料は66,000円で合計21万1,200円を支出しておりました。この1台目の交付用端末機器に係る設置、設定業務と使用料、保守料は、普通交付税で措置されております。本年度においては、マイナポイント付与事業によって、交付枚数が大きく増加することが見込まれましたので、この交付用端末機器を1台増設する予算を確保し、本年7月から稼働を開始しまして、窓口業務の効率化を図ったところであります。この増設用端末機器の増設、設定業務委託が44万円、使用料は9ヶ月分で10万8,900円、保守料は4万9,500円で

合計59万8,400円の支出となりますが、使用料と保守料の全額が、国庫補助事業である「個人番号カード交付事務費補助金」の対象になる見込みであります。また、この補助事業では、本年度から開始した、土曜日の臨時窓口に従事した職員手当についても対象となる見込みであります。

以上で、大塚昇議員の一般質問に対する答弁といたします。よろしくお願ひ致します。

○議長（鈴木辰也）

大塚昇議員、再質問はありますか。

大塚昇議員。

○4番（大塚 昇）

旅券について。町に権限が移譲されると、居住地以外での申請や受け取りができないことがあると聞くが、その可否は。以上。

○議長（鈴木辰也）

税務住民課長。

○税務住民課長（石井肇）

旅券の申請・交付の対象となる方につきましては、基本的に町に住民登録のある方、及び県内に住民登録は無いが、町に居住している方になります。

しかしながら、旅券法上では受付を当該市町村の居住者に限定することは認められていません。仮に県内他の市町村に住民登録がある方、又は居住している方が申請に来た場合でも、受け付けることになっております。例えば隣の市から鋸南町に来た場合も受け付けることになっております。

ただし、市町村の窓口における混乱を防止し、旅券事務の円滑な権限移譲を図る観点から、県による広報では、「移譲された市町村では、お住いの方が申請できるようになった」旨を周知することとしております。

なお、旅券の交付場所につきましては、申請と同じ場所になります。また、6ヶ月以内に交付を受けない場合には、その旅券は失効することになっております。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。

はい、大塚昇議員。

○4番（大塚 昇）

申請者の発行手数料はどうか。また町への手数料はあるのかどうか。以上。

○議長（鈴木辰也）

税務住民課長。

○税務住民課長（石井肇）

発行手数料でございますけれども、申請者が国・県に納付する手数料は旅券法等で定められており、有効期間や年齢の区分によって手数料に違いがあります。

20歳以上の方が10年旅券を申請する場合は、手数料の合計は1万6千円となり、旅券を受け取る時には、県収入証紙2千円分と収入印紙1万4千円分を納めることとなります。また、20歳未満の方は10年旅券を申請できませんが、来年4月から18歳以上

は10年旅券を申請可能となります。12歳以上の方が5年旅券を申請する場合は、手数料の合計は1万1千円で、県収入証紙2千円分と収入印紙9千円分を納めます。12歳未満の方は、5年旅券のみ申請ができて、手数料は6千円です。その他、査証欄の増補など、内容によって手数料が定まっております。

それから、町への手数料はあるのかというご質問ですが、町には発行手数料の一部が入ることはありません。その代わりに、その年度に実施する旅券事務に係る経費について、県が権限移譲事務交付金として、事務ごとに、処理件数に応じて、知事が定める標準単価を乗じた額を町に交付金として交付します。昨年度の例では、申請受理から交付までの事務処理に対する標準単価は、1件当たり1,241円でありました。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。大塚議員。

○4番（大塚 昇）

取扱件数の少ない当町においては、担当者の配置等費用対効果の面で問題が乗じてくるが、どのように考えて対応するか。以上。

○議長（鈴木辰也）

税務住民課長。

○税務住民課長（石井肇）

先ほど町長の答弁にもありましたとおり、旅券の申請件数は、令和元年度までの3ヶ年平均で103件。2日に1件の割合で申請がありましたが、新型コロナウイルスの影響で、令和2年度はもっと低い申請件数であったと考えられます。

機器等に要する経費は、県補助金を活用して賄えそうですが、人件費に関しては、町に交付される権限移譲事務交付金は、1件あたり1,241円でありまして、事務量から考えましても人件費に見合うだけの交付金を今の制度で期待することは難しく、この事務としての費用対効果という意味では低いと考えるところです。

しかしながら、町を取り巻く状況としましては、県内市町村への権限移譲が74パーセント以上になることが見込まれており、近隣市を見渡しましても権限移譲を受けていないところは無く、県の窓口も千葉市にある中央旅券事務所だけになるという状況が見えております。

旅券申請には戸籍謄本・抄本が必要であり、ほとんどの方が町の窓口であれば、旅券申請と同じ窓口で手続きが済むこととなります。また、高齢化率の高い町でもありますので、近隣市に頼ることなく、住んでいる身近な場所で、移動時間も少なく手続きができるようにすることが大切なことであると考えております。

町民の利便性の向上につながるということを第一に考えまして、権限移譲を受け入れることといたしました。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。大塚昇議員。

○4番（大塚 昇）

最後に要望になりますが、町民の利便性と権限移譲の現実を考えると、移譲を受けるの

は当然と思います。

なお、パスポートは、海外での犯罪に利用されることもあります。例えば、大韓航空機爆破事件、これはペルシャ湾のアブダビから、当時のビルマに向かっていた航空機爆破で、乗っていた全員が死亡した事件です。外国人実行犯2人が、日本のパスポートを所持していた例がありました。

役場では、書類審査と本人確認がメインとなると思いますが、先ほど答弁にあった「旅券事務取扱要綱」に従い、確実に、実施をお願いしたい。

また、マイナンバーカードの交付等窓口業務の増加を考えて、適切な労務管理を要望します。以上で終わります。

○議長（鈴木辰也）

以上で、大塚昇議員の質問を終了します。

ここで、暫時休憩します。再開は11時10分と致します。

…………… 休憩 ・ 午前11時01分 ……………
…………… 再開 ・ 午前11時10分 ……………

◎一般質問

◎5番 青木悦子

○議長（鈴木辰也）

休憩を解いて会議を再開します。

青木悦子議員の質問を許します。

5番 青木悦子議員。

【ベルが鳴る】

○5番（青木悦子）

よろしくお願ひいたします。私の方からは、持続可能な開発目標、SDGsの理念に配慮した施策運営、町独自でできる環境問題対策についての1点について質問致します。

この8月に国連の気候変動の調査・研究のデータを監視するIPPCが「地球温暖化の原因は人間の活動」と初めて断定した報告書を公開しましたが、鋸南町は令和元年の台風15号で甚大な被害を受け、今まで経験したことのないつらさや苦しみを経験しました。これも、人間活動による、地球温暖化が原因であることは否定できません。

このままでは地球が危ない、子ども達が大人になった時に地球は立ち行かないといわれています。これからの世の中は「自分さえよければ」が通用しない時代です。このような危機感の中、2015年に国連サミットで採択され「我々の世界を変革する持続可能な開発のための17の目標からなるSDGs、持続可能な開発目標」が決められました。私たちはSDGsについてどう考え、どう行動するかについて真剣に考え、できることから

始めていかないと、「地球の未来はないのではないか」といっても過言ではないと思います。地球の温暖化に伴う気候変動による台風の恐ろしさを、身をもって体験しているこの鋸南町は世界の国の動向を見ながらではなく、国の指示を仰ぎながらなどと言わずに危機感を持って積極的にできることから対策を講じて推進していくべきだと考えます。そして、早急に町民の関心や意識を盛り上げると共に、未来を担う子どもたちへの啓発的教育活動も喫緊の課題ではないでしょうか。今回は環境問題に関わる4点について質問をさせていただきます。

1点目、町民のごみ処理に関する意識を町としてはどのように認識しているか。

2点目、学校教育や生涯学習活動などにおいて、町民の意識を高めるための啓発活動などはどの程度行われているか。

3点目、2027年からの6市1町の広域ごみ処理施設稼働に向けてごみの減量化にどう取り組むか。

4点目、SDGs未来都市自治体モデル事業に取り組む意欲はあるか。

以上の4点です。答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木辰也）

青木悦子議員の質問について、町長から答弁を願います。

白石治和町長。

〔町長 白石治和 登壇〕

○町長（白石治和）

青木悦子議員の一般質問に答弁いたします。

「持続可能な開発目標（SDGs）の理念に配慮した施策運営、町独自でできる環境問題対策について」お答えいたします。

ご質問の1点目、「町民のゴミ処理に関する意識を町としてはどのように認識しているか。」についてであります。本町の一般廃棄物のごみ処理については、南房総市内房地区と併せて、鋸南地区環境衛生組合で処理しております。ごみの分別においては、組合で発行しているごみ収集カレンダーと同時に配布している「ごみの分け方・出し方」のリーフレットを全戸配布しており、内容も細かく分類表示されております。

分別の現状については、中には可燃ごみ袋に不燃ごみを混ぜてごみ出しをする事案が年間数件程度あるようですが、悪質で恒常的な違反をする方は認められず、全体をとおして決められたルールに則り、秩序を乱さず分別処理が行われている状況であります。ダイオキシン類に関しましては、組合では焼却施設における排ガス中の分析を、ばいじん濃度測定と併せ通年実施しております。各検査結果は基準値内であり、詳細は、組合ホームページで公表しております。また、家庭ごみの処理方法につきましても、大谷クリーンセンターの概要パンフレットが同じく組合ホームページで公表されており、ごみ処理の行程が分かりやすく示されております。町民の方々のごみ処理に関する意識についてですが、鋸南町総合計画策定に関するまちづくりアンケートにおいて、約6割の方がごみ減量化のための再使用、リサイクルなどを行っているとの回答がありました。また、町では啓発も含め例年実施をしているごみゼロ運動および近隣では本町のみ実施おります一斉清掃

は、多くの町民の方々に積極的にご協力をいただいていることから、ごみの再資源化及び地域の環境について、意識の高いことが見受けられます。継続的な環境保全に関する周知や、引き続き官民共同による事業を進めていくことにより、町民の皆様の更なる意識の向上に努めていきたいと考えます。

ご質問の2点目、「学校教育や生涯学習活動などにおいて、町民の意識を高める為の啓発活動はどの程度行われているか。」についてであります。小学校では、4年生の社会科で「ゴミ処理の仕組みと再利用について」、5年生では家庭科で「ゴミの分別やリサイクルについて」、6年生の家庭科で「ゴミを減らすことやエネルギーとして再利用について」、社会科で「ゴミや環境問題について自分たちに何ができるか」を学習しています。また、本年度は、6年生の総合的な学習の時間で地域の課題の一つとして、海岸に打ち上げられたゴミやポイ捨てされているゴミを取り上げており、自分たちに何ができるか考えています。中学校では、1、2年生の家庭科と理科の授業で「食品ロスについて」、「プラスチックゴミの現状や影響、プラスチックゴミを減らすための取組みについて」や「廃棄物を出さない取組み」について、学習をしています。3年生では、保健体育科と社会科の授業で「家庭から出る廃棄物・ゴミの衛生的な処理について」や「生活排水による自然への影響について」を学習し、持続可能な社会を作るため、自分たちに何ができるのか、日常生活で意識していくことは何かを考えています。小中学校では、アルミ缶、新聞紙やペットボトルのフタの回収も行っていますので、子どもたちのリサイクルへの関心も高いと伺っています。社会教育では、放課後子ども教室で「持続可能な開発目標（SDGs）を考える」と題し身近な環境に触れる講座を開催しました。ここでは、海のプラスチックゴミについて取り上げ、海の環境問題を考える本「プラスチックの海」を読んで感想を発表し合い、ボランティアの方から海洋ゴミの講話を聴きました。その後、実際に鱈ヶ浦海岸でゴミ拾いをしながら漂流物の観察も行っています。また、B&G海洋センターでは、子どもたちの環境保全に対する知識や意識の向上を図る目的で、「海ごみゼロフェスティバル」という環境学習や海岸の清掃活動を行う予定です。

ご質問の3点目、「2027年からの6市1町の広域ごみ処理施設稼働に向けてゴミの減量化にどう取り組むか」についてであります。2027年からは君津地域広域廃棄物処理事業により、6市1町において可燃物ごみを共同処理するため、現在施設建設における準備段階において、構成市町及び関係機関で協議を進めているところであります。ごみの減量化は、現在も、鋸南地区環境衛生組合の一般廃棄物（ごみ）処理基本計画において、継続的な減量化が示されており、今後も本計画により引き続き推進していくものであります。ごみ減量化の基本的な施策として、町民の方々における減量化の方策といたしましては、家庭における排出抑制と再使用の推進について、家庭生活が環境へ負荷を与えていることを自覚し、再生品の使用促進、使い捨て品の使用抑制により、ごみを出さないライフスタイルを実践して頂こうとするものであります。具体的な実践例といたしましては、マイバッグ運動と過剰包装への辞退、フリーマーケット・バザーの活用、生ごみの減量化と堆肥化、地域及び学校等での集団回収への積極的な参加とされております。また、行政の取り組みとしては、現在においても推進している、リデュース（発生抑制）、リユース

(再使用)、リサイクル(再資源化)であるスリーアールの理念を基本としております。ごみの減量化を図るため排出抑制、再資源化について、各家庭、生産者、流通事業者等への広い範囲での周知徹底により、意識の向上と資源化の促進を図る施策を引き続き推進していきたいと考えます。なお、君津地域広域廃棄物処理事業において、構成市町では新施設には相応の処理能力はあるものの、地域環境保全のため、更なるごみの減量化の課題に対し、施策の整理、課題の抽出等、統一した方策を協議していく予定であります。廃棄物処理の広域化は構成市町の地域特性、抱える課題など違いがありますが、ごみの減量化と環境の保全については共通の課題であり、引き続き協議を重ね、課題を解決しなければならないと考えております。広域化により共同事業とすることで課題の解決や地域環境の保全をすることと、ごみを集約化することにより、大きなコスト削減に繋がり、町民の方々の負担軽減が図られることが、本事業の最重要課題としておりますので、より一層の掘り下げた施策への取り組み等を構成市町で協議を行う予定であります。

ご質問の4点目、「SDGs未来都市「自治体モデル事業」に取り組む意欲はあるか。」についてであります。 「SDGs未来都市」とは、SDGsの理念に沿った基本的、総合的取組を推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い優れた計画の提案をした都市・地域を国が選定するもので、平成30年度から開始されました。選定された都市、地域は、計画を実行するために有識者や各省庁から助言、進捗評価のサポートなどのフォローを受けられ、SDGs達成に向けての取り組みをより一層強化できるとされています。国では、令和6年度末までに210都市を選定するとし、令和3年度までに、4回行われた選定では、242の応募の中から124の都市が選定されております。選ばれた自治体の中から、特に先導的な取り組みを計画した事業については、「自治体SDGsモデル事業」として、毎年10都市ほどが選定されています。選定された都市、地域は、地方創生推進事業費補助金が活用可能となり、より高い水準で「経済」「社会」「環境」の相乗効果が見込め、様々な利害関係者との連携により、地域での自律的好循環が図られることから、県内では、令和3年度に市原市が提案を行い、選定されております。本町では、本年度から新たに始まった、鋸南町総合計画の施策分野ごとに、SDGsの目標達成に向けての項目を紐づけ、各施策の実行によって、SDGsの推進を図ることとしております。また、国が策定しました、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略において、地方創生SDGsの実現などの持続可能なまちづくりが横断的な目標として追加され、第2期鋸南町まち・ひと・しごと創生総合戦略においても、SDGsの目標を念頭に、策定に取り組んでまいりました。令和3年度に審査した自治体SDGs推進評価・調査検討委員会の総評に『これから「SDGs未来都市」を目指す自治体においては、これら好事例を学ぶ中で、それぞれの自治体自らの資源や財産は何か、抱えている問題・課題は何か、などを十分精査いただき、自らの発展につながる良い提案を作成いただくよう期待する。』とまとめられております。回を重ねるごとに選定基準が厳しくなっており、環境分野だけでなく、他の分野も含め総合的な取り組みを行いつつ、特に先導的な取り組みを計画した事業が対象となります。これら選定基準を踏まえ、「SDGs未来都市」へ

の提案は、本町の現状に照らしますと、大きな効果を得られるものとは想定できず、費用対効果や業務量なども勘案し、取り組むことは厳しいと判断しております。いずれにいたしましても、SDGsを推進していくためには、総合計画や各種計画などに盛り込んだ施策を着実に実行していくことが不可欠であると認識しておりますので、官民連携のまちづくりにしっかりと取り組んでまいります。

以上で、青木悦子議員の一般質問に対する答弁といたします。よろしくお願い致します。

○議長（鈴木辰也）

青木悦子議員、再質問はありますか。

はい、青木悦子議員。

○5番（青木悦子）

質問1についてでございますけれども、ごみゼロ運動の実施やゴミ処理に関して、町民の意識が大変高いことは本当に喜ばしいことだと思っています。真面目な町民が多いということの証拠ではないかと思えます。しかしながらですね、アンケートでは6割という結果だそうですので、まだ約半分といっても過言ではない状況です。

2019年のふるさとクリック地図で見るゴミ排出量は、県下ワースト2位でした。被災後の台風のですね、被災後のゴミの影響があるかと思えますが、町はどう捉えているでしょうか。以上。

○議長（鈴木辰也）

建設水道課長。

○建設水道課長（平嶋隆）

はい、議員ご指摘の通りですね、2019年度の住民1人当たりのごみの排出量は、当町は県下ワースト2位の状況となっております、高い値を示しております。

この要因といたしましては、令和元年房総半島台風災害におきまして、建物内の風水被害による最後の片付けゴミである衣類、布団、家具、樹木等がもちこまれまして、合わせてですね、家屋の解体を余儀なくされた方の災害ゴミの処分のためにですね、鋸南地区環境衛生組合に持ち込まれたものでございます。

これによりまして2019年度は、災害によります突発的な事象と考えておりますが、企業等のですね、事業系ごみの少ない当町におきましては、各家庭から排出されるゴミが町全体の排出量に大きく影響することは認識しておりますので、日常における各家庭のゴミの減量化の取り組みをですね、引き続き行っていきたいと思えます。

ゴミの排出抑制、または資源化を行うことによりまして、地域の環境保全、ひいては町民の方々の負担の軽減に繋がることについて、基本的なことではありますが、さらに町民の方々に周知をさせていただきまして、意識の啓発活動を促進していきたいと思えます。

以上です。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。青木悦子議員。

○5番（青木悦子）

ご答弁ありがとうございました。まだですね、生活ごみを自宅で燃やしているという方もいるやに聞きます。環境を考えますと、今後調査をして、より一層の認識、意識を図っていただければと思います。

引き続き、質問に入ります。さらにですね、環境に優しいゴミ処理、減量化に向け、官民共同での取り組みと答弁いただきましたけれども、差し当たっての新たな方策はあるのでしょうか。そして、ゴミ処理に関し、減量化やリサイクルなどについて、大手スーパーなどとの連携によって、新たな取り組みは考えられないのでしょうか。この質問はですね、やはり個人がリサイクル、リユース等意識していても、なかなかパックの紙が剥がれなかったりとか、色がついていてリサイクルに回せないものがあつたりとか、そういうことがあるときによく考えたことなので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木辰也）

建設水道課長。

○建設水道課長（平嶋隆）

はい、白石町長の答弁にもありましたが、官民共同の取り組みといたしましては、現在ですね、ゴミゼロ運動および町民の皆さんによります、一斉清掃などが、おこなわれておりますが、その後参加者のですね、ご意見等もありましてですね、中には参加者がですね、参加者の年齢層が高齢者に偏っており、若い方の参加が少ないというような町民の方々からのご意見もいただいているところであります。

今後もですね、本事業は継続していく予定となっておりますが、あわせてですね、鋸南町まち・ひと・しごと創生総合戦略におきます、人が集う魅力あるまち作りを推進する観点からですね。町民の皆さんだけではなく、環境に良い関心を持つ方が参加できるゴミ拾いイベント事業の実施を環境の分野において検討をすることとしております。

一連の事業によりましてですね、ゴミの綺麗な街を創出する、住みよい環境作りに取り組みたいと考えております。またですね、事業者と連携につきましては、都市部においてはですね、事業所と連携した事業所認定制度等により各種のですね、啓発活動をしている事案があります。

当町も含め近隣地域ではそのレベルには至っておりませんが、事業者との連携は今後十分に必要と考えます。なお町内の事業所ではですね、既に独自に資源回収等をしていただいている店舗もありまして、合わせてですね、引き続きエコバックの奨励や過剰包装の抑制、あるいは食品ロスの削減等の一層の推進をしていただけるよう、連携協力を図っていきたいと考えます。

以上です。

○議長（鈴木辰也）

再質問は、青木悦子議員。

○5番（青木悦子）

新たなイベント等を検討されているということで、大変力強く感じました。業者との連携等での説明もありましたけれども、リサイクルできるものなどを面倒くさくなく手軽

に処理できる商品環境、それから場所と、そういうものを整えていただければ、町民も、主体的に活動ができるのではないかと思いますので、ぜひ取り組んでいただければと思います。

二つ目の質問についての1点目です。今の子どもたちが住んでいく地球は、今のままでは危ない、立ち行かなくなると言われています。子どもたちは多くの事を学び、考えて実践していることはわかりました。学校もきちんと子ども達と取り組んでいるということがよくわかりましたけれども、学んだことを大人とともに、町民ぐるみで、輪を広げていく活動となるよう、行政としても、方向付け支援をしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木辰也）

教育課長。

○教育課長（福原規生）

はい。子どもたちの考えが実現いたしますと、自分たちも地域の一員であると思えることができますし、学習意欲も高まり、大変良いことだと思います。3年前ですね、小学校6年生の授業を行いました子ども議会の中で提案されました赤ちゃんの駅ですが、鋸南町中央公民館の他数カ所に設置いたしまして、乳幼児を持つ保護者の皆さんがおむつ替えや、授乳等で利用しております。このときもですね、自分たちの提案が実現したと子どもたちは大変喜んでおりました。

今後ですね、子どもたちからの良い提案があればですね、実現できるように支援していきたいと考えております。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。青木悦子議員。

○5番（青木悦子）

今までの子ども達の考えてきたことが実際に町の中に生かされて、そして地域の一員としての意欲を持って今後も活動を続けて大人ともに活動を続けるって大変なことだし、未来を担うのは自分達であるってことの自覚を持てるように、なるのではないかと思います。

引き続き二つ目です。土曜日の放課後子ども教室、プラスチックの海を読んでの活動には私もサポーターとして参加しました。絵本を読んでの感想や講話についての反応もさすが学校での学習の成果を感じました。今後も私達人間が恩恵を受けている海を、どう守り抜いていくか。大人顔負けのグローバルな考え方で地球の守り手として育ててほしいと思います。

3つ目の質問についてです。リサイクル、リデュース、リユース、3R等の行政の取り組みなどの基本理念を一層強化充実の方向でお願いいたします。現在、未来の環境を守るために行政だけが苦慮するのではなく、住民のですね、積極的な主体性を生かす政策をお願いいたします。そこで提案ですが、生活ゴミの半分近くは生ごみであるというデータがあります。水ゴミと呼ばれるぐらいの水分も多く、約80%は水分だそうです。

水を燃やすための燃料なんて、もったいないです。生ゴミは、可能な限り各家庭で処理

することを町として推進したらいかがでしょうか。2027年からの広域ゴミ処理施設の稼働に伴ってですね、やはり重さを減らすっていうことは、町の負担が減ることに繋がります。

そこです、減らすために、コンポスト等の堆肥型や、皆さんは耳慣れないかもしれませんが、キエーロという消滅型の処理器があります。で私はキエーロという消滅型を6年前から使っています。土に混ぜて生ゴミを埋めますから、バクテリアで土に帰ります。

その土は花壇や畑の肥料として活用しています。悪臭もなく、ほとんど虫もわきません。6年前に葉山町に視察に行ってきました。葉山町も独自ではなく、広域化でゴミ処理を実施するため、できるだけ可燃ごみのダイエット化、資源化施策等を進めており、費用削減のためにも、町民がゴミの減量に努めている町です。環境改善とゴミ処理のコスト削減に取り組んでみてはいかがでしょうか。

○議長（鈴木辰也）

はい、建設水道課長。

○建設水道課長（平嶋隆）

はい。3Rの推進についてはですね、町長の答弁にありました通り、町の取り組む環境行政の基本理念として位置づけられているところであります。

議員ご質問のですね、町民の方々の積極的な主体性を生かす方策としまして、生ゴミ処理の削減についてということではありますが、これについては、各ご家庭の創意工夫によりましてですね、削減することによりましてですね、可燃ごみ全体を少なくすることができまして、環境の保全、また町民の方々と合わせて行政の負担の軽減ができ様々な大きなですね、メリットがあると思います。

なお、この処理方法についてはですね、いろいろな大手電気メーカー等の機器、また議員のおっしゃられました、簡易型等、多種でありまして、また使用する各ご家庭の条件によりましてですね、多岐にわたると考えますので、生ゴミを各家庭で処理することによる有益性について、相対的なですね、周知等については今後行っていきたいと考えます。

また行政としてはですね、今後の広域化事業も踏まえまして、可燃ゴミの削減の方策として、さらなる可燃ゴミの分別による資源化も必要となると考えておりますので、十分な検討をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。青木悦子議員。

○5番（青木悦子）

単なる検討ではなく、十分な検討というお言葉をいただきましたので、これはぜひ進めて推進をしていただければ、未来の健全な普及に繋がること間違いなしだと思います。これをぜひ鋸南町から広く広げていけたら素晴らしい実践だと思いますので十分にご検討いただければと思います。

引き続きですが、学校給食ですけれども、残飯は衛生組合が処理しているとの話を聞

きました。学校にですね、今お話しましたキエーロ等の、他にもいろいろありますので、そういう生ゴミ処理機を何台か用意して、残飯も土に還れば、綺麗な花を咲かせたり、美味しい野菜ができたりという学びになるわけです。一番わかりやすい循環型社会の形成に繋がる環境学習ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木辰也）

はい。教育課長

○教育課長（福原規生）

はい。学校給食で出た残飯ゴミですが、ゴミがでないにこしたことはないんですが、全て食べてしまえば一番いいですが、なかなかそうはいきません。そこでですね、学校では栄養士の先生が中心となって、給食のメニューを工夫したりですね、子どもたちも給食委員会とか、そういう組織してですね、できるだけ残飯が出ないような工夫をしております。

ただどうしても出てしまう残飯がですね、土に還ることがですね、わかる学習というのは、手軽にできるわかりやすい環境学習だと思います。機会を見てですね、学校にも伝えたいと思います。ただですね、現在ですね、あの学校の方はあのコロナ対策で追われておりまして、なかなか厳しい状況でございますので、落ち着きましたらですね、ぜひ提案してですね、やれることからやっていきたいと思います。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。青木悦子議員。

○5番（青木悦子）

本当にこれは目でわかる環境学習ですので、ぜひやれることからやっていただければ、子どもたちの未来にとって良いのではないかと思います。よろしく願いいたします。

4番目の質問についてです。SDGs 未来都市への応募についての考え方、町の考え方は十分理解できました。この質問をしましたのは、個人的には他市に先駆けて未来都市の応募をすることを、鋸南町が名乗りを上げますと未来に向けての鋸南町の取り組みがアピールできればその魅力が素晴らしい街だということで、移住人口等にも影響するのではないかという考えもありました。

千葉県は他県に比べて、県全体でも、未来都市、応募してありません、参加していません。ただ一つ市原市だけが応募して実践しているところです。なので、もし鋸南町がそういう意欲があって、町の規模なりに行っているっていう評価で認められる可能性も無きにしても非ずですので、そういう評価がされれば、町の魅力として大きいかと思った次第です。

一つの事例を紹介したいと思います。2030年達成に向けてゼロ・ウェイスト宣言。ゴミをゼロにすること、減らす環境社会政策ゼロ・ウェイスト宣言をした、徳島県上勝町は、環境問題を学ぶなら上勝町までになれるよう、年代ごとの学習プログラムや、気軽に集まって環境について学べるサロン作りなどを推進し、未来の子どもたちの暮らす環境を自分のこととして考え、行動できる人を育てていきたいと思いますとのコメントをしています。私個人といたしましても、上勝町に近づくのは大変なことだと思いますが、町としての形が出来上がれば、各個人も頑張れるのではないかと思います。この上勝町のコ

メントについて一言お願いいたします。

○議長（鈴木辰也）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

はい。それでは上勝町の取り組みについてでございますが、ゴミになるものをゼロにするということで、インターネットの情報では宣言から17年経ちまして、ゴミのリサイクル率はさ、80%以上ってということで、大変大きな成果を達成しているようでございます。議員がおっしゃる通り大いに参考とすべき先進的な事例だというふうに考えております。本町の現状でございますが、町長答弁の方にもありましたがまち作りのアンケートでは、環境に配慮した生活が3Rについて実践されている方は6割以上ということでごみの減量化が実践されていることは、ある程度進んでいる状況ですが、一方で再生可能エネルギーへの費用負担をしますかという問い、それから自然を守るために生活を不便にしても良いですかというようなことについては、3割程度の方が賛成ということで、まだ、その温暖化対策、先ほど言われた循環型の社会に対する意識っていうのは低いというふうに考えております。

こういった傾向はですね、我々行政の取り組み、また情報提供が不十分であるということも一つ要因だと考えておりますので、これも答弁にありました通り、学校教育や社会教育の場で学習啓発をさせていただき、それから行政主体となって、ゴミの減量化を図るために意識の向上と資源化の促進を図るための施策を取り組んでいくということで今後進んでまいりたいというふうに思っております。

それから地方への移住の件、先ほどですね、議員おっしゃられましたが、これについては立地や地域特性などに加えて、自治体に取り組む施策も重要な選択条件には当然考えておりますし、一般的にもそう言われております。

そのために鋸南町においてもですね、景観整備など自然環境を守るための取り組みについては、長い間取り組んでおりますのでこういった取り組みが移住定住の検討の一つになるんじゃないかなと思っておりますので、このことについては引き続き良い施策を推進してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。青木悦子議員。

○5番（青木悦子）

素晴らしいご答弁ありがとうございます。今回は環境問題だけに焦点を当てての質問でしたけれども、SDGsの達成に向けての推進を町民とともに協働で進めていくための主導を力強く担っていただくよう要望して、提案要望を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（鈴木辰也）

以上で、青木悦子議員の質問を終了します。

ここで、暫時休憩します。

再開は13時30分と致します。

………… 休憩・ 午前 1 1 時 5 2 分 ………
………… 再開・ 午後 1 時 3 0 分 ………

◎一般質問

◎1 番 笹生あすか

○議長（鈴木辰也）

休憩を解いて会議を再開します。

笹生あすか議員の質問を許します。

1 番 笹生あすか議員。

【ベルが鳴る】

○1 番（笹生あすか）

コロナ禍における災害対策について、通学路について、高齢者福祉サービスについての3件の質問をします。

1 件目は、コロナ禍における災害対策についてです。安房地域でも新型コロナウイルス感染症が広がっており、特に8月に入ってから1日の感染者の発表人数が過去最多となり、それも何度か更新しました。令和元年房総半島台風より2年が経過し、みなし仮設と言われる賃貸型応急住宅の期限も迫っています。また、今年も全国各地で様々な自然災害が発生しコロナ禍での災害対策が求められています。そこで3点質問します。

1 点目、コロナ禍での災害対策の現状はどうか。

2 点目、物資調達・輸送調整等支援システムの活用状況はどうか。

3 点目、早急に公営住宅事業を進める必要があると考えるが、どうか。

2 件目、通学路についてです。6月下旬に八街市の通学路で下校中の小学生の列に運転手が飲酒していたトラックが突っ込み、児童5人が死傷するという痛ましい事故が起きました。その事故を受け、文部科学省と国土交通省、警視庁は全国の公立小学校約1万9千校の通学路を対象とした合同点検を行うと発表しました。そこで、3点質問します。

1 点目、国からの調査依頼を受け、町はどう対応しているか。

2 点目、町内の危険な通学路について、町はどう認識しているか。

3 点目、危険箇所情報等、町民にも広く周知する必要があると考えるが、どうか。

3 件目は高齢者福祉サービスについてです。安房地域で共同で作成した「認知症ケアパス」が導入され、当町でも「どこシル伝言板」という認知症高齢者の見守り事業が新規で始まっています。しかし介護従事者や対象になり得る方のご家族などへも、周知が十分でないと感じます。また、難聴は認知症のリスクが高くなると世界的にも言われており、厚生労働省からも認知症施策推進総合戦略、認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて、という、新オレンジプランという施策を2015年に発表されています。この新オレンジプランでも、認知症の危険因子として上げられているのが加齢・遺伝・高血圧・糖尿病・頭部外傷・喫煙、そして難聴です。防御するための方策として上げられているのが運動・食事・余暇活動・社会的参加・認知訓練・活発な精神活動です。そのためのコミュニ

ケーションツールとして、補聴器が大事になってくると考えられています。そこで、3点質問します。

1点目、認知症ケアパスへの反応や、どこシル伝言板の申し込み状況はどうか。

2点目、ホームページにも各種福祉サービスの情報を載せることが必要だと考えるが、どうか。

3点目、高齢者の補聴器購入への助成が必要だと考えるが、どうか。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（鈴木辰也）

笹生あすか議員の質問について、町長から答弁を願います。

白石治和町長。

〔町長 白石治和 登壇〕

○町長（白石治和）

笹生あすか議員の一般質問に答弁いたします。

1件目の「コロナ禍における災害対策について」お答えいたします。

ご質問の1点目、「コロナ禍での災害対策の現状はどうか。」についてであります。自然災害が多発し、激甚化を増す中で、住民の生命、財産を守るため、より一層の災害対策強化が求められています。

町では、現在、地域防災計画の見直しを行うとともに、「自らの命は自らが守る」ための支援として、戸別受信機の難聴解消対策や停電時の電源確保、SNSツールの活用など、災害情報の的確かつ迅速な発信が図れるよう、整備強化に努めております。

コロナ禍での災害対策の主なものは、避難所における感染拡大の防止であります。災害時における避難所運営についての新型コロナウイルス感染症への対応は、国・県から示されており、それに準じて対策を講じているところであります。

災害が発生し避難所を開設する場合、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、避難者が密接しないよう、十分なスペースを確保する必要があります。発生する災害を想定したり、被災者の状況等から、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を開設し、感染症対策に留意することとされています。指定避難所以外の施設で、臨時の避難所の確保として、昨年5月に区長さんに対しまして、各区所有の集会施設の積極的な活用と自宅での安全確保が可能な方については、そのまま自宅に留まっていただくこと、親戚、知人宅への避難する方法を視野に入れて頂き、避難所に行く手段がない方を適切に受け入れられるよう協力をお願いいたしました。立地条件や災害の種類にもよりますが、16区で施設の開設が可能との回答を得ました。本年度につきましても、年度当初の第1回行政委員会におきまして、災害時における避難について、繰り返しご説明を行い、協力要請を行っております。このような経緯を踏まえ、各区、自主防災組織においても、避難時の必要資機材について、それぞれ整備を進めていただいております。当然のことながら、避難者や避難所運営に携わるスタッフは、頻繁に、手洗い、咳エチケット等の基本的な感染

対策の徹底を心がけ、物品の消毒など避難所の衛生環境の確保をできる限り整え、避難所内の十分な換気の実施、スペースの確保等や発熱、咳等の症状が出た方のための専用のスペースを確保することとしています。

令和2年度におきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しまして、感染対策のための避難所関係の備品や消耗品を整備いたしました。

整備した主なものは、避難所の感染予防対策として、消毒液、マスク、ゴム手袋、タオル、雑巾等の消耗品のほか、飛沫感染等の対策やプライバシー保護の観点から、「間仕切り及び間仕切り用マット」、臨時避難所として行政区が開設したコミセン等に貸し出しが可能な、「簡易テント」、熱中症や室内の換気対策のための「大型扇風機」、停電時にも使用できるよう「発電機」、入口における検温実施に必要な「自動非接触型体温計及び可搬蓄電池」、避難者が共有して使用することとなりますトイレは、自動で密封処理が可能な「自動ラップ式トイレと必要な消耗品」を、また、高齢者の要支援者対策として「電動エアベッド」を購入しました。

なお、避難所の開設が長期化する場合には、保健福祉部局との連携により、保健師等による定期的な健康チェック等を行うなど、避難者の健康管理と感染の予防に努めてまいります。

町民の皆様の命を守る行動を支援するため、まずは避難所の開設を迅速に行い、的確な災害情報を伝え、その上で、整備した備品等を活用する中で、感染予防対策を講じてまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「物資調達・輸送調整等支援システムの活用状況はどうか。」についてであります。近年、大規模災害が頻発しており、行政機関等が被災された方々に対して物資の支援を行う機会が増えております。

国における物資の支援体制につきまして、被災地方自治体からの要請による支援と、具体的な要請を待たずに被災地に物資を緊急輸送するプッシュ型支援を実施しており、いずれも関係者間の情報のやり取りは、主に電話やFAXなどによって行われてきました。しかしながら、情報が錯綜し、情報の共有や、物資の充足状況等の把握が不十分なことから、支援物資の偏りや必要とする物資とのミスマッチが生じることが課題となっております。

平成30年7月豪雨災害の振り返りとしてまとめられた初動対応検証レポートから、『避難所のニーズや物資の発注・到着状況などの物資に関する情報を一元的に管理し、国・都道府県・市区町村において共有するシステム』の構築に向けた取り組みを進める必要があるとされ、令和元年度に物資調達・輸送調整等支援システムの開発が行われ、令和2年度より運用が開始されております。

このシステムの導入で、平時または災害時において必要な情報を登録・更新することにより、避難所や物資拠点における物資の在庫等の情報が一元的に管理され、災害発生時には、避難所や物資拠点の開設状況や避難者数、物資の在庫状況等がリアルタイムに共有され、支援物資の偏りや、ミスマッチ解消につながります。

また、支援要請から調達・輸送、物資到着までの情報につきましても、各担当者が、そ

れぞれ必要な情報を更新することで、一元管理され、情報共有・明確化がされました。

本町におけるシステムの運用状況でございますが、物資拠点や備蓄倉庫、指定避難所の位置情報及び備蓄物資の在庫情報について、登録を終え、国県、市区町村において情報の共有化が図られております。

また、運用開始後、内閣府主催による操作・情報伝達訓練が2回実施され、いずれも、国が作成した訓練シナリオに沿った、国、都府県、市町村間での物資支援に係る一連の操作訓練であり、本町も、災害担当者が参加しております。

1回目は本年3月18日、南海トラフ地震を想定した操作・情報伝達訓練が、物資関係府省庁並びに『南海トラフ地震防災対策推進地域指定市町村』に該当する29都府県、707市町村を対象に実施されました。

2回目は6月29日に、1回目と同様に南海トラフ地震を想定した操作・情報伝達訓練で、千葉県においては県内全市町村を対象に実施されました。

今後実施される訓練にも必ず参加をし、災害担当者のみならず複数人が訓練に参加することによって、操作の習熟を図り、災害発生時において、迅速かつ効率的な物資支援業務が可能となるよう努めてまいります。

ご質問の3点目、「早急に公営住宅事業を進めることが必要だと考えるが、どうか。」についてであります。令和元年房総半島台風の災害により、現在賃貸型応急住宅については、本年9月以降、順次2年間の入居期間が満了いたします。このため、事業者である県において、期限の6か月前に周知すると共に、入居期限後の住まいの予定を確認しております。

多くの方は自宅の建て替えや修理、また、現在入居している賃貸住宅の個人契約への切り替えを予定していますが、中には転居時期が未定や未回答の方もおられることから、県と該当市町村との連携により、全ての入居者の意向や実情を早期に把握し、住宅の確保が図られるよう、必要な支援に取り組んでいるところであります。

町民の方々の動態といたしましては、被災され賃貸型応急住宅を利用された方は、当初59世帯138人の方がおられましたが、その後新築や修繕等により転居された方もおり、8月24日現在では41世帯91人の方が入居されています。

この41世帯の方々の今後の予定についてであります。新規に住宅の新築及び購入が19世帯、現在の入居住宅を個人で契約が14世帯、新たな賃貸物件へ又は親族へ転居が6世帯、既存住宅の修繕1世帯と、40世帯の方々につきましては方向性が定まっておりますが、1世帯の方は未定となっております。未定となっている1世帯の方も含め入居世帯全体を、県と連携し、十分にサポートしていきたいと考えます。

このことによりまして、入居者の方々はそれぞれに新たな生活設計により住宅の確保を予定されていることから、本台風災害の被災者に対する、早急な町公営住宅の検討は、現在では必要としない状況と考えております。

しかしながら、町住宅施策としては、現在の公営住宅の今後の在り方について、災害対策も含めた住宅施策、或いは人口減少対策による移住定住施策も含め、町の公共的な住宅は必要と考えますので、様々な角度から検討していきたいと考えます。

2件目の「通学路について」お答えいたします。

ご質問の1点目、「国からの調査依頼を受け、町はどう対応しているか。」についてですが、各学校では、毎年年度初めに通学路の安全点検を行っています。教育委員会では、その結果をもって道路管理者、警察、学校等に呼びかけ、通学路の合同点検を行い、危険箇所を確認し、関係機関へ改善を依頼し、安全確保に努めているところです。

今回文部科学省からの調査依頼は、八街市において下校中の児童の列にトラックが突っ込み、死傷する痛ましい事故が発生したことによるものです。その内容は、「見通しのよい道路や幹線道路の抜け道になっている道路など車の速度が上がりやすい箇所や大型車の進入が多い箇所」、「過去に事故に至らなくてもヒヤリハット事例があった箇所」、「保護者、見守り活動者、地域住民等から市町村への改善要請があった箇所」に該当する危険箇所の点検及び報告となっています。

教育委員会では、8月27日に道路管理者、警察、学校等の関係者に参集していただき、あらかじめ学校から上がってきた危険箇所の点検を行ったところです。今回の点検では、車の速度が上がりやすい道路や道路の横断が困難な場所、落下防止の柵が無い箇所等を確認し、対応策の意見交換を行いました。今後、関係機関と連携し、安全を確保に努めてまいります。

ご質問の2点目、「町内の危険な通学路について、町はどう認識しているか。」についてですが、通学路は、できるだけ安全に登下校できる経路を選ばなければなりません。しかしながら、中には人通りの少ない場所もありますので、令和元年度に犯罪抑止を目的に、勝六トンネルから中学校の間と見通しが悪い加知山踏切に、防犯カメラを設置いたしました。この場所は、大分前ではありますが、不審者情報があった場所で、保護者から心配な場所として挙げられた所です。

子どもたちが安全に登下校するには、地域の方々の協力が必要です。小学校に徒歩通学をしている勝山地区では、保護者の自主的な活動として、踏切や横断歩道等で定期的に見守り活動を行っています。

また、横断歩道の横断をサポートしている「交通安全推進隊」や危険箇所の確認や登下校を見守る「スクールガードリーダー」もお願いしております。更には、昨年12月から地域の方々に呼びかけ、「学校応援団」として現在4人の方に登録をしていただき、毎日、小学校の登下校の見守り活動を行っています。

ご質問の3点目、「危険箇所情報など、町民にも広く周知する必要があると考えるが、どうか。」についてですが、危険箇所情報については、町民の皆さんに周知する必要があると思います。子どもたちがよく使う横断歩道や歩道等を周知し、地域の方々に車の速度を抑えていただいたり、通学路の中で人通りの少ない場所を周知し、そこを地域の方々にウォーキングや散歩のコースにさせていただいたりすることで、子どもたちの見守り活動につながるからです。今後、危険箇所情報等の内容を検討し、町報やホームページ等で周知してまいります。

3件目の「高齢者福祉サービスについて」お答えいたします。

ご質問の1点目、「認知症ケアパスへの反応や、どこシル伝言板の申込み状況はどうか。」

についてであります、「認知症ケアパス」とは、認知症の人とその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らすために、状態や症状に応じたケアの流れ、受けられる支援やサービスをご案内するものであります。安房3市1町で構成する安房地域包括ケア連絡会でパンフレットを作成し、鋸南町では4千枚を用意しました。

町では、パンフレットを7月5日の区長配付で全戸配布したところでございますが、その他、病院、クリニックへの配付と身近な相談窓口として紹介している「すこやか」内の地域包括支援センターや行政の相談窓口である保健福祉課福祉支援室で相談を受ける際に活用していく予定であります。

また、「どこシル伝言板」とは、認知症により徘徊行動などで行方不明になった方を早期発見するために発見者とご家族がインターネット上の伝言板で情報交換が行えることで安否情報を共有できる保護情報共有サービスのことであります。

あらかじめ登録された高齢者が行方不明になった際、衣服や杖・バッグなどに貼付されたシールに印字されている二次元バーコード、いわゆるQRコードを携帯電話等で読み取ることにより当該認知症高齢者等の家族等に発見場所、安否情報等を通信することが可能なシステムで、鋸南町においても「認知症高齢者等見守りシール交付事業」として5月より実施しております。シールには、鋸南町イメージキャラクター「みかえりちゃん」がプリントされています。

「どこシル伝言板」の周知につきましては、5月27日に中央公民館で開催した鋸南町地域ケア会議において、参加いただいた町内外の介護事業所及び医療関係機関20団体の代表のみなさまに説明をさせていただきました。

また、町民のみなさまへの周知を図るため、7月5日号の町報に掲載するとともに担当者が館山警察署生活安全課、消防署鋸南分署、町内郵便局、商工会等に説明に伺っております。

「認知症ケアパス」、「どこシル伝言板」については、今のところ大きな反応、多くの申請等はありませんが、今後も鋸南町地域ケア会議や、講演会などで案内を続け、対象になる方、ご家族様はもちろんのこと、対象者以外の方への周知も行っていきたいと考えております。

ご質問の2点目、「ホームページにも各種福祉サービスの情報を載せることが必要だと考えるが、どうか。」についてであります。福祉サービスの情報をわかりやすくホームページに掲載することは大変重要なことであると認識しております。

現在は、介護保険制度に関する様式等の掲載のみとなっておりますが、他市町村のホームページへの掲載方法を参考に各担当で内容を確認し、各種サービスがわかりやすく見やすい掲載ができるよう検討してまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「高齢者の補聴器購入への助成が必要だと考えるが、どうか。」についてであります。厚生労働省から発表された「認知症施策推進総合戦略」いわゆる新オレンジプランの中では、65歳以上の認知症患者の数は、2025年には約700万人、高齢者の約5人に1人に達することが見込まれています。

認知症対策も打ち出されており、その中で「難聴は認知症の危険因子のひとつである」

と発表されています。

専門家の話では、認知症と難聴を単純にイコールで結びつけることはできないが、認知症と難聴のかかわりには、大きく二つの視点があり、一つは、難聴が社会的な孤立につながり、認知症のリスクを増加させる可能性があるということ、もう一つは、聴覚刺激が減少することによって、脳内で何らかの変化が起こり、認知機能に影響を及ぼす可能性があるということです。

このようなことから認知症のリスク要因として「難聴」があげられているということのようであります。

歳を重ねると周りの音が聞こえにくくなる、これは老化現象のひとつとして誰にでも起こりうることだと思います。加齢に伴う難聴を「治す」ことはできなくても、補聴器の適切な活用が難聴を補う効果的な方法として従来から行われているものですから、補聴器は耳が聞こえづらくなってきた高齢者の方にとって有効な医療機器であると認識しています。

現在、鋸南町では補聴器の助成は、障害者については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づいた支給を行っております。

身体障害者手帳を取得した方を対象に県の判定を受けていただき、交付する流れとなっており、手帳の申請から補聴器の交付まで概ね2から3ヶ月程度要し、国から告示される基準額に基づき、1割が原則本人負担となっております。

高齢者でも身体障害者の認定で高度難聴と認められれば補助金の給付を受けることができますが、軽度中等度の方については、補助金の給付はございません。

また、補聴器は、医療機器として厚生労働省が認めているため介護保険制度の福祉用具の対象とはなっておらず介護保険適用外となっているのが現状でございます。

このようなことから自治体の中には助成制度を設けているところもあり県内では3自治体が独自に行っておりますが、本町においては、近隣自治体の動向もみながら購入助成制度の導入について今後検討してまいりたいと考えております。

以上で、笹生あすか議員の一般質問に対する答弁といたします。よろしくお願い致します。

○議長（鈴木辰也）

笹生あすか議員、再質問ありますか。

笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

それではまず1件目の再質問をします。1件目から防災行政無線の戸別受信機の難聴解消対策という話が答弁の中にありましたが、その進捗状況はどうなっていますか。

○議長（鈴木辰也）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

はい。答弁で申し上げた難聴対策でございますが、こちらはアンテナの設置工事でございます。本年7月末で完了しております。当初希望されていた方の中にはキャンセルや受

信の調整などで済んだ方もいましたので、結果的にはアンテナの設置件数は208件となっております。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。

はい、笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

208件ということで難聴世帯、先日もすごくいいあの山間部の方で家の近くにでっかいアンテナ立ててもらったっておっしゃっていた方がいてよく聞こえるよっていう声だったので、無事に済んでよかったです。あと、答弁にそのSNSツールの活用というものがありませんでしたが、新しくなった町の公式LINEってというのは例えば道路、ここがちょっと窪んでいるから直してほしいとかそういうものの通報システムなども導入されてとてもいいっていう声も私の方にも届いていて私自身大変便利になったと感じています。

その現在の公式LINEの登録者数は何名になりますか。

○議長（鈴木辰也）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

はい。公式ラインですね。鋸南町の公式ラインアカウントについては、8月末時点で登録者数1,003人でございます。昨年12月に公式のアカウントを開設しまして、その開設時は54人ございました。その後増えまして700人程度で推移しておりましたが、議員お話のありました新しいツールKANAME TOを導入したのが、8月の3日でございますが、そういった効果もありまして、1,000人を超えたというようなことで把握しております。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

なかなかLINEというか、スマホを持っていても、どうやって登録していいかわからないって方が何人かいて私もお手伝いして、あの町のLINEはぜひ登録してみた方がいいですよって言って、何人か登録お手伝いしたんですけども、町の広報をすごくしてくれてますが、より多くの方にぜひ登録していただきたいので、私からも引き続き周知していきたいと思えます。

続いて、想定している避難者数っていうのは何名ぐらいで想定されているのでしょうか。または各避難所の収容人数というのはどのぐらいになりますか。

○議長（鈴木辰也）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

はい。現在の地域防災計画では地震による災害の被害想定ですが避難者は1日後で2,009人。それから帰宅困難者は1,439人、合わせて3,448人を想定しております。一方収容可能人数ですが、こちら地域防災計画で現在使用できていない旧佐久間小

学校を除きまして代替の老人福祉センターを加えまして、指定の避難所9施設で、7,672人となっています。

ただコロナ禍におきまして通路等を加味する、先ほど答弁の中にもありましたが、そういった感染対策を講じますと現在の指定避難所全体で収容可能人数は3,756人というふうに算出しています。これは通常1人当たりスペースを2㎡から3.3㎡で算出するところをその通路等を考えましてその倍にして計算しています。

さらに鋸南小中学校それから海洋センターの体育館につきましては、購入した間仕切りを置いてその数値を設定しますと、1人当たりは9.6平方メートルと多くのスペースを使うこととなりますのでそういったことを計算しまして、使用可能人数3,756人ということで、想定をしております。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

他のテーマの災害対策でちょっと定評があるというか有名な岡山県総社市というところでは今年も避難所開設されているんですが、避難所に使用されている隔離ハウスってテント状になっているけれども、すごく周りとのプライバシーとか間隔がすごく開けられるという、そういうタイプのものを使っているのですが、先ほどはあの答弁の中であの簡易テントも購入したとありましたけれども、簡易テントとはそのようなタイプのものなんでしょうか。またあのいくつぐらい簡易テントはあるのでしょうか。

○議長（鈴木辰也）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

はい。情報提供いただきました、岡山県の総社市のものと、間口、奥行きについては2.1mということで、同様のサイズでございます。ただ高さはですね若干私どもが購入したものについては20センチほど低いものでございます。こちらは100基、100台ですね。100個を購入させていただきました。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

私は動画でしか見たことがないのですが、すごく避難されてる方はプライバシーが守られていていいっておっしゃってたので、そういうふうなものが町にも100基あるっていうことはすごく心強いなと思いました。先ほどから今のコロナ禍での感染対策をしながらの避難所運営はとても大変だと思いますが、その答弁の中でも発熱や咳などの症状がある場合のために専用スペースを確保するというあの答弁がありました。医師や保健所との連絡体制や連携はどのような計画になっていますか。

○議長（鈴木辰也）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

はい。まず医師との連携に関しましては、答弁の中でもありました通り、保健師等が健康観察を行う中で、必要に応じて原則的には救急搬送ということになると思いますがそれ以外は病院への手配を行うことになると思います。そのため発災時は医療機関の被災状況等を的確に把握する中で、円滑な連携に努めるということになると思います。それから保健所との連携ではですね、新型コロナウイルスに感染した方で軽症者や無症状者についての対応が主となると思います。

千葉県が示した避難所運営に係る新型コロナウイルス感染症への対応編では、自宅療養を行っている感染者の避難先の確保、それから呼びかけ搬送については原則、保健所が行うということとされておりました。しかしながら現下の感染拡大を受けまして、先月8月にですね、千葉県から改めて通知がございまして、自宅療養者の一般避難所への避難を想定した対応が示されました。

この内容は自宅療養者が一般の避難所に避難した場合に備えて、市町村において避難所のレイアウトを検討しておく。それから保健所との連携によりまして、自宅療養者に対しての避難方法の伝達や感染対策、搬送等市町村において対応することとされました。このため自宅療養者の個人情報につきまして、市町村からの依頼により保健所から提供されることとなりました。ただ提供の仕方については、文書等で通知がありましたけれども、具体的にどういった形で保健所から、市町村の方でですね、提供されるか、またどういった時期にその情報提供するかということについてはこの協議をしていかなければならないというふうに考えております。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

安房地域かなり感染者が増えてちょっとここ9月に入ってから少し全然感染者の発表がない日もあったりもしますが、まだまだ次の波が来ると言われていますのでなるべく協議を早めにしていただいて、万が一に備えてほしいと思います。

それで、要支援者の名簿作成も台風15号の房総半島台風の後からスピードが速まって作成していると思うんですけども、その名簿の進捗状況はどうなっていますか。

○議長（鈴木辰也）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

はい。ご本人から同意を得て搭載します、災害時避難行動要支援者名簿につきましては、昨年4月に各区長さんにお渡しをして保管をしていただいており、本年4月にも更新をした名簿をお渡ししております。

これからの課題としましては、新たにその対象となった方への同意方法と各地自治体でも大きな課題になっております、個別計画の策定の2つが私どもの課題とっております。で新たに対象となった方の同意徴収では、町報等に掲載を行いまして、福祉関係者の協力を得て、支援を希望する方を名簿に掲載できるように努めてまいりたいと思ってい

ます。

また個別計画に関しましては、地域と福祉関係者等が一堂に会して策定をする必要がございます。その方法については現在検討中でございます。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

要支援者名簿はやっぱり更新はちょっと大事になってくると思います。

あの個人情報保護法とかいろんな問題も絡んでくるとは思いますが、あのなるべく取り残された人というか、あの支援が届かない人が出ないような取り組みを一緒にしていただけたらと思っています。

昨年も一般質問でしたんですけれども、ペット同行避難所の計画はありますか。

○議長（鈴木辰也）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

はい。昨年の12月の定例会かと思いますが、笹生議員から同様のご質問がありまして、その際一時的な避難では人命を守ることを最優先とさせていただきまして、長期的に避難所を運営しなければならない事態になったときにですね、ペットのスペースを確保するよう努めていきたいというふうに答えておりました。その後進展はございませんで同様の対応をさせていただいております。9月5日発行の町報におきまして、ちょうどその動物の愛護週間ということに合わせましてですね、担当者の方の発案でペットに関する特集を掲載させていただきました。その中にも、災害時の避難について一部掲載させていただいておりますが、その内容はですね、まず飼い主ご自身の安全を確保いただいて、ペットの持ち込みは原則禁止、在宅避難や車中泊をおすすめして、同行する場合には、リードを装着とケージなどに入れることをお伝えさせていただいております。

コロナ禍によりまして、避難者の収容可能人数も減少する中で、指定避難所のほとんどが、教育施設や行政サービスを提供する施設となっております。環境面なども配慮する必要がありますので、現時点ではペット同行避難所を指定するという点については、難しい状況にあるというふうに考えております。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

私も9月5日の町報に目を通しまして、いろいろどうやったらペット同行避難所の方が前に進むのかなというのを調べていく中で、平時から平常時からその適正飼育を飼い主に求めていってガイドラインも知ってもらって、もう国の一応ガイドラインはあるのでそれを知ってもらって、その同行避難というのはあくまでも室内避難、一緒に室内に飼い主と避難するのが必ずしも同行避難と言わないとか、そういうこととかもあるので日頃からちゃんとリードをつけてもその躰が行き届いて、行き届くとか、いろいろな面での平時からできる啓発活動というものがあると思うので私も犬を飼っているのですそのことを飼い主

としてももっと広めていけたらなと思っています。

で、あの福祉避難所や、またあの鋸南病院での避難者の受け入れに対しての計画というのはどうなっているのでしょうか。

○議長（鈴木辰也）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

はい。現在福祉避難所として協定を締結している施設は5つございます。その受け入れ可能人数は40人でございます。

平時行政は利用見込み者名簿を作成いたしまして、施設は災害時の体制を整備する。また利用者、利用予定者についてはご自身で移動手段の手配をしていただくということで計画しています。災害時の避難に当たっては利用者からの希望に応じて行政が受け入れ調整を行いまして、開設可能な施設への避難者の受け入れを連絡するといった手順になっております。なおその際必要となります簡易ベッドなどの備品については、行政側から配布するという形で計画をしております。失礼しました。それから鋸南病院での避難者の受け入れについてでございますが、現在のところ具体的な計画はございません。状況に応じて診療や治療が必要な方の受け入れをお願いすることになるというふうに考えております。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。はい。笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

福祉避難所が5ヶ所に増えていたので、あと人数も増えていたので少し安心しています。鋸南病院の活用としてやっぱりベッドはあるはずなので、以前鈴木議長からも一般質問もあったんですけどそういう活用も含めていろいろと計画をしていってほしいと思います。

次の質問で2点目の方からで、停電した場合に、物資調達・輸送調整等支援システムは利用できるのでしょうか。

○議長（鈴木辰也）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

はい。このシステムにつきましては、インターネットの回線を介して利用しているものでございます。現在のところ、本庁舎の非常用電源からはこのインターネット回線の電源供給はできませんので、停電時にはこの端末をパソコンからの利用はできないこととなります。なお停電時スマートフォンの通信が確立していれば、スマートフォンからこのシステムに入ることは可能です。個人所有のものとなりますが、停電時は個人のスマートフォンを利用して、システムに入り対応するという形で考えております。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。はい。笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

次の質問で、昨年3月議会で私の方から公営住宅の施策として、住宅セーフティネット制度について質問しましたが、その後検討などはされたのでしょうか

○議長（鈴木辰也）

建設水道課長。

○建設水道課長（平嶋隆）

住宅セーフティーネット制度につきましては、昨年の議会におきましてですね、今後町の検討する課題の一つとして答弁させていただきました。

制度につきましては、議員さんもよくご存知の通り、住宅確保要配慮者である高齢者、障害者、子育て世帯、外国人、災害被害者等に対する住宅対策としておりまして、事業のスキームとしましてですね、民間の家主が入居を拒まない条件で物件を登録していただく必要がありまして、容易にはですね、登録が進まない状況でありまして、現在当町も含む安房地域でも登録が進んでない状況は変わっておりません。このようなことからですね、県の動きといたしまして、県不動産関係団体、居住支援団体、当町も含め県内36市町村で構成されます千葉県住まいづくり協議会居住支援部会におきまして、住宅セーフティーネット等の居住支援対策を行っているところでありまして、部会においてはですね、各NPO法人の方々とも連携をして取り組んでいるところであります。近隣においては鴨川市にですね、該当のNPO法人がありまして、当町とは令和元年台風災害後にですね、情報交換を行っておりまして、居住支援等についてもですね、情報提供をいただいております。当町においてですね、なかなかセーフティーネット住宅がですね、実現は難しい状況ではありますが、今後もですね、継続してNPO法人の方々、県および関係団体との連携によりましてですね、住宅セーフティーネット制度をはじめとする居住支援について、県内各市町村と足並みを揃えましてですね、普及促進に努めていきたいと考えてます。以上です。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

公営住宅についてもうちちょっと聞いたかったんですけど時間がないのでちょっと次回にします。次回以降にします。2件目の質問から、通学路の危険箇所は今現在何箇所ぐらいありますか。

○議長（鈴木辰也）

はい。教育課長。

○教育課長（福原規生）

はい。今年度の調査では、小学校から15ヶ所、中学校から5ヶ所上がってまいりました。いずれもですね、フェンスがなかったりですね、草木が生い茂って見通しが悪いとか、車のスピードが出やすい場所、そのようなところで箇所数が上がってきております。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

今2ヶ所の防犯カメラがありますけれどもそれ以外に防犯カメラの設置の要望や設置予定というものはありますか。

○議長（鈴木辰也）

はい。教育課長。

○教育課長（福原規生）

現在はですね、防犯カメラの設置の要望はありません。今年度はですね、中学校とですね、あと公民館、海洋センターですか、それぞれ教育施設にですね、防犯カメラを設置する予定はありますが、今後また通学路等でですね、設置要望がありましたら、検討させていただきたいと思います。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

自転車通学の中学生になるんですが、自転車通学の学生の飛び出し、特に多いのが保田神社の裏のところのすごく狭いところから自転車を飛び出してくるっていう話が保田地区の方から伺っていたり、あとは狭い道なんだけれども並列走行を自転車がしているっていうことで相談も私の方にあったりするんですが、学校での指導というのはどのようにされていますか。

○議長（鈴木辰也）

教育課長。

○教育課長（福原規生）

はい。中学校ではですね、生徒全員からルールを守って自転車に乗りますというような内容の誓約書を全員から取っているそうです。ただ、現実的にはそういうようなお話がございます。学校の方ではですね、定期的に学級活動、全校集会のときにマナーを守って乗りましょうという指導はしております。またですね、学校だよりを通じて親御さんにもですね、指導していただくようにはお願いをしているところです。今後ですね、そういう危険な乗り方等に見かけましたらですね、ここで、こんな風だったよっていうのをですね、教育委員会の学校でも構いませんので、お伝えいただきましたら、直接生徒の方に伝わるようにしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

もちろん家庭でも親の方と保護者の方がしっかり、事故が一番怖いので、そういうことをやって、私も見かけたら声をかけていこうと思います。

続いて3件目の質問から近隣市でのどこシル伝言板の申し込み状況はどうなっていますか。

○議長（鈴木辰也）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（寺本幸弘）

近隣市の申し込み状況でございますが、館山市におきましては、令和2年11月から現在まで5件、南房総市におきましては、平成29年12月から現在まで17件、鴨川市

につきましては、令和2年12月から現在までで3件申請があるということでございます。あと当町におきましては、現時点で2件の相談がありまして、現在申し込みのために準備中ということでございます。以上です。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

はい。高齢者福祉サービスに関してだけのことではないのですが、ホームページからいろいろな申請書をダウンロードできるようにしてほしいという声もあります。平日に役場に行って、相談をしながら書くっていうことも大事だと思うんですけどもなかなか時間がない世代もあると思いますし、役場の職員のあの業務の負担軽減という意味でも事前にダウンロードできて、プリントアウトできてって人はそうやって書いてから持っていった方が円滑に進むとも私は考えますので、そのことに関してはどうお考えでしょうか。

○議長（鈴木辰也）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（寺本幸弘）

議員仰っていただきましたようにホームページ上からファイルをダウンロードさせたいという要望に対しましては、できるだけ早くですね、対応させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。笹生あすか委員。

○1番（笹生あすか）

ぜひよろしくをお願いします。

続いて、補聴器の助成を前向きに検討してほしいと思います。今いろいろな研究データが出ていて、アメリカなどでは難聴者のうち、補聴器をつけている方に比べて補聴器をつけていない方の、言い方が嫌なんですけれども、生産性がね、非常に落ちて半分以下になってきて、それによって国も税収が減ってっていう試算が出ているそうです。早めに対応することが国全体の予算や医療費に大きな影響があると言われていたりだとか、あとは難聴があると自立生活の支障となるADLっていう日常生活動作が悪くなってしまって、介護が必要な状態または死亡率も増えていくという調査結果もあります。慶応大学の公衆衛生学部教室で出したデータですけれども、男性が難聴があると、難聴がない場合に比べて3年後に要介護または死亡となるリスクが3.10倍になるというものがアメリカでも同じようなデータがあるので、ぜひ何か進めてほしいですけれども、あの全国的な問題というか世界の問題に今なっているそうなので町単独でのあの助成事業は難しいかと思いますが、県や国に支援してもらえるように町から要請してほしいと考えますが、どうですか。

○議長（鈴木辰也）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（寺本幸弘）

補聴器に関しましては、個人差があるということで例えば耳の形ですとか、そういった個人差があるということで、統一の機器同じ規格のものというわけにはいかない。それから例えば当人にとっては、合う合わないとかですねそういった細かい難しいようなことは聞いておりますが、担当課といたしましては、近隣自治体の動向、そういったものも踏まえて検討してまいりたいと思っておりますし、機会がありましたら、国・県に対しまして、助成制度の検討についてお願いをしていきたいと思っております。以上です。

○議長（鈴木辰也）

残り1分です。再質問は。笹生あすか議員。

1番（笹生あすか）

補聴器の医療情報提供書があれば確定申告で医療費控除が受けられるようになったという情報もありますので、2018年から医療費控除が受けられるということで条件がちょっといろいろあるのでそういうことをもし相談が役場にあった場合は周知していただければと思います。一応国会でも、あの麻生大臣が財政金融委員会で2019年の3月に加齢性難聴の補聴器購入公的補助を、あの党議員がうちの党議員が求めた際に大臣から必要な問題だという答弁もありましたので、町だけの問題でなく全国的に取り組んでいただければと思います。

以上で質問をおわります。

○議長（鈴木辰也）

以上で、笹生あすか議員の質問を終了します。

笹生あすか議員は、議席にお戻りください。

◎散会の宣言

以上をもちまして、本日の議事日程は終了致しました。

明日9月8日は、午前10時から会議を開きますので、定刻5分前にご参集願います。

本日はこれにて散会致します。

ご苦労さまでした。

…………… 散 会 ・ 午 後 2 時 3 3 分 ……………

令和3年第4回鋸南町議会定例会議事日程〔第2号〕

令和3年9月8日 午前10時開議

- | | | |
|-------|-------|---|
| 日程第1 | 議案第1号 | 一般職の任期付職員を採用等に関する条例の制定について |
| 日程第2 | 議案第2号 | 鋸南町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第3 | 議案第3号 | 鋸南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第4 | 議案第4号 | 令和3年度鋸南町一般会計補正予算（第3号）について |
| 日程第5 | 議案第5号 | 令和3年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第6 | 議案第6号 | 令和3年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第7 | 議案第7号 | 令和2年度決算認定について
1. 令和2年度鋸南町一般会計歳入歳出決算
2. 令和2年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
3. 令和2年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
4. 令和2年度介護保険特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第8 | 議案第8号 | 令和2年度決算認定について
1. 令和2年度鋸南町鋸南病院事業会計決算
2. 令和2年度鋸南町水道事業会計決算 |
| 日程第9 | 報告第1号 | 令和2年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率について |
| 日程第10 | 報告第2号 | 令和2年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について（病院事業会計） |
| 日程第11 | 報告第3号 | 令和2年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について（水道事業会計） |

令和3年第4回鋸南町議会定例会議事日程〔第2号の追加1〕

令和3年9月8日

追加日程第1 議案第9号 鋸南町過疎地域持続的発展計画の策定について
追加日程第2 議案第10号 鋸南町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する
条例の制定について

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	笹生あすか	議員	2番	早川正也	議員
3番	竹田和明	議員	4番	大塚昇	議員
5番	鈴木辰也	議員	6番	笹生久男	議員
7番	渡邊信廣	議員	8番	小藤田一幸	議員
9番	鈴木辰也	議員	11番	笹生正己	議員
12番	平島孝一郎	議員			

(午後欠席)

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	白石治和	副町長	内田正司
教育長	富永安男	総務企画課長	平野幸男
税務住民課長	石井肇	保健福祉課長	寺本幸弘
地域振興課長	安田隆博	教育課長	福原規生
建設水道課長	平嶋隆	会計管理者	対馬尚子
総務管理室長	齋藤正樹	監査委員	柴本健二

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事務局長 加藤芳博 書記 村上真理

…………… 開 議 ・ 午 前 1 0 時 0 0 分 ……………

◎開議の宣言

○議長（鈴木辰也）

皆さん、おはようございます。
暑いようでしたら上着を脱いでいただいても結構です。
議員各位にはご苦労さまです。
定刻となりましたので、ただいまより会議を開きます。
ただいまの出席議員は11名です。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（鈴木辰也）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布しておきました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木辰也）

日程第1。議案第1号、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてを議題と致します。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長。

[総務企画課長 平野幸男 登壇]

○総務企画課長（平野幸男）

議案第1号「一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について」ご説明をいたします。

本条例は、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」及び「地方公務員法」の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し、必要な事項を定めるものであります。根拠法の一つである「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」は、地方分権の進展に伴い、地方行政の高度化・専門化が進む中で、専門的な知識経験又は優れた識見を有する者の採用の円滑化を図

ることを目的として、平成14年5月29日に公布され、同年7月1日に施行されたもので、千葉県内の51の市町村で当該法律に基づく条例の制定がなされております。

今般、条例の制定をお願いいたしますのは、令和元年の台風災害において、相模原市からの総括支援チームの派遣また関係自治体からの応援、中長期災害派遣などにより、不足する人材を補い、復旧復興業務を進めてきたことを踏まえ、激甚化する自然災害等に対し、危機管理能力を強化するため、防災の専門性を有する外部人材を採用しようとするものであります。

それでは、各条文の概要について申し上げます。本条例は、9の条で構成しております。第1条は、趣旨規定であります。第2条及び第3条は、「職員の任期を定めた採用」に関する規定であります。第2条第1項は、高度の専門的な知識経験等を有する者の採用について規定したもので、特定任期付職員と称するものであります。同条第2項は、専門的な知識経験等を有する者に関する採用について規定したもので、各4号いずれかに該当する場合に採用することができるとしたものであります。今般の防災の専門性を有する人材の採用に関しましては、同項第1号の規定に基づき、行おうとするものであります。めくっていただき、第3条では、第1項第1号において「一定の期間内に終了することが見込まれる業務」、同項第2号において「一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務」に関する採用の規定であります。次に、第4条は、「短時間勤務職員の任期を定めた採用」に関する規定で、第1項は、第3条第1項の規定による採用、第2項は、サービスの提供時間の延長等による採用、第3項は、介護休暇、育児休業により生じた欠員に係る採用の規定であります。めくっていただき、第5条は、「任期の特例」に関する規定で、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第6条第2項では、採用される職員の任期は3年と規定され、条例で定める場合には5年とされていることから、業務の終了の時期が当初の見込みを超え、更に一定の期間延長された場合などにあつて、採用した趣旨に反しないときには、5年の任期とする特例規定であります。次に、第6条は「任期の更新」、第7条は「特定任期付職員の給与に関する特例」であります。第1項から第3項までは給料に関する規定、第4項は業績手当に関する規定、めくっていただきまして、第5項は予算の範囲内での支給を規定しています。なお、特定任期付職員の給与及び業績手当に関しましては、国の定めた一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律等に準じた規定としております。第8条は、「一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等」を規定したもので、第1項及び第2項は、特定任期付職員に係る適用除外、第3項は第3条の規定により任期を定めて採用する任期付職員に係る適用除外、第4項は短時間勤務職員に係る適用除外を定めております。第9条は必要な事項を規則委任するための規定であります。

次に、附則の第2項「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正」であります。別添の新旧対照表をお願いいたします。「一般職の任期付職員の採用等に関する条例」の制定に伴い、同条例第4条の規定により採用する職員、任期付短時間勤務職員の勤務時間等に関し、規定するものであります。

始めに、1ページ、第2条中、第4項を加える改正は、任期付短時間勤務職員の1週間

の勤務時間を規定するもので、再任用短時間勤務職員と同様に、1週間当たりの上限を31時間までとし、任命権者が定めるとしました。

第3条及び、次のページ、第4条では「週休日及び勤務時間の割り振り」に関し、2ページから3ページにかけて、第12条では「年次休暇」に関し、それぞれ、再任用短時間勤務職員の規定と同様とするもので、再任用短時間勤務職員の週休日等を定めた規定に、任期付短時間勤務職員を加える改正であります。

4ページをお願いいたします。附則の第3項「一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正」であります。一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定に伴い、採用する職員の給料等に関し、規定するものであります。始めに、第6条の2、見出し「再任用職員の給料月額」を「再任用職員等の給料月額」に改め、第2項として、条例第3条又は第4条の規定により採用する職員の給料月額に係る規定を加える改正であります。本項に規定する「その者の属する職務の級に応じた額」につきましては、別表の給料表改正により定めるものであります。第3項は、第2項を追加したための文言の改正、第4項は、短時間勤務職員の給料月額に係る規定を加える改正で、一般職の1週間あたりの勤務時間38時間45分をもとに、その者の1週間あたりの勤務時間に応じた額とするものであります。

5ページ上段、第13条は「通勤手当」に関し、第18条は「時間外勤務手当」に関し、それぞれ、再任用短時間勤務職員の規定と同様とするもので、再任用短時間勤務職員の通勤手当及び時間外勤務手当を定めた規定に、任期付短時間勤務職員を加える改正であります。

6ページをお願いいたします。第26条では、見出し及び本文について、再任用職員に加え、任期付短時間勤務職員の適用除外の規定を設けるもので、条文中の第11条及び第12条は扶養手当に関し、第12条の3は住居手当に関する規定で、任期付短時間勤務職員についても適用しないとするものであります。

7ページをお願いします。一般行政職給料表となりますが、表の左側「職員の区分」欄、「再任用職員以外の職員」を「再任用職員及び任期付職員以外の職員」に改めるもので、以下の表も同様であります。

11ページをお願いします。第6条の2第2項で規定する任期付職員条例第3条及び第4条の規定により採用する職員の給料月額について、職務の級に応じた額を規定するもので、「再任用職員」の給料月額を定めた欄の下に、「任期付職員」の欄を加えるものであります。なお、各級の給料月額は、一般職と同様に千葉県が定めている額と同額であります。12ページ以降、医療職給料表につきましても同様の改正であります。

本条例は、公布の日から施行しようとするものであります。以上で、議案第1号の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木辰也）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、竹田和明議員。

○3番（竹田和明）

第2条のところで、一番最初のページの第2条ですけれども、高度の専門的な知識経験ということなのですが、具体的にどんな専門的な知識経験を有する人を任命するのか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（鈴木議長）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

私共想定としてはですね、行政部内では得難いような特定の専門分野における高い専門性を有するものということで、採用された職員では得ることができないような専門知識を有するものという想定をしております。特に優れた識見ということと言えますと、社会的にも評価されるような創造的先見的な判断等を行うものということで行政分野以外の分野で活躍されている方といたしますか、経験を有する方という風に考えております。

○議長（鈴木辰也）

竹田和明議員。

○3番（竹田和明）

その最初の趣旨説明の時に、いわゆる急増する災害への対応というようなこともありましたけれども、その災害対応との関係で、どんなその高度な専門知識経験ということになるのか、その点はどのようなのでしょうか。

○議長（鈴木辰也）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

今のその、災害の防災監の件で申し上げますと、防災マネージャーという資格を持った方を想定しております。その方については、もちろん現職の時に災害派遣であるとかそういったものも経験されている方がいらっしゃると思いますので、その辺を見極めて採用させていただきたいと思っております。それから先ほどに加えますと、現在の社会状況を見ますとデジタル庁の創設ですとかそういったことがあった場合に、そういったことでの取り組みについて現在の職員人材では立ち行かない部分も出てくる可能性もございますので、この防災以外のことでもこの条例については、今後職員の採用についてこの条例を利用してといたしますか、制定する意義があるかというふうに思っております。

○議長（鈴木辰也）

3回目です。竹田和明議員。

○3番（竹田和明）

そうすると、新旧対照表の1ページで今回追加となってる2条の4項なんですけれども、これを見ると、週の勤務時間が31時間までということになっていて、これ一般の職員より短い時間になっている訳なんですけど、何かその、職員と一緒に取り組んでいくということからすると、勤務時間が短いというのがこれでいいのかどうかという点がちょ

っと疑問に思ったんですけどその点はどうなんでしょうか。

○議長（鈴木辰也）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

ただ今ご質問のあった31時間については、短時間の勤務職員についての規定でございまして、条例中の第4条に規定しています第1項から3項までに該当した方、例えば一時的に業務が増えた場合、それから介護育児等で欠員が出た場合の職員でございまして、現在私たちが想定している防災監につきましては、短時間ではなくて一般職38時間45分の勤務と同等の採用ということで考えております。採用の根拠条例といたしましては、第2条の採用ということになるろうかと思えます。

○議長（鈴木辰也）

他に質疑がありませんか。

11番、笹生正己議員。

○11番（笹生正己）

私が見落としていたらすみません。この条例の中に、超えた場合、前の方31時間でちょっと少ない場合もあるんじゃないかっていう質問がありましたけれども、それではなくて、7.5時間を超えない範囲で割り振るとか、これページ何か所かに載ってるからページは申しませんが、7.5時間を超えない範囲でっていう文章があったり、31時間、週か、31時間を超えないとかそういう風になっていますが、やむを得ず超える場合があると思うんですよね。そういう場合はどのようにするんですか。それとも私が見落としてどこかに載っているんですか。

○議長（鈴木辰也）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

雇用形態で申し上げますと、短時間勤務の職員については31時間以内で、任命権者が定めるということになっておりますので、そういった雇用形態になります。それ以外の職員については一般の職員と同じで38時間45分を基本にお勤めいただきまして、当然我々職員も同じですが、それを超過した場合には時間外の勤務手当が支給されるということになります。適応除外ということで時間外勤務手当を支給しないケースがございますので、その方については、定めた勤務時間内でお勤めいただくということになるろうかと思えます。

○11番（笹生正己）

私が聞いているのは、止む無く超えてしまう場合があるんじゃないかっていうことです。そういう場合をどうするのか。たとえば、違う日にちに時間を持っていくとか、少ない時間にそれを埋め合わせて融通を利かせるとかそういう風にするのかどうするのか、この中に私の見る限り超えた場合の規定がないので、普通だったら超えないでしょう。31時間以内っていうんだから、お前もう今月は働く時間ないよってすればいいんですけども、止む無く現場出たりしてたら、色んな仕事あると思うんですよ。土木関係で外に

出ていて、時間オーバーしちゃったって場合もあるかもしれないでしょう。そういう場合どうするのかって聞いているんですよ。

○議長（鈴木辰也）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

ただ今のご質問なんですけれども、これは我々一般職員と同様の扱いとなると思います。まず、そういうやむを得ない事情で勤務超過ということになりますと、管理するものが報告を受けて、勤務の許可をして時間外の勤務を致します。その場合には当然時間外勤務手当の支給がされるということですので、こちら今回任期付の採用職員につきまして一般職の職員と同様にそういった管理の中で勤務を行っていただくということになると思います。

○議長（鈴木辰也）

笹生正己議員。

○11番（笹生正己）

では、文章としては載せていないけれども、我々に準ずるといように解釈しているということですか。

○議長（鈴木辰也）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

こちらの、新旧対照表の5ページをちょっとご覧いただきたいと思うのですが、こちらの18条ですね、時間外勤務手当とかいてありますが、任期付短時間職員ということを加えまして、こちらについて正規の時間外に勤務をした場合の支給ということで規定を設けてございます。

○議長（鈴木辰也）

他に質疑がありませんか。

他に質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（鈴木辰也）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木辰也）

日程第2。議案第2号、鋸南町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長。

〔総務企画課長 平野幸男 登壇〕

○総務企画課長（平野幸男）

議案第2号「鋸南町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明をいたします。

「デジタル庁設置法」の制定及び、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」による「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部改正が、本年5月19日に公布され、9月1日から施行されたことに伴い、鋸南町個人情報保護条例の一部を改正する必要性が生じたので、条例の改正をお願いするものであります。

それでは、新旧対照表をお願いいたします。第32条第2項の条文中、「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「番号利用法第19条第7号」を「第19条第8号」に、改めようとするものであります。

本条例は、公布の日から施行し、令和3年9月1日から適用するものであります。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木辰也）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（鈴木辰也）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木辰也）

日程第3。議案第3号、鋸南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

税務住民課長。

[税務住民課長 石井肇 登壇]

○税務住民課長（石井肇）

議案第3号、鋸南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明を致します。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正が、本年5月19日に公布され、9月1日から施行されたことに伴い、鋸南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する必要性が生じたので、条例の改正をお願いするものであります。

それでは新旧対照表をお願い致します。第1条及び第5条第1項中、引用する法第19条第10号が法律の改正に伴い、号の繰り下げが生じたことから、法第19条第11号に改めようとするものであります。

本条例は公布の日から施行し、令和3年9月1日から適用するものであります。

以上で議案第3号の説明を終わります。

よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木辰也）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（鈴木辰也）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明

○議長（鈴木辰也）

日程第4。議案第4号、令和3年度鋸南町一般会計補正予算（第3号）についてを議題と致します。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長。

〔総務企画課長 平野幸男 登壇〕

○総務企画課長（平野幸男）

議案第4号「令和3年度鋸南町一般会計補正予算・第3号」についてご説明いたします。

1ページをお願いいたします。今補正予算は、歳入歳出それぞれ4億7,320万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ47億4,239万7千円とするものです。

歳出からご説明いたしますので、12ページをお願いいたします。

2款・総務費、1項、1目・一般管理費、12節・委託料352万円は、個人情報保護制度及び職員定年制度の改正に伴う例規整備等の支援業務委託であります。

3目・財産管理費、12節、庁舎屋上防水改修工事監理業務委託113万3千円及び、14節・工事請負費中、庁舎屋上防水改修工事5,014万9千円は、庁舎の長寿命化を図るため、経年劣化が進んでいる屋上防水等の改修を行うもので、今後、空調設備など、庁舎の計画的な改修を進めてまいります。

3款・民生費、1項・1目・社会福祉総務費27節、国民健康保険特別会計繰出金75万8千円は、高額療養費支給システム改修費及び出産育児一時金支給に係る町負担分の繰り出しであります。

その下、5目・介護保険費27節、介護保険特別会計繰出金2,117万4千円は、低所得の方の保険料軽減分で、第1段階から第3段階まで、1,371人分を見込み、町負担4分の1に加え、国2分の1、県4分の1を含め介護保険特別会計へ繰り出すものであります。

13ページをお願いいたします。4款・衛生費、1項・2目・予防費512万6千円は、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業の増額補正で、国県補助金100%充当となります。1節・報酬から8節・旅費まで、合わせて190万7千円と、12節、接種協力体制整備委託90万円は、ワクチン供給スケジュールの遅れにより、接種促進の事業期間が、7月末から11月末までになったことから、見込まれる体制整備のための経費であります。18節、医療従事者派遣事業交付金231万9千円は、休日等において、集団接種会場にて従事する医療従事者へ財政的支援を行うもので、一時間あたり2,760円、町内3つの医療機関から派遣された方を対象としています。

5款・農林水産業費、1項・3目・農業振興費18節、有害獣被害防止対策事業補助金30万2千円は、侵入防止柵の設置費用に対し、2分の1を補助するもので、予算に不足を生じたため、増額補正をお願いするものです。2項・1目・林業振興費14節、林道補修工事150万7千円は、本年7月2日の大雨により崩落した林道金谷元名線の土砂撤去のための工事費であります。

14ページをお願いいたします。3項・2目・水産業振興費18節、東京湾漁業総合対策事業補助金12万6千円は、両漁協が行う、藻場回復のため、成分分解容器により海藻の胞子を海中に投入する事業に対し補助するもので、財源は県費100%を見込んでいます。

7款・土木費、1項・1目・土木総務費12節、不動産鑑定評価業務委託89万8千円は、勝山橋付近、国道整備に伴い、町で取得予定の土地499㎡の鑑定評価業務に係る経費であります。その下、18節、リフォーム補助金200万円は、居宅のリフォーム費用に対し、20万円を限度として事業費の10分の1を補助するもので、当初見込みを上回る申請があったことから、増額補正をお願いするものであります。

8款・消防費、1項・2目・消防施設費7節・報償費から、次のページ、18節・負担金補助及び交付金までのうち、14節・工事請負費279万4千円を除く、1,218万6千円は、公益財団法人B&G財団が助成する「防災拠点の設置及び災害時相互支援体制構築事業」を活用した、防災機材の配備、防災倉庫の設置及び研修に要する費用であります。財団からの助成額は、防災機材の配備、防災倉庫の設置に係る経費に対し3,500万円、研修に係る経費に対し300万円となりますが、財団が購入して、町へ現物支給される油圧ショベル、スライドダンプ、救助艇の購入等費用及び、今後予算の計上を予定している防災倉庫建設に係る経費を差し引き、本予算に計上をしております。

主なものをご説明いたします。7節、講師謝礼40万円は、建設機械特別教育など、町が主催する研修に係る講師謝礼であります。8節・旅費から11節・役務費につきましても、研修に係る費用となります。15ページをお願いいたします。12節・委託料183万4千円は、保健福祉総合センター東側に建設予定の防災倉庫に係る設計及び地質調査の委託料であります。本予算に計上した防災用機材やホイールローダ、財団から支給予定の重機等を格納するものとなります。なお、工事請負費等につきましては、設計が整い次第、予算の計上をお願いしたいと考えております。17節中、防災用機材439万2千円は、発電機、電動式チェーンソー、投光器、ポータブル蓄電池の購入費用で、その下、ホ

イールローダー385万円は、バケット容量0.7m³の購入を想定しています。

戻りまして、14節、防火水槽撤去工事279万4千円は、中原区内、旧鋸南幼稚園西側の防火水槽を撤去する費用で、老朽化が進み、消防車両の進入ができないことから、地元区より撤去の要請があり、消防委員会及び消防団における周辺水利等の検討を経て、撤去する方針としました。

9款・教育費、2項・小学校費及び3項・中学校費の1目・学校管理費、17節・備品購入費は、学校教育への指定寄付100万円により、各学校から要望のあった学校管理用備品及び教材備品を購入しようとするもので、それぞれ50万円ずつの指定寄付を充当しようとするものです。

16ページをお願いいたします。5項・2目・公民館費、12節、中央公民館改修工事監理業務委託553万3千円及び、14節、中央公民館改修工事1億8,868万3千円は、経年劣化により不調となっている空調設備の改修を行い、施設の長寿命化を図ろうとするものであります。財源には、過疎対策事業債を充当する予定です。

4目・文化財保護費、18節、鋸山日本遺産候補地域活用推進協議会負担金702万8千円は、富津市とともに申請していた鋸山日本遺産が本年7月16日に候補地域として認定されたことに伴い、両市町にまたがる鋸山の資源を活用して地域の活性化を図り、3年後の日本遺産への認定を目指すため、8月5日、本町と富津市で設置した協議会の事業費及び運営費等に係る町負担の計上であります。両市町の負担割合については、推進協議会等での協議を経て、均等割20%、人口割80%となっております。なお、対象事業費の2分の1が国から協議会へ補助されること、市町負担金については事業内容に応じ、負担割合を協議することなどから、負担金に変動を生じることが見込まれますので、その際は予算の補正をお願いしたいというふうに考えております。

12款・諸支出金、1項、1目・財政調整基金費、24節、財政調整基金積立金1億6,598万2千円は、前年度繰越金の2分の1を財政調整基金に積み立てるものであります。

続きまして、歳入ですが、10ページをお願いいたします。11款・地方交付税、1項、1目、1節・地方交付税1億7,458万1千円は、普通交付税決定による増額補正となります。

次に、15款・国庫支出金、1項・1目・民生費国庫負担金1,043万1千円及び、16款・県支出金、1項・1目・民生費県負担金521万5千円は、低所得者介護保険料軽減負担金で、負担割合は、国2分の1、県4分の1であります。

戻りまして、15款・国庫支出金、2項・2目・衛生費国庫補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金280万6千円は、町職員の人件費及び接種協力体制整備委託に対する補助で、補助率は100%であります。

16款・県支出金、2項・3目・衛生費県補助金、新型コロナウイルス緊急包括支援交付金231万8千円は、医療従事者派遣事業交付金に対する補助で、補助率は100%であります。

下段、19款・繰入金、1項、1目・特別会計繰入金、1節・介護保険特別会計繰入金

749万1千円は、介護保険特別会計の令和2年度決算が確定したことにより、精算額を繰り入れするものであります。11ページをお願いいたします。同じく繰入金、2項・基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金1億7,293万9千円の減は、普通交付税と繰越金の確定に伴い、当初予算で予定した繰り入れを減額するものであります。

この歳入補正と、歳出予算における基金の積立てにより、今補正後の基金残高は15億977万8千円となる見込みです。

次に、20款・繰越金、1項、1目・繰越金、1節・前年度繰越金2億3,196万4千円は、令和2年度繰越金が確定したことにより、既決予算との差額を増額補正するものであります。

次に、21款・諸収入、3項・6目・雑入1,218万6千円は、B&G財団からの防災拠点事業支援金で、上段は研修支援金300万円、下段は機材購入、防災倉庫設置に係る費用に対する支援金918万6千円であります。いずれも対象経費に対し100%の充当となります。なお、防災倉庫の工事請負費を予算計上する際には、支援金の残額を全て充当する予定でありますが、不足する額については、一般財源の充当を見込んでおります。

22款・町債、1項・町債1目・臨時財政対策債382万円は、発行可能額が1億2,382万円に確定したことより、既決予算との差額を増額補正するものであります。その下、6目・教育債は、歳出にて説明した事業に充当するための補正であります。

戻りまして、5ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費ですが、今補正予算に計上をしました中央公民館改修事業につきまして、年度内に業務が終了しない見込みから、設定をお願いするものであります。

6ページ、第3表、債務負担行為補正は、本年度中に契約を行うため、4事業の追加をお願いするもので、期間は、2つの例規整備等支援業務については令和4年度、ふるさと納税推進事業については、業務委託等の予定期間である令和4年度から令和8年度まで、保育所駐車場用地取得事業については、取得予定までの期間、令和4年度から令和5年度までとしております。

7ページをお願いいたします。第4表、地方債補正は、説明いたしました町債の歳入補正に伴い、変更を行おうとするものであります。

17ページをお願いいたします。地方債の現在高見込みに関する調書となります。表の右下、今補正後の、年度末の残高は、49億7,466万4千円となる見込みです。

18ページ以降は、給与費明細書を添付しております。

以上で議案第4号の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木辰也）

以上で、議案第4号、令和3年度鋸南町一般会計補正予算第3号についての説明は終了しました。

◎議案第5号の上程、説明

○議長（鈴木辰也）

日程第5。議案第5号、令和3年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題と致します。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

税務住民課長。

[税務住民課長 石井 肇 登壇]

○税務住民課長（石井肇）

議案第5号、令和3年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明致します。1ページをお願い致します。今補正予算は歳入歳出それぞれ103万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ11億7,014万3千円とするものでございます。歳出からご説明いたしますので7ページをお願い致します。1款総務費、1項1目一般管理費、12節委託料、高額医療システム改修業務委託、19万8千円は高額療養費の申請手続き簡素化を可能とする省令の改正に伴い、システムの改修を委託するものでございます。2款保険給付費、5項1目出産育児一時金18節出産育児一時金84万円は、既決予算計上分を全額執行済みであることから、今後2件分の給付を見込み、計上致しました。

続きまして、歳入のご説明を致しますので、6ページをお願い致します。5款繰入金、1項1目一般会計繰入金、3節出産育児一時金繰入金56万円は、歳出でご説明いたしました出産育児一時金84万円の3分の2を一般会計から繰り入れるものでございます。6節一般会計事務費等繰入金19万8千円は、歳出でご説明いたしました高額医療システム改修委託分を全額繰り入れるものでございます。2項1目財政調整基金繰入金28万円は、不足する財源を財政調整基金から繰り入れるものでございます。なお、本補正後の財政調整基金残高は2億643万1,388円となる見込みでございます。

以上で議案第5号の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木辰也）

以上で議案第5号、令和3年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての説明は終了しました。

◎議案第6号の上程、説明

○議長（鈴木辰也）

日程第6。議案第6号、令和3年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題と致します。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

[保健福祉課長 寺本幸弘 登壇]

○保健福祉課長（寺本幸弘）

議案第6号、令和3年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。1ページをお開き願います。

令和3年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出それぞれ2,080万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億7,413万2千円にしようとするものでございます。今回の補正は主に一昨年10月からの消費税率等の税率引き上げにより反映されます介護保険料の第1号被保険者に関わる第1段階から第3段階までの区分に該当する低所得者の方の保険料の軽減の措置を講じるものと、令和2年度の決算により、国庫支出金、県支出金等の精算に伴う予算の措置をお願いするものでございます。

それでは歳入からご説明させていただきます。6ページをお願い致します。第1款保険料第1項第1目第1号被保険者保険料2,086万6千円の減額ですが、現年度分の特別徴収保険料及び普通徴収保険料について各段階において軽減される保険料額に段階ごとの被保険者見込み数を乗じた額の総額を計上致しました。第3款国庫支出金第2項第5目介護保険事業者補助金は、介護報酬システム改修費の補助率2分の1の30万8千円を計上しました。第5款県支出金第1項第1目介護給付費負担金ですが、前年度県負担金の精算額1,086万1千円を過年度分として計上致しました。第6款繰入金第1項第4目その他一般会計繰入金30万8千円ですが、歳出におけるシステム改修に伴う繰入をお願いするものでございます。第5目低所得者保険料軽減繰入金2,086万8千円は、一般会計における繰出額を計上致しました。第7款繰越金第1項第1目前年度繰越金の332万9千円につきましては、前年度からの繰越額を計上させていただきました。

7ページをお願い致します。歳出でございますが第1款総務費第1項第1目一般管理費61万6千円は、10月の介護報酬改定に伴うシステム改修に関わる委託料の増をお願いするものでございます。第2款保険給付費第1項介護サービス等諸費から9ページの第6項特定入所者介護サービス費までの各費目につきましては、歳入における介護保険料県支出金及び一般会計繰入金等の補正に伴い、財源内訳の補正をお願いするものでございます。第4款基金積立金第1項第1目基金積立金271万1千円の減額は、前年度繰越額と令和2年度の決算による国庫支出金県支出金等の返還との精算に伴い、なお不足する額を調整するものでございます。第5款諸支出金第1項第3目償還金1,541万円でございますが、前年度の介護給付費等の確定により補助金等の精算を行い、償還が生じたもので、内訳といたしまして、国へ1,354万4千円、県へ102万4千円、社会保険診療報酬支払基金へ84万3千円を償還しようとするものでございます。第2項第1目一般会計繰出金749万1千円でございますが、第1項同様、前年度の介護給付費等の確定により、一般会計からの繰入金の精算を行い、償還が生じたので一般会計へ繰り出しするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木辰也）

以上で議案第6号、令和3年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての説明は終了しました。

ここで暫時休憩といたします。再開は午前11時10分といたします。

…………… 休憩・ 午前11時00分 ……………
…………… 再開・ 午前11時10分 ……………

◎議案第7号の上程、説明

○議長（鈴木辰也）

休憩を解いて会議を再開します。

総務企画課長から発言の求めがありますので、これを許可します。

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

はい、先ほど議案第4号の補正予算の説明の中で、私あの、ホイールローダーのバケット容量を0.7と申し上げた所ですが、実際は0.4 m³の誤りでございます。大変申し訳ありません。お詫びして、えー、訂正してお詫びを申し上げたいと思います。

○議長（鈴木辰也）

日程第7、議案第7号、令和2年度決算認定について、1. 令和2年度鋸南町一般会計歳入歳出決算、2. 令和2年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、3. 令和2年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、4. 令和2年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算を議題と致します。

会計管理者から令和2年度各会計の歳入歳出決算について説明を求めます。

会計管理者。

[会計管理者 対馬尚子 登壇]

○会計管理者（対馬尚子）

議案第7号「令和2年度決算認定について」説明をいたします。

初めに、令和2年度鋸南町一般会計歳入歳出決算についてご説明いたします。「実質収支に関する調書」をご覧ください。

歳入総額は78億2,278万7,528円となり、前年度と比較し26億9,987万1,346円、52.7%の増となりました。歳出総額は74億7,049万6,454円、前年度比31億6,922万9,811円、73.7%の増となりました。令和元年度から

繰り越された災害関連の復旧事業及び新型コロナウイルス感染症対策関連事業により歳入・歳出ともに増となりました。

歳入歳出差引額は、3億5,229万1,074円となり、翌年度へ繰り越すべき財源として、繰越明許費繰越額1,174万6,200円、事故繰越繰越額858万円、合計2,032万6,200円ございますので、実質収支額は3億3,196万4,874円となりました。

歳入歳出決算書の1ページ、2ページをお開き下さい。

第1款 町税につきましては、収入済額は7億3,081万7,004円でした。歳入総額の9.3%を占めるものでございます。前年度との比較ではマイナス2,055万8,670円、2.7%の減となりました。徴収率は95.61%、前年度比で0.29ポイントの減となりました。不納欠損額は、283万1,924円で50名の不納欠損処分をいたしました。町税の収入未済額は3,069万563円であります。内訳は、現年度分1,292万8円、過年度分1,777万555円でございます。

第2款 地方譲与税につきましては、収入済額3,552万5千円、前年度比で58万1,997円、1.7%の増となりました。

第3款 利子割交付金は、収入済額56万3千円、前年度比で3万6千円、6.8%の増となりました。

第4款 配当割交付金は、収入済額337万3千円、前年度比でマイナス29万1千円7.9%の減となりました。

第5款 株式等譲渡所得割交付金は、収入済額409万8千円、前年度比で169万9千円、70.8%の増となりました。

第6款 法人事業税交付金は、平成28年度税制改正において創設され、令和2年度から各市町村に交付されたもので、収入済額194万5千円となりました。

第7款 地方消費税交付金は、収入済額1億6,326万6千円、前年度比で3,076万円、23.2%の増となりました。

第8款 自動車取得税交付金は、収入済額928円、前年度比でマイナス711万7,981円、99.9%の減となりました。

第9款 環境性能割交付金は、収入済額422万9千円、前年度比で215万円、103.4%の増となりました。

第10款 地方特例交付金は、収入済額516万2千円、前年度比でマイナス272万1千円、34.5%の減となりました。

第11款 地方交付税につきましては、歳入総額の26.0%を占めるものでございます。

収入済額は20億3,066万4千円、前年度比でマイナス1億2,932万3千円、6.0%の減となりました。内訳は、普通交付税18億8,539万円、特別交付税1億4,527万4千円で、台風災害の対応等特殊財政需要が無くなったことにより、特別交付税が減となりました。

続きまして、3ページ、4ページをお開き願います。

第12款 交通安全対策特別交付金は、収入済額82万4千円、前年度比で10万7千円、14.9%の増となりました。

第13款 分担金及び負担金は、収入済額2,323万2,637円、前年度比でマイナス817万5,061円、26.0%の減となりました。

第14款 使用料及び手数料は、収入済額5,555万5,738円、前年度比でマイナス624万8,883円、10.1%の減となりました。

第15款 国庫支出金につきましては、収入済額20億971万9,179円、前年度比で17億5,710万2,967円、695.6%の大幅な増となりました。

予算現額と収入済額との比較で、マイナス7億933万1,821円の減となっておりますが、これは、主に令和元年度から繰り越された災害廃棄物処理事業、住宅応急修理事業など各種災害復旧関連事業が確定したことによるものでございます。

第16款 県支出金につきましては、収入済額7億1,419万9,944円、前年度比で4億4,174万9,934円、162.1%、国庫支出金と同じく大幅な増となりました。

第17款 財産収入は、収入済額545万9,749円、前年度比でマイナス9万1,552円、1.6%の減となりました。

第18款 寄付金は、収入済額4,324万9,106円、前年度比でマイナス8,780万2,910円、67.0%の減となりました。

第19款 繰入金は、収入済額1,684万8,090円、前年度比でマイナス5億3,373万8,725円、96.9%の大幅減となりました。減となった主な要因は、令和元年度において歳出に対する不足分を充当するため財政調整基金を取り崩し、繰入を行ったことによるものでございます。

第20款 繰越金は、収入済額8億2,164万9,539円、前年度比で6億6,130万1,364円、412.4%の増となりました。

増となった主な要因は、前年度繰越金に台風災害に係る災害復旧事業などを、令和元年度から繰り越したことによるものでございます。

第21款 諸収入は、収入済額2億1,633万3,614円、前年度比で1億649万8,866円、97.0%の増となりました。

増となった主な要因は、建物災害共済保険金、B&G財団からの助成金などが増となったことによるものです。

続きまして、5ページ、6ページをお開き願います。第22款 町債の収入済額9億3,607万3千円、前年度比で4億9,200万8千円、110.8%の大幅増となりました。

増となった主な要因は、台風災害の復旧事業等の財源として、災害対策事業債を借り入れたことによるものでございます。

歳入合計は、予算現額98億1,010万4,969円に対し収入済額78億2,278万7,528円となり、予算現額に対する収入率は79.7%となりました。

次に歳出について、ご説明いたします。7ページ、8ページをお開き願います。

第1款議会費は、予算現額6,007万6,000円に対し、支出済額は5,916万9,114円、前年度比でマイナス447万3,432円、7.0%の減となりました。減となった主な要因は、議員共済会負担金の減によるものです。

第2款総務費は、予算現額17億9,120万1,000円に対し、支出済額は、17億1,442万1,337円、前年度比で8億6,704万6,605円、102.3%の大幅増となりました。増となりました主なものは、都市交流施設周辺整備事業の土地購入、特別定額給付金給付事業などによるものでございます。繰越明許費は5,366万円となりました。

第3款 民生費は、予算現額20億5,958万9,496円に対し、支出済額は13億9,306万8,322円、前年度比で2億4,395万283円、21.2%の増となりました。増となった主な要因は、住宅応急修理補助金等の増によるものです。繰越明許費は、20万円となりました。

第4款衛生費は、予算現額25億2,655万73円に対し、支出済額は14億3,412万4,306円、前年度比で10億1,709万6,506円、243.9%の大幅増となりました。増となった主な要因は、広域廃棄物処理施設整備事業出資金、災害廃棄物処理委託等の増によるものでございます。繰越明許費は、159万4千円となりました。

第5款農林水産業費は、予算現額7億2,852万8千円に対し、支出済額は4億6,849万5,507円、前年度比較で3億795万6,668円、191.8%の大幅増となりました。増となった主な要因は、強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業、保田漁港の水産物供給基盤機能保全工事、などが実施されたことによるものでございます。事故繰越費は、3,630万7千円となりました。

第6款商工費は、予算現額2億6,948万3千円に対し、支出済額は2億5,269万8,253円、前年度比で1億191万5,127円、67.6%の増となりました。増となりました主な要因は、一人当たり5,000円の地域商品券の発行を2回、また道の駅保田小の直売所 災害復旧工事を実施したことによるものでございます。

第7款土木費は、予算現額1億5,193万3千円に対し、支出済額は1億1,401万5,890円、前年度比でマイナス1,090万7,450円、8.7%の減となりました。減となりました主な要因は、道路維持補修工事、橋梁補修工事、及び設計業務委託料の減によるものでございます。繰越明許費は、2,960万8,200円となりました。

第8款 消防費は、予算現額1億7,718万1,400円に対し、支出済額は1億4,091万783円、前年度比で4,812万7,257円、51.9%の増となりました。増となりました主な要因は、第1分団詰所及び第2分団詰所の改修工事を実施したことによるものでございます。繰越明許費は、3,367万3千円となりました。

第9款 教育費は、予算現額6億2,636万7千円に対し、支出済額は5億8,981万7,830円、前年度比で6,630万3,994円、12.0%の増となりました。増となりました主な要因は、小・中学校におけるGIGAスクール事業、B&G海洋センター改修事業をはじめ各社会教育施設の災害復旧事業が実施されたことによるものでござい

ます。

9ページ、10ページをお開き願います。

第10款災害復旧費は、予算現額3億9,668万円に対し、支出済額は2億9,248万7,305円、前年度比で2億3,667万551円、424%の大幅増となりました。増となった主な要因は、公共土木災害復旧工事他、災害復旧工事が、令和元年度より繰り越されたことによるものでございます。事故繰越費は、1,012万円となりました。

第11款 公債費は、支出済額4億6,688万839円、前年度比でマイナス1億1,239万2,441円、19.4%の減となりました。内訳は、町債償還元金4億4,431万9,922円、町債償還利子2,256万917円でございます。

第12款諸支出金は、支出済額5億4,440万6,968円でした。内訳は、財政調整基金に5億1,293万8千円、中山間地域農村活性化対策基金に15万円、豊かなまちづくり基金に2,845万480円、都市交流施設整備基金に100万円、奨学資金貸付基金に4,488円、森林環境譲与税基金に186万4千円をそれぞれ積立したものでございます。

歳出総額につきましては、予算現額98億1,010万4,969円に対し、支出済額74億7,049万6,454円で、執行率は76.2%でした。翌年度繰越額は1億6,516万2,200円、8事業分でございます。不用額は21億7,444万6,315円で予算現額に対し22.2%となりました。歳入歳出差引額 3億5,229万1,074円は次年度へ繰り越しとなります。

以上で、令和2年度鋸南町一般会計歳入歳出決算についての説明を終わります。

続きまして、令和2年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、ご説明いたします。初めに、実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額は、12億4,037万8,021円、前年度比でマイナス5,267万4,149円、4.1%の減となりました。歳出総額は12億2,508万8,495円、前年度比で1,265万1,081円、1.0%の増となりました。歳入歳出差引額は1,528万9,526円で、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので実質収支額は同額となりました。

国民健康保険特別会計の歳入歳出決算書1ページ、2ページをお開きください。

歳入のうち、第1款 国民健康保険料の調定額1億9,839万2,157円に対し、収入済額は1億6,973万2,849円でした。前年度比でマイナス1,582万550円、8.5%の減となっております。保険料の徴収率は、85.55%で、前年度比では1.91ポイントの増となりました。不納欠損額は311万8,361円で、20名の不納欠損処分をいたしました。収入未済額は、2,554万947円となっておりますが、現年度分保険料にかかる還付未済額3万1,900円がありますので、実質の収入未済額は2,557万2,847円でございます。

第2款 国庫支出金は、予算現額61万1千円に対し、収入済額120万9千円となりました。

第3款 県支出金は、予算現額9億5,104万7千円に対し、収入済額は9億135

万5,747円、前年度比でマイナス859万3,033円、0.9%の減となりました。

第4款 財産収入は、収入済額1万4,965円でした。

第5款 繰入金は、収入済額8,736万3,855円で、前年度比でマイナス5,330万9,145円、37.9%の減となりました。減となった主な要因は、令和元年度において、歳出に対する不足分を充当するため財政調整基金を取り崩し、繰入を行ったことによるものでございます。

第6款 繰越金は、収入済額8,061万4,756円で、前年度比で2,665万4,421円、49.4%の増となりました。

第7款 諸収入は、収入済額8万6,849円で、前年度比で260万110円の減となりました。減となった主な要因は、令和元年度には、交通事故等の第三者行為による医療給付分に対する納付金があったことによるものです。

歳入合計は、予算現額12億8,260万円に対し、収入済額は12億4,037万8,021円となりました。

3ページ、4ページをお開き願います。歳出についてご説明いたします。

第1款総務費は、予算現額1,325万3千円に対し、支出済み額は、1,189万7,569円前年度比で55万1,402円、4.9%の増となりました。

第2款 保険給付費は、歳出総額の70.1%を占めるものでございます。支出済額は8億5,896万4,634円、前年度比でマイナス2,544万1,781円、2.9%の減となりました。これは第1項の療養諸費が減となったことが主な理由でございます。

第3款 国民健康保険事業費納付金は、歳出総額の21.0%を占めるものでございます。支出済額は、2億5,672万454円、前年度比でマイナス241万107円、0.9%の減となりました。

第4款 共同事業費拠出金は、支出済額120円で、前年度比40円の減となりました。

第5款 保健事業費は支出済額2,522万6,507円、前年度比でマイナス195万2,956円、7.2%の減となりました。減となった主な要因は、検診事業委託の減によるものでございます。

第6款 基金積立金は、支出済額6,093万2千円、前年度比3,293万2千円、117.6%の増となりました。

第7款 諸支出金は、支出済額1,134万7,211円、前年度比897万2,563円、377.8%の増となりました。増となった主な理由は、一般被保険者過年度分保険料還付金の増によるものです。

歳出総額は、予算現額12億8,260万円に対し、支出済み額12億2,508万8,495円となりました。予算執行率は95.5%で、不用額は5,751万1,505円となりました。

歳入歳出差引額1,528万9,526円は次年度へ繰り越しとなります。

以上で、令和2年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。

続きまして、令和2年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。初めに実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額は、1億3,737万5,756円で、前年度比728万8,962円、5.6%の増となりました。歳出総額は、1億3,428万2,257円で、前年度比563万8,603円、4.4%の増となりました。歳入歳出差引額は309万3,499円で、実質収支額も同額となりました。

それでは、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書の1ページ、2ページをお開き下さい。第1款後期高齢者医療保険料は、調定額9,580万9,200円に対し、収入済額9,518万4,200円、徴収率は99.35%で、前年度比では、0.44ポイントの増となりました。歳入総額の69.3%を占めるものでございます。不納欠損額は、8万1,200円で1名の不納欠損処分をいたしました。収入未済額は54万3,800円となっておりますが、現年度分保険料にかかる還付未済額21万9千円がありますので、実質の収入未済額は76万2,800円でございます。

第2款 繰入金は収入済額3,784万9,160円で、一般会計からの保健基盤安定繰入金は3,548万8,160円となりました。

第3款 繰越金、収入済額144万3,140円。

第4款 諸収入、収入済額289万9,256円。広域連合からの受託事業収入が主なものでございます。

歳入合計は、予算現額1億3,581万円に対して、収入済額は、1億3,737万5,756円となりました。

3ページ、4ページをお開き下さい。歳出についてご説明いたします。

歳出の主なものは、第2款の後期高齢者医療広域連合納付金です。支出済額は、1億2,894万8,000円で、歳出総額の96.0%を占めるものでございます。前年度比で538万1,000円、4.4%の増となりました。

第3款 保健事業費は、支出済額191万4,093円で、主なものは、検診事業委託料となっております。

第4款 諸支出金は、支出済額145万191円で、主なものは、一般会計繰出金となっております。

歳出合計では、支出済額1億3,428万2,257円となり、予算執行率は98.9%で、不用額は152万7,743円となりました。歳入歳出差引額、309万3,499円は次年度へ繰り越しするものです。

以上で、令和2年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。

続きまして、令和2年度鋸南町介護保険特別会計決算についてご説明いたします。

実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額は、14億3,472万2,744円で、前年度比1,981万3,624円、1.4%の増となりました。歳出総額は、14億3,139万2,064円で、前年度比4,976万9,735円、3.6%の増となりました。歳入歳出差引額は、333万680円

でした。翌年度繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は同額となります。

それでは、介護保険特別会計歳入歳出決算書の1ページ、2ページをお開き下さい。

歳入の第1款 保険料の調定額2億2,680万2,099円、収入済額は2億2,272万5,999円で、前年度比でマイナス1,787万1,201円、7.4%の減でした。徴収率は98.20%で、前年度比較では0.09ポイントの増となりました。不納欠損額は39万2千円で、6名の不納欠損処分をいたしました。収入未済額は、368万4,100円となっておりますが、現年度分保険料にかかる還付未済額41万1,300円がありますので、実質の収入未済額は、409万5,400円でございます。

第3款 国庫支出金は、収入済額3億8,715万7,277円、前年度比で2,667万8,529円、7.4%の増でした。

第4款 支払基金交付金は、収入済額3億6,736万4,000円、前年度比で1,579万3,000円、4.5%の増となりました。

第5款 県支出金は、収入済額1億8,997万8,277円、前年度比でマイナス1,066万4,094円、5.3%の減となりました。減となった主な要因は、介護給付費負担金の減によるものでございます。

第6款 繰入金は、収入済額2億3,418万5,000円、内訳は、一般会計繰入金が2億769万円、介護給付費準備基金からの繰入金が2,649万5千円でした。

第7款 繰越金は、収入済額3,328万6,791円となりました。

歳入合計は、予算現額14億7,347万4,000円に対して、収入済額は、14億3,472万2,744円となりました。

3ページ、4ページをお開き下さい。歳出についてご説明いたします。

歳出の主なものは、第2款 保険給付費で、歳出総額の92.8%を占めるものでございます。支出済み額は13億2,890万9,865円で、前年度比で6,086万9,614円、4.8%の増となりました。増となりました主な要因は、介護サービス等諸費の増によるものでございます。

第4款 基金積立金は、支出済額1,821万5千円で、これは介護給付費準備基金に積立したものです。

第5款 諸支出金は、支出済額2,617万269円で、前年度比でマイナス1,622万7,165円、38.3%の減となりました。減となった主な要因は、償還金の減によるものです。

第6款 地域支援事業費は、支出済額4,910万8,453円、前年度比で19万1,063円、0.4%の増となりました。

歳出合計は、予算現額14億7,347万4千円に対し、支出済額は14億3,139万2,064円で、予算執行率は97.1%、不用額は4,208万1,936円でした。歳入歳出差引額は333万680円となり、次年度へ繰り越すものでございます。

以上、雑駁ではございますが、令和2年度決算についての説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、認定賜りますようお願い申し上げます。

◎議案第7号の監査報告

○議長（鈴木辰也）

ただ今説明のありました、令和2年度決算につきましては、去る8月6日監査委員による審査がなされておりますので、柴本健二代表監査委員より審査結果の報告を求めます。はい、監査委員。

[代表監査委員 柴本健二 登壇]

○代表監査委員（柴本健二）

令和3年8月6日に実施した、令和2年度鋸南町歳入歳出決算審査の結果について報告いたします。なお、1から4の審査の対象、審査の期日、審査の着眼点、審査の実施内容につきましては、決算審査意見書をご参照願います。それでは、5. 審査の結果、審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係帳票及び証書類と照合した結果、適正に表示されている。また、予算の執行及び関連する事務の処理についても、適正に行われているものと認める。なお、各会計についての意見は以下のとおり。

(1) 一般会計について。歳入総額78億2,278万8千円、歳出総額74億7,049万6千円と、例年にない財政規模となったが、令和元年台風第15号等による被害からの復興及び新型コロナウイルス感染症対策の交付金等が拡大の原因である。

実質収支額は、3億3,196万5千円となり、1億1,455万5千円の減となったが、令和元年度は町の貯金である財政調整基金を5億3,762万5千円取り崩したものの、令和2年度は5億1,293万8千円積み立てている。今後も、引き続き適正かつ効果的な財政運営に努められたい。

歳入面では、主たる自主財源である町税は、7億3,081万7千円で前年度と比較して2,055万9千円の減となったが、令和元年台風第15号等で被災した被害家屋に対する固定資産税の損耗減点による減価の影響が大きいものと認められる。

コロナ禍による影響で収納対策が難しい現況下、滞納繰越分の徴収率は0.71%上昇しており徴収努力が伺えるが、現年度分の徴収率は0.55%下降しており、収入未済額も増加している。未納滞納の解消は、課税の公平性及び公正性の観点から最も重要な事項であり、早期に厳密な収納対策を心がけ、未納滞納額の減少に努力されたい。

事務処理及び財産の管理については、適正に処理されていると認める。

例月出納検査において、歳入歳出が法令等に沿って適正に行われているか、関係書類の検査を行っており、不適切なものについては、その都度、修正改善を求めており、それらについて即応している結果であると考えます。

また、新たな事務事業の発生やニーズの多様化、複雑化等から職員の事務負担が年々増加しており、各課において事務の減量化に向けた取組を実施していただき、情報共有を図りながら更なる事務の減量化を図ることをお願いします。

(2) 国民健康保険特別会計について。予算の執行、会計事務処理とも適正であると認め

る。

(3) 後期高齢者医療特別会計について。予算の執行、会計事務処理とも適正であると認める。

(4) 介護保険特別会計について。予算の執行、会計事務処理とも適正であると認める。
令和3年8月12日、鋸南町長 白石治和様、鋸南町監査委員 柴本健二、鋸南町監査委員 笹生正己。以上です。

◎議案第7号の決算審査特別委員会への付託

○議長（鈴木辰也）

会計管理者からの説明、並びに監査委員からの審査結果について報告が終わりました。
お諮りいたします。

ただ今議題となっております、議案第7号、令和2年度決算認定について、1. 令和2年度鋸南町一般会計歳入歳出決算、2. 令和2年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、3. 令和2年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、4. 令和2年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算、以上については、議会選出の監査委員を除く全員で構成する「決算審査特別委員会」を設置し、これに付託の上、審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

異議なしと認めます。

よって、議案第7号「令和2年度決算認定について」は、議会選出の監査委員を除く全員で構成する「決算審査特別委員会」を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ここで暫時休憩します。再開は午後1時30分といたします。

…………… 休憩・ 午前12時01分 ……………
…………… 再開・ 午後 1時30分 ……………

◎議案第8号の上程、説明

○議長（鈴木辰也）

ただ今の出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、会議を再開します。なお、平島孝一郎議員より欠席届が出ております。

日程第8。議案第8号、令和2年度決算認定にについて、1. 令和2年度鋸南町鋸南病院事業会計決算、2. 令和2年度鋸南町水道事業会計決算を議題と致します。

初めに、令和2年度鋸南町鋸南病院事業会計決算について、保健福祉課長より説明を求めます。

保健福祉課長。

[保健福祉課長 寺本幸弘 登壇]

○保健福祉課長（寺本幸弘）

令和2年度鋸南町鋸南病院事業会計決算についてご説明申し上げます。令和2年度の病院事業会計の収益につきましては、医業収益における診断書料等の文書料と医業外収益における他会計補助金及び長期前受金戻入が主なものでございます。また、費用につきましては医業費用における減価償却費、及び指定管理者交付金、医業外費用においては企業債の支払利息が主なものでございます、それでは決算書の1ページをお願いいたします。収益的収入及び支出についてご説明いたします。収入でございますが、第1款病院事業収益において、予算額8,010万1千円に対し、決算額8,022万3,041円でありました。決算額の内訳でございますが、第1項医業収益では167万2千円、第2項医業外収益では、7,855万1,041円となりました。支出におきましては、第1款病院事業費用で予算額1億662万7千円に対し決算額は1億495万1,356円でありました。決算額の内訳ですが、第1項医業費用では1億257万6,447円、第2項医業外費用では194万6,691円、第3項特別損失の42万8,218円、こちらは未収入となっていた入院収益分の不能欠損をしたものでございます。

2ページをお願い致します。資本的収入および支出についてご説明申し上げます。収入でございますが、第1款資本的収入では予算額2,177万円に対し決算額も同額の2,177万円でありました。第1項企業債の決算額850万円はエレベータ改修工事に係る借入金であります。第2項出資金の決算額1,327万円は支出における企業債の元金償還額の財源として、一般会計から出資を受けた額でございます。支出でございますが、第1款資本的支出の予算額2,177万円に対し決算額は2,176万9,420円でありました。第1項建設改良費850万円はエレベータ改修工事に係る費用でございます。第2項企業債償還金1,326万9,420円は企業債元金の償還額でございます。

3ページをお願い致します。令和2年度における損益計算書、こちらは税抜きでございますが、ご説明申し上げます。1. 医業収益の152万円につきましては診断書料等の文書料による収益でございます。2. 医業費用でございますが、①の経費から③の指定管理者交付金まで併せて1億232万7,447円となりました。指定管理者交付金につきましては前年度と同様に7,000万円を一般会計から当該会計を通じて指定管理者である医療法人財団鋸南きさらぎ会へ繰り出しをいたしました。この結果医業収支におきましては1億80万7,447円が損失として生じました。3. 医業外収益では①の他会計負担金から④のその他医業外収益まで合計7,846万132円となりました。4. 医業外費用については、支払利息及び企業債取扱諸費が116万7,873円、及び消費税等を調整した雑支出が77万8,818円となっております。

結果的に令和2年度は2,472万2,224円の純損失が生じ、年度末の未処理欠損金は14億576万6,080円となりました。

4ページは欠損金計算書でございます。資本に関わる資本金、資本剰余金、利益剰余金それぞれについて年度内の変動をお示しするものでございます。一番左の資本金につきましては、一般会計からの出資金の受入れにより、年度末残高は16億9,097万53円となりました。中央部分になりますが、資本剰余金については変動がなく、右側の利益剰余金につきましては損益計算書で申し上げましたとおり、令和2年度末の未処理欠損金は14億576万6,080円となり、令和2年度末の資本合計は2億8,520万3,973円となりました。

次に5ページをお願いします。欠損金処理計算書でございますが、4ページの欠損金計算書における資本金及び未処理欠損金の処理を行わず翌年度に繰越すものでございます。

6ページ及び7ページは2年度末の貸借対照表で、資産、負債及び資本の状況を表にしたものでございます。資産合計並びに負債、資本合計は3億8,813万754円となりました。資産の部の2、流動資産のうち(1)の現金預金ですが、年度末における現金保有額は、1,328万2,505円となりました。8ページ以降は決算書の添付書類でございますので後ほどご覧願います。以上で、令和2年度鋸南町鋸南病院事業会計決算に関する説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、認定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（鈴木辰也）

次に令和2年度鋸南町水道事業会計決算について、建設水道課長より説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（平嶋隆）

議案第8号、令和2年度鋸南町水道事業会計決算について、ご説明いたします。

決算書の10ページをお願いします。

1の水道事業の概況についてご説明いたします。給水状況につきましては、年間の給水量は、104万8,423 m^3 で前年度比1.7%の減となりました。また、南房総広域水道企業団からの受水量は、40万669 m^3 で、給水量全体の38.2%となりました。

次に、建設工事であります。配水施設改良費として、第一配水池耐震補強工事を実施し、配水管布設工事として、保田地区遣水地先及び桜橋地先の配水管を交換いたしました。尚、令和元年度より事業繰越となっておりました、勝山地区宮ノ裏地先及び保田地区西ヶ谷地先の配水管布設工事も終了いたしました。又、浄水施設改修工事は、奥山第二加圧所の改修工事を実施いたしました。

12ページをお願いします。3、業務の状況であります。有収水量は、78万1,325 m^3 で、前年度比11.9%の減となり、有収率は74.52%で、前年度比8.6%減となりました。この要因は令和2年度において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業により、全ての水道加入者の月額基本料金を3か月間免除したためであります。令和3年3月の給水人口は、7,359人、給水戸数は3,516戸、給水栓数は5,588栓、給水人口は前年度比210人の減少となりました。

お戻りいただきまして、1ページをお願いいたします。

(1) 収益的収入及び支出の「収入」であります。「第1款・水道事業収益」は、予算額5億1,194万1千円に対し、決算額は、5億2,202万3,258円となりました。内訳であります、「第1項・営業収益」は、2億4,729万8,458円で、前年度と比較して、3,090万9,988円(11.1%)の減となりました。「第2項・営業外収益」は、2億7,288万3,400円となり、主なものは、県補助金9,701万3千円、一般会計補助金1億2,871万7千円、長期前受金戻入4,120万9,031円であり、前年度と比較して3,000万4,375円増となりました。

この営業収益の減と営業外収益の増につきましては、先ほど説明いたしました、新型コロナウイルス感染症対策によります、水道基本料金減免事業によるものであり、営業収益は減となっているものの、減収分は臨時交付金により町補助金で、手当されておりますので、営業外収益は増となりました。

「第3項・特別利益」、184万1,400円は、令和元年度の配水管布設工事に係る、消火栓改修工事分の収益であり、令和2年度において特別利益として、処理させていただいたものであります。

次に、支出につきましてご説明いたします。「第1款・水道事業費」は予算額4億7,981万4千円に対し、決算額は、4億5,524万3,894円となりました。不用額は、2,457万106円ありますが、委託料、修繕費等の減によるものです。内訳であります、「第1項・営業費用」は、4億2,773万3,443円となり、主なものは、南房総広域水道企業団への受水費、人件費、減価償却費、委託料、修繕費、動力費等であります。「第2項・営業外費用」は、2,750万9,338円となりました。内訳は、企業債利息、リース資産利息及び消費税納付額等であります。

2ページをお願いします。

「(2) 資本的収入及び支出」の収入であります。「第1款・資本的収入」は、予算額8,040万円に対し、決算額も同額の8,040万円となりました。内訳は、企業債で、建設改良事業実施に伴い借り入れたものです。次に、支出につきましてご説明いたします。

「第1款・資本的支出」は、予算額2億4,889万7,320円に対し、決算額は、2億4,847万5,915円となりました。内訳であります、配水施設改良工事、配水管布設工事、浄水施設改修工事による建設改良費1億1,031万1,100円と企業債償還金1億3,816万4,815円あります。尚、資本的収入額が資本的支出額に対する不足額1億6,807万5,915円は、過年度分損益勘定留保資金・当年度分損益勘定留保資金・当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんしました。

次に3ページをお願いします。「損益計算書」で税抜きでございます。

1. 営業収益は、2億2,497万1,099円となりました。
2. 営業費用は、(1) 原水及び浄水費から(6) 資産減耗費までで4億1,069万7,900円となり、営業収支では、1億8,572万6,801円の損失が生じました。
3. 営業外収益は、(1) 受取利息から(6) 雑収益までで、2億7,259万4,234

円となりました。

4. 営業外費用は、3,371万1,047円となり、営業外収支では、2億3,888万3,187円の利益がありました。

5. 特別利益、184万1,400円は、先ほど説明いたしました、令和元年度分の消火栓改修工事分の収益であります。

これにより、当年度純利益は、5,499万7,786円となりました。

次に4ページをお願いします。

剰余金計算書であります。当年度純利益の5,499万7,786円を処理し、令和2年度末の資本合計は、15億731万3,250円となりました。

5ページをお願いします。

剰余金処分計算書につきましては令和2年度末未処分利益剰余金3億6,131万6,656円を翌年度に繰越すものであります。

6ページから8ページは、令和2年度末の貸借対照表で資産及び負債・資本の状況を表したもので、資産合計及び負債・資本合計は、それぞれ31億5,947万2千458円となりました。

9ページ以降は、決算書の添付書類でございますので、後ほどご覧いただきますよう、お願いいたします。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のうえ認定賜りますよう、お願い申し上げます。

◎議案第8号の監査報告

○議長（鈴木辰也）

ただ今議題となっております、病院事業会計及び水道事業会計の令和2年度決算につきましては、去る7月26日に監査委員による審査がなされておりますので、柴本健二代表監査委員より審査結果の報告を求めます。

〔代表監査委員 柴本健二 登壇〕

○代表監査委員（柴本健二）

令和3年7月26日に実施した「令和2年度鋸南町公営企業会計決算」の審査結果について報告いたします。なお1から3の「審査の対象」「審査の期日」「審査の方法」につきましては、決算審査意見書をご参照願います。

それでは、4. 審査の結果、審査に付された各会計の決算書及び付属書類については、関係法令に準拠して作成されており、適正に表示されているものと認められ、財務処理においても概ね適正に行われていました。なお、各事業における意見は次のとおりです。

(1) 鋸南町鋸南病院事業会計について。病院事業会計決算は、2,472万2千円の当年度純損失となりました。純損失の額が、前年度に比べ536万4千円ほど縮小しましたが、費用における減価償却費の減及び医業外費用の減によるものが主なものです。

病院の運営については、医療法人財団鋸南きさらぎ会が指定管理により運営していますが、同会の決算を見ると、入院診療収益や外来診療収益が大幅に減少しています。新型コロナウイルス感染症のクラスター発生による病棟の閉鎖や外来診療の一時休止等が大きく影響しているものと考えられます。理事長報酬の削減や人件費等の削減により経営状況の改善に努めた結果、当期利益は黒字となりましたが、新型コロナウイルス感染症対策の交付金を充当した結果であり、病院経営による黒字化を目指し、一層の努力を期待します。今後は、クラスター発生等により失墜した信頼の回復に努めるとともに、地域の中核病院としての規模の適正化に向け、人材の確保や経営の正常化に努められたい。町としても、同会との連絡をより一層密にし、指導助言を行い、優良な病院経営ができるよう、更なる努力をお願いします。

(2) 水道事業会計について。収益的収入の営業収益は、2億4,729万8千円となり前年度に比べ3,091万円減少しましたが、新型コロナウイルス感染症拡大による地域経済回復の一助とした基本料金の無償化による影響が大きいもので、水道基本料金免除事業補助金として2,808万1千円が補填されています。有収率は、74.52%ですが、基本料金無償化期間を除く平均値では若干の低下が認められるので、今後とも漏水探査等の漏水対策に努め、数値向上を図るようお願いします。

収益的支出の営業費用は、4億2,773万3千円となり前年度に比べ883万4千円増加しました。資本的支出の主なものとしては、配水管布設工事4か所、浄水場配水池耐震補強工事、加圧所及び浄水施設の改修を実施したことから1億1,031万1千円の支出が行われました。損益計算書における経営成績の結果である当年度純利益は、5,499万8千円であり、前年度に比べ291万1千円増加し、当年度未処分利益剰余金は、3億6,131万7千円となりました。ただし、当年度純利益の増加については、その要因が県及び町補助金であることを考慮に入れてください。

固定資産の状況については管理台帳がよく整理されており、貯蔵品についても整理整頓がなされ管理状況は良好でありました。

水道料金の徴収に関しては、現年分徴収率は98.8%と前年度より0.3%向上しました。徴収努力の跡がうかがえます。現年分の未収金を増やさぬことが、滞納繰越を減ずることにつながりますので、引き続き現年分の徴収に努めてください。

今後も、老朽施設の改良等、建設改良事業を実施することにより、安心・安全な給水、利用者への安定供給のため、積極的な管の敷設替えをお願いします。

令和3年8月5日、鋸南町長 白石治和様、鋸南町監査委員 柴本健二、鋸南町監査委員 笹生正己。以上です。

◎議案第8号の決算審査特別委員会への付託

○議長（鈴木辰也）

担当課長からの説明、並びに監査委員からの審査結果について、報告が終わりました。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第8号、令和2年度決算認定について、1. 令和2年度鋸南町鋸南病院事業会計決算、2. 令和2年度鋸南町水道事業会計決算について、議会選出の監査委員を除く全員で構成する決算審査特別委員会に付託の上、審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

異議なしと認めます。よって、議案第8号令和2年度決算認定については、議会選出の監査委員を除く全員で構成する決算審査特別委員会に付託の上審査することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩をし、決算審査特別委員会を開催いたしますので、議員各位は委員会室へお集まり願います。

…………… 休憩 ・ 午後1時58分 ……………
…………… 再開 ・ 午後2時 6分 ……………

○議長（鈴木辰也）

休憩を解いて、会議を再開いたします。

先ほど開催された決算審査特別委員会において、決算審査特別委員会委員長に小藤田一幸議員、同副委員長に竹田和明議員が選任されました。

ここで暫時休憩します。そのままお待ちください。

…………… 休憩 ・ 午後2時7分 ……………
…………… 再開 ・ 午後2時8分 ……………

○議長（鈴木辰也）

休憩を解いて、会議を再開します。

お手元に議案付託表及び決算審査特別委員長からの委員会招集通知書を配付いたしました。休会中の9月13日午前10時から地方自治法第233条第3項の規定による、一般会計・国民健康保険特別会計・後期高齢者医療特別会計・介護保険特別会計の決算認定及び、地方公営企業法第30条第4項の規定による、鋸南病院事業会計・水道事業会計の決算認定について、それぞれ決算審査特別委員会を開催し、決算審査をお願い致します。

◎報告第1号の上程・説明

○議長（鈴木辰也）

日程第9。報告第1号、令和2年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率についてを議題といたします。総務企画課長より報告を求めます。
総務企画課長。

〔総務企画課長 平野幸男 登壇〕

○総務企画課長（平野幸男）

報告第1号「令和2年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率について」ご報告申し上げます。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第1項の規定により、去る8月6日、監査委員の審査をいただきましたので、ここに、ご報告申し上げます。表に示しましたとおり、健全化判断比率は4つの比率を算出いたします。表の右側の列には、法律等により定められた早期健全化基準を表示しております。

始めに、①実質赤字比率は、令和2年度の一般会計歳入歳出決算の実質収支額が赤字ではなかったため、該当無しとなりました。

次に、②連結実質赤字比率は、令和2年度の一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計の決算における実質収支額と、令和2年度病院事業会計及び水道事業会計の決算における資金不足又は剰余額の合計が赤字ではありませんでしたので、該当無しとなりました。

次に、③実質公債費比率であります。標準財政規模に対する、一般会計が負担した起債の償還元金及び利子、並びに一般会計が負担した企業会計、一部事務組合等の起債等の償還元金及び利子の合計額の比率は、過去3年間の平均で11.2%であり、早期健全化基準の25.0%を下回りました。

最後に、④将来負担比率は、一般会計が将来負担すべき実質的な負債の比率を表すもので、標準財政規模に対する、実質公債費比率の対象とされた企業会計等を含めた将来負担の額の比率は、38.9%であり、早期健全化基準の350.0%を下回りました。

以上で、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率についての報告を終了いたします。

なお、参考資料として、監査委員の意見書を添付いたしましたので、ご参照願います。

○議長（鈴木辰也）

報告が終わりました。

◎報告第2号の上程・説明

○議長（鈴木辰也）

日程第10。報告第2号、令和2年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について（病院事業会計）を議題といたします。保健福祉課長より報

告を求めます。

保健福祉課長。

〔保健福祉課長 寺本幸弘 登壇〕

○保健福祉課長（寺本幸弘）

報告第2号、令和2年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について（病院事業会計）をご報告致します。

資金不足の算定につきましては、年度末の債務負担高である流動負債から、年度末の現金保有高等である流動資産を差引計算し、流動負債が流動資産を上回る場合は差引額が資金不足となります。令和2年度鋸南町鋸南病院事業会計においては流動負債よりも流動資産が上回っていることから、資金不足が生じておらず、資金不足比率が該当しないこととなりました。以上で財政健全化法に基づく資金不足比率の報告を終わりますが、規定に基づき監査委員の意見書を添付いたしましたので、ご参照願います。

○議長（鈴木辰也）

報告が終わりました。

◎報告第3号の上程・説明

○議長（鈴木辰也）

日程第11。報告第3号、令和2年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について（水道事業会計）を議題と致します。

建設水道課長より報告を求めます。

建設水道課長。

〔建設水道課長 平嶋 隆 登壇〕

○建設水道課長（平嶋 隆）

報告第3号「令和2年度 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について」（水道事業会計）を説明いたします。

資金不足の算定につきましては、「流動負債」から「流動資産」を差し引いて計算いたしますが、当会計は資金不足とはなっておりませんので、令和2年度鋸南町水道事業会計については、該当しないこととなります。

以上で、財政健全化法に基づく資金不足比率の報告を終わりますが、参考資料といたしまして、監査委員さんの意見書を添付いたしましたので、ご参照いただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木辰也）

報告が終わりました。

ここで暫時休憩します。

………… 休憩・ 午後 2時17分 ………

………… 再開・ 午後 2時19分 ………

◎追加議案の提案理由の説明

○議長（鈴木辰也）

休憩を解いて会議を再開します。

ただ今休憩中に、追加議事日程及び追加議案の提出がなされたので、お手元に配付いたしました。議案の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

配付漏れなしと認めます。

○議長（鈴木辰也）

ただいま提出されました議案第9号及び議案第10号を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

異議なしと認めます。

よって議案第9号及び議案第10号を日程に追加することに決定いたしました。

町長より追加議案に対する、提案理由の説明について発言を求められておりますので、これを許可いたします。白石治和町長。

〔町長 白石治和 登壇〕

○町長（白石治和）

本定例会に追加議案として、お願いいたします議案の概略を申し上げます。

議案第9号「鋸南町過疎地域持続的発展計画の策定について」であります。本年3月31日に公布された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」において、本町は引き続き過疎地域として公示されました。同法第8条の規定に基づき、過疎地域持続的発展計画を策定しましたので、本定例会に提出をし、議会の可決をお願いするものであります。

議案第10号「鋸南町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について」であります。同法第24条及び地方税法第6条の規定に基づき、過疎地域持続的発展計画に示す産業振興促進に係る区域及び業種を対象とした固定資産税の課税免除について、必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするものであります。

以上、提案理由のご説明を申し上げますが、詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせますので、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。以上であります。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採択

○議長（鈴木辰也）

追加日程第1、議案第9号、鋸南町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題といたします。総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

議案第9号「鋸南町過疎地域持続的発展計画の策定について」ご説明いたします。

過疎対策につきましては、平成28年度から5か年度を期間とした「鋸南町過疎地域自立促進計画」に基づき対策を講じてまいりましたが、根拠法である「過疎地域自立促進特別措置法」が本年3月31日をもって期限となり、新たに「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が本年3月31日に公布、4月1日に施行され、本町は、新法においても、過疎地域として公示されたところであり、過疎地域に指定された市町村は、新法第8条第1項の規定により、議会の議決を経て「過疎地域持続的発展市町村計画」を定めることができるとされていることから、本定例会に提出をさせていただくものであります。本計画につきましては、国からの通知に沿って策定し、計画のうち、地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項については、新法第8条第7項の規定により、都道府県に協議しなければならないとされていることから、当該事項について、8月31日に千葉県との本協議を済ませております。なお、本計画は、議会での議決ののち、同法の規定により、主務大臣に提出することとなります。

それでは、計画の説明をさせていただきます。表紙をめくっていただき、目次をお願いいたします。新法の規定及び総務省が示す計画の作成例にならい、沿った構成となっております。「1. 基本的な事項」については、(1) 町の概況から(8) 公共施設等総合管理計画との整合まで、全般的な事項を記述し、「2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」から、最下段「13. その他地域の持続的発展等に関し必要な事項」までは、それぞれの項目における“現況と問題点”、“その対策”“計画”、更には“公共施設等総合管理計画との整合” 或いは“産業振興促進事項” について記述しております。本編の9ページをお願いいたします。「(4) 地域の持続的発展の基本方針」であります。ページの中程、重点項目として、前回計画を踏襲して、① 特色を活かした個性的な地域づくり、② 産業の振興・住環境の整備、③ 資産の有効活用、以上の3点といたしました。次のページ、10ページをお願い致します。上段「(5) 地域の持続的発展のための基本目標」については、今回の計画から新たに掲載することとされた項目で、人口、財政力、その他に関する目標について、それぞれ総合計画の達成目標から選定をいたしました。その下、「(6) 計画の達成状況の評価に関する事項」についても、新たに加わった項目で、手法等について記述することとされており、本町では、総合戦略等の進捗等々を評価していただく組織、「鋸南町まち・ひと・しごと創生推進会議」において意見聴取及び評価を行っていただくこととしました。その下、「(7) 計画期間」ですが、作成例にならい、令和3年4月1日

から5年間と致しました。11ページをお願いします。ここからは、法律に掲げられている項目ごと、「現況と問題点」、「その対策」及び「計画」をお示ししています。「2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」から、「13. その他地域の持続的発展等に関し必要な事項」まで、12の項目で、計画事業数は132となっております。計画事業数のうち、「過疎地域持続的発展特別事業分」、いわゆるソフト事業分は、50事業となっております。計画事業の概算事業費、年度区分につきましては、参考資料として、計画期間中の事業計画を添付しておりますので、ご確認願います。本計画に掲載した事業につきましては、従前の特別措置法の支援措置を継続して、過疎対策事業債を充当することができます。充当率は100%、元利償還金の70%が普通交付税に算入される有利な支援であります。その他、今回の特別措置法では、特定の業種に係る税の特例措置や、公立学校や保育所等に関する国庫補助率の嵩上げなどの支援措置が継続されます。本計画に掲げた事業を円滑かつ的確に実施することにより、持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を図ってまいりたいと存じます。なお、本計画の変更を行う場合、千葉県への事前協議により、計画本文の修正などについては議会の議決を経て、国へ提出することとなります。法定の変更とされない軽微な変更につきましては、千葉県との事前協議を経て、各市町村において変更することとなります。

以上で議案第9号の説明を終わります。

よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木辰也）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

○議長（鈴木辰也）

挙手多数。

よって本案は原案の通り可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採択

○議長（鈴木辰也）

追加日程第2。議案第10号、鋸南町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてを議題といたします。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

税務住民課長。

〔税務住民課長 石井肇 登壇〕

○税務住民課長（石井肇）

議案第10号、鋸南町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてご説明いたします。過疎地域の諸課題に対応し、総合的かつ計画的な対策を実施するための、過疎地域自立促進特別措置法は令和3年3月31日で期限を迎えましたが、国は引き続き過疎対策を講じていくため、新たな法律である過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法を制定し、令和3年4月1日から施行いたしました。これによりまして同法第24条及び地方税法第6条の規定により、鋸南町過疎地域持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、振興すべき業種として定められた業種の用に供する設備等の取得にかかる固定資産税を課税免除とするため、新たに条例を制定しようとするものでございます。

それでは各条文の概要について申し上げます。

本条例は6つの条で構成しておりまして、第1条は本条例の主旨といたしまして過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する町の持続的発展計画の産業振興促進地域内において、振興すべき業種と定めた製造業・情報サービス業等・農林水産物等販売業または下宿営業を除く旅館業の用に供する設備の取得等をしたものに係る固定資産税の課税免除に関し、必要な事項を定めるものとしております。第2条は課税免除の規定でございます。法の規定による公示の日から令和6年3月31日までの間に、租税特別措置法第12条第3項及び第45条第2項の表の規定を受けるものであって、特別焼却設備である家屋、償却資産、家屋の敷地である土地の取得価格の合計が、次のページの（1）と（2）に定める額以上で、その取得等をしたものに対して課する固定資産税については課税免除とする規定でございます。なお資本金の額が5,000万円を超える法人が行う場合には、新設又は増設に限ることを規定しております。第3条は課税免除の期間を新たに固定資産税が課されることとなった年度から3か年度とする規定でございます。第4条は課税免除を受けようとする者は規則により町長に申請しなければならない規定となっております。第5条は課税免除の取り消しについてを規定しております。第6条は本条例の施行に関し、必要な事項は規則に委任する規定でございます。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し従前の鋸南町過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例は廃止することを規定しております。なお経過措置といたしまして令和3年3月31日以前の廃止前の条例による固定資産税の特例についてはなお従前の例によるものと規定しております。以上で議案第10号の説明を終わります。よろしくご審議の上可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木辰也）

説明が終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、竹田和明議員。

○3番（竹田和明）

この2枚目の第2条の（1）のところですがけれども、ご説明いただいた中で、この資本金の額が5,000万以上の場合には新設増設に限りというお話でしたけれども、そうすると、資本金の額が5,000万以下であれば新設増設以外のそういった建物であるとか土地についても固定資産税の免除が受けられるということなんでしょうか。

○議長（鈴木辰也）

税務住民課長。

○税務住民課長（石井肇）

資本金の額が5,000万円を超える場合には新設又は増設に係る固定資産税の課税免除が受けられるということになります。

○議長（鈴木辰也）

課長、超えないあれですよ。超えない場合はどうか。

○税務住民課長（石井肇）

受けられない。

○議長（鈴木辰也）

再質問ですか。竹田和明議員。

○3番（竹田和明）

そうすると、新設増設だけが免除の対象になるということよろしいでしょうか。

○議長（鈴木辰也）

課長。

○税務住民課長（石井肇）

そうですね、もう少し細かい話をしますと、製造業・旅館業につきましては資本金5,000万円以上である場合には新設増設のみに限って取得価格が1,000万円以上であれば課税免除の対象になります。それか1億円超えの場合は2,000万円の取得価格であれば課税免除の対象になるということになります。対象の業種によって違うのですが、それから農林水産業等販売業、情報サービス業等につきましては資本金の額関係なく、500万円以上の取得価格によりますと課税免除の対象になるということになります。

○議長（鈴木辰也）

よろしいですか、質問は。はい、3回目です。竹田和明議員。

○3番（竹田和明）

はい、そうすると、もう一度繰り返しの質問になるかもしれませんが、新設の固定資産といいますか、土地建物につきましては、資本金の額に応じて免除の対象が決まっているということで、新設でない既存の建物土地などの固定資産については、資本金に関わらず、今回の免除の対象にはならないということよろしいでしょうか。

○議長（鈴木辰也）

税務住民課長。

○税務住民課長（石井肇）

資本金が5,000万を超える法人または個人もありますが、超えるものについては、新設又は増設に限るということになります。

○議長（鈴木辰也）

ここで暫時休憩します。

…………… 休憩・ 午後2時42分 ……………

…………… 再開・ 午後2時43分 ……………

○議長（鈴木辰也）

休憩を解いて会議を再開します。

税務住民課長。

○税務住民課長（石井肇）

資本金が5,000万円以下であっても、改修、取得、増築、改築、修繕等については対象にはなりません。課税の免除の対象にはなりません。

○3番（竹田和明）

私の質問は、新築増設が対象になるのはわかっていたんですけども、そうじゃなくて既存の建物土地については免除の対象になることがあるのかなのか、資本金の額に応じてなのかその辺を確認したいんですけども。

○議長（鈴木辰也）

ここで暫時休憩します。

…………… 休憩・ 午後2時46分 ……………

…………… 再開・ 午後2時47分 ……………

○議長（鈴木辰也）

休憩を解いて会議を再開します。

税務住民課長。

○税務住民課長（石井肇）

もう一度申し上げます。新設、増設、増改築等取得価格が500万円を超える場合については課税免除の対象になりまして、資本金の額が5,000万円以上であれば、それについては新設、増設に限り課税免除の対象にはならないということになります。

○議長（鈴木辰也）

竹田議員、わかりましたか。はい、竹田議員。

既存の建物で、増改築しない場合についてということによろしいですか。しない場合、

既存の建物があった場合に、増改築、増設しない場合について課税免除の対象になるか、どうか。それについてお答え願いますか。はい、税務住民課長。

○税務住民課長（石井肇）

増設しない場合については課税免除の対象にはなりません。固定資産を取得した場合に限りますので、土地家屋設備等もありますが、その場合に限るということになります。

○議長（鈴木辰也）

他に質疑はありますでしょうか。

質疑は無いようですので質疑を終了します。

○議長（鈴木辰也）

討論を行います。討論はありませんか。

討論が無いようですので、討論を終了します。

○議長（鈴木辰也）

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

挙手全員。

よって本案は原案の通り可決されました。

○議長（鈴木辰也）

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

明日9日から16日までは委員会審査等の為休会とし、最終日の9月17日は、午前10時から会議を開きますので、定刻5分前にご参集願います。

○議長（鈴木辰也）

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

…………… 散会・ 午後2時51分 ……………

令和3年第4回鋸南町議会定例会議事日程〔第3号〕

令和3年9月17日 午前10時開議

- 日程第1 議案第4号 令和3年度鋸南町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第2 議案第5号 令和3年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第3 議案第6号 令和3年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第4 議案第7号 令和2年度決算認定について
1. 令和2年度鋸南町一般会計歳入歳出決算
 2. 令和2年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
 3. 令和2年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
 4. 令和2年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算
- 日程第5 議案第8号 令和2年度決算認定について
1. 令和2年度鋸南町鋸南病院事業会計決算
 2. 令和2年度鋸南町水道事業会計決算

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

出席議員（11名）

- | | | | | | |
|-----|-------|----|-----|-------|----|
| 1番 | 笹生あすか | 議員 | 2番 | 早川正也 | 議員 |
| 3番 | 竹田和明 | 議員 | 4番 | 大塚昇 | 議員 |
| 5番 | 青木悦子 | 議員 | 6番 | 笹生久男 | 議員 |
| 7番 | 渡邊信廣 | 議員 | 8番 | 小藤田一幸 | 議員 |
| 9番 | 鈴木辰也 | 議員 | 11番 | 笹生正己 | 議員 |
| 12番 | 平島孝一郎 | 議員 | | | |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町	長	白石	治和	副町長	内田	正司
教育	長	富永	安男	総務企画課長	平野	幸男
税務住民課長	石井	肇		保健福祉課長	寺本	幸弘
地域振興課長	安田	隆博		教育課長	福原	規生
建設水道課長	平嶋	隆		会計管理者	対馬	尚子
総務管理室長	齋藤	正樹		監査委員	柴本	健二

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事務局長	加藤	芳博	書記	村上	真理
------	----	----	----	----	----

◎開議の宣言

○議長（鈴木辰也）

皆さん、おはようございます。

暑いようでしたら、上着を脱いでいただいても結構です。

議員各位にはご苦労さまです。定刻となりましたので、ただ今より会議を開きます。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（鈴木辰也）

本日の議事日程を、あらかじめお手元に配付しておきました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木辰也）

日程第1。議案第4号、令和3年度鋸南町一般会計補正予算第3号についてを議題と致します。

直ちに質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、竹田和明議員。

○3番（竹田和明）

資料の15ページですけれども、8款2目この消防施設費ですけれども、防災倉庫の設置場所ですけれども、これは保田の方でということで説明がありましたが、設置場所についての検討状況といいますか、例えば佐久間小の跡地であるとかその辺の検討ということについてはどうだったのでしょうか。

○議長（鈴木辰也）

竹田議員、質疑は1つでよろしいですか、1点で。

○3番（竹田和明）

1つです。

○議長（鈴木辰也）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

防災倉庫の建設場所ということで、今竹田議員からお話のあった通り、旧佐久間小学校の跡地と建設しようとする保田の保健福祉総合センターすこやかの敷地、2つを候補地として検討いたしました。関係課を含めて検討した訳ですが、検討の経緯といたしましては、3点ございます。1つは旧佐久間小学校跡地につきましては今後の計画がまだ未定であるということ。それから2つ目は土砂崩れ等の災害や降雪時に重機等の要請が多い地域は山間部ではありますが、近年では鋸東地区でその要請が多いということ。それから3点目は、現在保有しているホイールローダー、これ役場の本庁に置いてありますけれども、佐久間地区については役場本庁から比較的早く移動ができるという、この3点を踏まえまして建設場所をすこやかに決定いたしました。現在あります保田倉庫もですね、すこやかの敷地内にございますけれども、これを建設する際にも道路等の補修、また防災対策から保田地区に拠点を置く必要があるということで建設を行いました。今回も同様の考え方で、勝山・佐久間地区につきましては県道外野勝山線につながっておりますので、これは役場本庁を拠点として対応すると、それから保田地区については、すこやかを拠点としまして県道鴨川保田線につながる鋸東地区も含めて対応を図るというような考え方で場所を選定いたしました。これから予算頂きましたら設計の方を始めますけれども、問題なければ保田のすこやかの敷地内で建設をということで考えております。

○議長（鈴木辰也）

竹田和明議員。

○3番（竹田和明）

ご説明、話は了解しました。ただ、一昨年の台風災害の時も、やっぱり佐久間地区にはそういった防災拠点があまりなくてですね、住民の方としては、どこに相談したらいいのか迷うことも結構ありましたので、役場に行けば相談ができたのかもしれないけれど、なかなか情報が途絶えている中で迷う部分もありましたので、将来的には佐久間にもですね、小学校の跡地であるとか、そういった所にそういった防災の拠点ができることを希望します。以上です。

○議長（鈴木辰也）

他に質疑はありませんか。

他に質疑がないようですので質疑を終了します。

○議長（鈴木辰也）

討論を行います。

討論はありませんか。

討論がないようですので、討論を終了します。

○議長（鈴木辰也）

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（鈴木辰也）

挙手全員。

よって本案は原案の通り可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木辰也）

日程第2、議案第5号、令和3年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算第1号についてを議題と致します。

直ちに、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（鈴木辰也）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木辰也）

日程第3。議案第6号、令和3年度鋸南町介護保険特別会計補正予算第1号についてを議題と致します。

直ちに質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（鈴木辰也）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の委員長報告

○議長（鈴木辰也）

日程第4。議案第7号、令和2年度決算認定について。

1. 令和2年度鋸南町一般会計歳入歳出決算。
2. 令和2年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算。
3. 令和2年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算。
4. 令和2年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算についてを議題と致します。

本案については、決算審査特別委員会に付託し、審査いただいております。委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。

決算審査特別委員会、小藤田一幸委員長。はい、小藤田一幸委員長。

〔決算審査特別委員会委員長 小藤田一幸 登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（小藤田一幸）

決算審査特別委員会に付託されました、

令和3年第4回定例会【議案第7号】令和2年度決算認定について

1. 令和2年度鋸南町一般会計歳入歳出決算
2. 令和2年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
3. 令和2年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
4. 令和2年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算

以上の決算の認定について、審査の経過並びに審査結果の報告をいたします。

本特別委員会は、9月13日、午前10時から、役場3階大会議室において開催いたしました。

審査にあたり、各委員から多くの質疑、意見等がありましたが、要約して課ごとにご報告いたします。

最初に、令和2年度鋸南町一般会計歳入歳出決算の認定について、質疑の内容を報告い

たします。

総務企画課関係について、「テレワーク、リモート会議の運用実績は」との質疑に対し、「令和3年4月から在宅勤務が254回、モバイルワークが24回です。」との答弁がありました。

「公有財産購入費・補償費について、補償費を含んだ土地の単価はいくらか」との質疑に対し、「土地の契約単価は、地目は田で1㎡5,366円です。補償費は、建物等を別の場所に移転することを想定して支払うもので、国・県の制度に基づいて算出しており、単価は用意しておりません。」との答弁があり、「補償費の金額の根拠は」との再質疑に対し、「補償費については、資格のある業者に調査を委託し、物件調査の標準仕様書に基づき行っています。国、県も損失補償の基準に基づいた単価・歩掛を使用して補償費を算出しています。」との答弁があり、「地域力再生支援事業補助金で助成を受けた12行政区は、どのような事業に使われたのか」との質疑に対し、「防災備品として発電機等の整備や、伝統文化の継承として、祭礼で使用する提灯や太鼓などの整備です。」との答弁がありました。

「消防団員の確保が非常に難しいと聞いているが、団員確保に向けた今後の取り組みについてどう考えているか」との質疑に対し、「鋸南町に限らず、全国的な課題で、消防庁においても検討されており、出動した回数により支給される出動報酬の新設や、報酬等を個人に支払うよう国から助言を受けています。また、機能別消防団員制度や消防団詰所の環境整備など、消防団員として活躍してもらうための、モチベーションを高めるなど、消防委員会で検討いただいているので、その結果をもって、環境改善に努めたいと思います。」との答弁がありました。

「防災行政無線屋外子局バッテリー交換工事について、交換する期間は」との質疑に対し、「5年です。今回5年を超えたものを含めた、町内30子局について交換しました。」との答弁があり、「交換後、物品のコンディションレポートは提出されたか」との再質疑に対し、「提出されておりません。」との答弁がありました。

「豊かなまちづくり寄付金業務代行委託に関連して、人気の返礼品はどのようなものか」との質疑に対し、「令和元年度は寄付金10万円程に対する宿泊券、令和2年度は寄付金1万円に対する野菜の詰め合わせ等です。」との答弁があり、「その他にどんなジャンルの返礼品があったら良いと思うか」との再質疑に対し、「海産物が人気であり、他市町村を見ると、体験型のメニューなども見受けられるので、それらも含めて開拓していきたいと考えています。」との答弁がありました。

「ストレスチェック業務委託の内容は。」との質疑に対し、「各職員が配布された質問票に記入後、回収して産業医に分析してもらい、高ストレス値の職員は産業医と面談等の機会を設けることもできます。」との答弁があり、「実績額が予算の半分以下。予算額を抑えられたのでは」との再質疑に対し、「個別に高ストレス値の職員は相談できます。ただし相談の回数等により業務委託料は変わってきます。」との答弁がありました。

「緊急事態宣言解除後のBBQハウス佐久間小学校利用の条件は決まっているか」との質疑に対し、「緊急事態宣言解除後の地域内の感染状況を踏まえ、営業を再開します。」

平日1組、休日2組としていますが、対象者を絞るなど、状況により条件を付けることになると思われます。」との答弁がありました。

「コロナウイルス感染拡大予防事業で購入したトイレや蓄電池などの管理は。」との質疑に対し、「各備蓄倉庫や旧鋸南幼稚園、指定避難所に備蓄しています。管理につきましては、使用後にメンテナンスが必要になることや、数量が多いことから、梱包されたままの状態の物品もあります。」との答弁があり、「職員への取扱い方法の周知や管理を行い、災害時に使用できるよう対応してほしい。」との要望に対し、「交付金を活用し、多くのものを整備できたものの、取扱いについては課題として認識しております。平時より管理に努め、災害時には適切に活用できるよう努めていきたい。」との答弁がありました。

つづいて税務住民課関係について、「町民税について、滞納整理の実施方法はどのようなものか。」との質疑に対し、「基本指針として、町税等徴収対策実施計画を毎年度当初に策定しています。その中で3つの重点事項を、管理職で構成する滞納対策会議で内容を共有しています。不納欠損では、滞納者との接触や資産・預貯金調査、差押等を実施し、税負担の公平性と徴収率の向上に努めています。」との答弁があり、「滞納整理は専門家等ではなく町職員で対応しているのか。」との再質疑に対し、「町職員で対応しています。町民税80万円以上の滞納額があるものについては、県に徴収引継をしており、大きな効果が出ているので、今後とも県と連携しながら対応して参ります。」との答弁がありました。

「法人税について、令和元年台風被害やコロナウイルスによる影響でどの位の法人数が減少したか。」との質疑に対し、「均等割が課税されているのは令和元年度が215社、令和2年度が210社で5社の減。法人税割が課税されているのは、令和元年度が62社、令和2年度が74社で12社増でした。」との答弁がありました。

「固定資産税について、収入未済額が増加しているが、相続放棄されたものはどのように対処しているか。」との質疑に対し、「裁判所へ相続放棄照会を行い、相続放棄されている場合は不納欠損対象として処分を行います。」との答弁がありました。

「不納欠損を行ったもののうち、消滅時効による金額はどのくらいか。」との質疑に対し、「23件1,156,788円です。時効が過ぎないように、分納誓約や催告等を行っています。」との答弁がありました。

「社会福祉総務費の支出済額は前年度比180万8,071円の減であるが、減額の内容は。」との質疑に対し、「主に国民健康保険特別会計繰出金が80万9,145円の減、職員人件費が55万6,897円の減でありました。」との答弁がありました。

「結婚新生活支援補助金について、1世帯8万9千円とのことだが、どのような経緯で申込があったのか。」との質疑に対し、「婚姻届を提出される際に、口頭で制度について案内しています。」との答弁がありました。

続いて保健福祉課関係について、「障害者自立支援給付費が前年度比408万円増とのことで、主な要因は扶助費の障害福祉サービス費が、約1,038万円増との説明であった。差引600万円ほどの減の要因は」との質疑に対し、「前年度比で自立支援医療費約230万円、地域活動支援センター費150万円、補装具費約10万円、日常生活用具給

付費約30万円が、それぞれ減額となっています。」との答弁がありました。

「児童福祉総務費の子供医療費扶助が前年度比約490万円減額になった理由は」との質疑に対し、「個々の要因の調査は不可能ですが、年度初めからの緊急事態宣言下で「外出をなるべくしないように」等の期間が続き、お子さんたちの外出もかなり減った影響と考えられます。」との答弁がありました。

「老人福祉センターについて、今後、利用率の向上に向けて、指定管理者制度を実施すべきだと考えるが、いかがか。」との質疑に対し、「笑楽の湯は、鉱泉化してから、営業時間を延長するなど、工夫して運営しています。会計年度任用職員については、主に地域の方を採用し、丁寧な接客であると、大変好評を得ています。今後も、工夫をしながら、現状の形態での運営を考えています。」との答弁があり、「利用率の向上にあたっては、8時頃まで利用できれば、町民の使い勝手もよく、観光客も来るのではないか。今後、民間の力を利用する考えはないか、再度、伺う。」との再質疑に対し、「基本的に先ほどお答えしたとおりだが、違った側面も検討していきます。」との答弁がありました。

「老人福祉センター費の年度別の実績をみると、令和2年度の利用者数はほぼ半減している。一方、施設使用料については、半減とはなっていないが、使用料として他にあったのか。」との質疑に対し、「貸し切り風呂の利用が増えたことで、減額幅は少なくなっています。」との答弁がありました。

続いて地域振興課関係について、「レンタサイクル導入委託費が90万、収納庫の工事請負費が300万、電動アシスト付き自転車の購入費が500万と、かなりの金額がかかっているが、現在の運用状況や収支はどうか。」との質疑に対し、「今年の4月から利用を開始しており、8月までの利用件数はスポーツタイプが20件、小径タイプが8件の合計28件で、売り上げは6万5千円です。現在、コロナ禍のため、保田小に来訪するお客様に、単体での貸し出しを行っていますが、コロナ収束後は宿泊との結びつけや、学びの学習などのソフトメニューを連携させるなどして利用増加を図る考えです。」との答弁があり、「利用促進のための見直しを行っていると思うが、レンタサイクルの乗降ポイントの見直しは行っているのか。」との再質疑に対し、「現状は保田小を出発し、帰ってくる運用が中心です。今後は町内で乗り捨てできるような方法など利用者の利便性向上を検討する考えです。」との答弁がありました。

「前回の総合計画の最終年度の中、行政が取り組む重点課題という事で目標設定されている6次産業化のための農商工連携の推進、集落営農組織などと連携した就農意欲のある人材の受入れ基盤の確立、食肉加工場施設の建設について、実績はどうなっているか。」との質疑に対し、「6次産業化、集落営農、食肉加工。この課題は将来的にやらなければならないであろうという目標の課題で、現時点では到達点までいっていない状態です。集落営農につきましては佐久間地区活性化推進協議会のなかで議論をしています。農業者の高齢化があきらかになっており10年後に耕作する人がいるかといわれると厳しい状況です。新たな担い手をどの様に獲得するかについて、1年前から地域おこし協力隊を農家の研修で毎年1名ずつお願いして3年間で実力をつけていただき、農業がやれると判断すれば次世代人材投資事業を活用して地元で根付く後継者を育成し

ていく取り組みを10年ぐらいかけてやっていきたいと考えています。6次産業化につきましては成果が見える部分はありませんが、地産地消を進めなければとの思いは農家の方も承知しております。通年にわたり品質も確保しながら出荷するという事は個々の農家では厳しく、保管の問題もあり課題が残ってしまっており結論には至っておりません。食肉加工施設については、農林水産省や環境省が、かなり厳しい基準を設けておりますのでもう少し検討が必要であると考えます。」との答弁があり、「総合計画に盛り込んだ先行投資的な目標については、予算をしっかりと取って是非対応していただきたい。」との要望がありました。

「道の駅観光トイレ清掃委託について、当初の予算では332万8千円であったが、220万円になった理由は何か。また、1日2回清掃の条件であったと思うがどうなっているか。」との質疑に対し、「観光トイレの清掃委託について、指名競争入札にて委託業者が決まり、その関係で費用が抑えられております。清掃業務については、1日1回行う日常清掃と、月に1回念入りに行われる清掃の2種類を実施しております。」との答弁があり、「当初予算で300万円組めるのであれば、その金額の中でトイレをより清潔に保てるように契約内容を協議するべきではないか。観光トイレは町の顔にもなりうる場所であるため、なるべく清潔な状態を保てるような状況を作してほしい。」との要望がありました。

「イヤホンガイドについて、何機分になるのか。」との質疑に対し、「受信機を20台、送信機を3台、専用の充電器を1台購入しました。緊急事態宣言のため、鋸南ガイドも活動を行うことができず、現在は利用されていない状況です。」との答弁がありました。

「農業次世代人材投資事業補助金について、認定を受ける対象条件の内容は、補助事業は何年ぐらいあるのか。」との質疑に対し、「次世代人材投資事業は最長で5年間です。条件といたしましては49歳以下で認定新規就農者になって人・農地プランまたは農地中間管理機構から農地を借りるという条件が揃えば対象になります。」との答弁があり、「地元の後継者がいない、集落営農は現実的には、なかなか可能ではないと思う。これからはどこかが農地の集積をしてあげる作業をしなくてはならない。町と土地改良区とそういう組織を使ってそのなかで土地を集積できる形を作って、新たな就農者を受け入れる事が非常に重要であると思っています。」との要望がありました。

「空家対策協議会について、町内の空家の状況を教えていただきたい。また、鋸南町の空き家バンクを見ると、掲載されている物件が1つしかなかった。町の人口をいかにして増やしていくかが鋸南町の直近の課題である。それを踏まえ、今の空き家バンクの対応状況を聞きたい。」との質疑に対し、「平成26年度までの空家は729件、令和元年度に各区長の協力のもと、調査を実施したところ、102件新規に空き家だと思われる家屋が見つかり、合わせて831件となりました。水道の開栓状況の確認、職員による確認の結果、312件が町内に存在する空家であると認識しました。空き家バンクの登録件数については、17件で、このうち16件が成約済み、1件が未成約という状況です。」との答弁があり、「過去には、空家に関わる業者を中心に事務局を構成した例もあり、そのような形で取り扱いを増やしていただきたいと考えているが、町はどのように考えているの

か。」との再質疑に対し、「引き続き町でも取り組みを推進していくという考えです。協力していただける機関などが現れば協力を求める考えです。現在も町内の宅建業者に協力して頂いております。関係者を増やしながら充実した事業となるように努力していく考えです。」との答弁がありました。

「狩猟免許取得促進事業補助金の7万4千円ですが、何名の補助か、現在鋸南町で罾の免許を何名の方が持っているか」との質疑に対し、「7万4千円は合格者2名に対する補助です。銃を持っている方が27名で罾免許を重複して持っている方もおり、罾免許のみ持っている方は63名です。高齢化が進み免許を返納したいという方々がいるので、年度末になると減ると思われます。」との答弁があり、「最近猿の被害が多く、住宅の中に猿が侵入してくる事案を聞いている。高齢化の課題もある協議会ですが、獣被害を防除できるような態勢を取っていただきたい。」との要望があり、「協議会では、猿の大型箱罾を購入し、地元で管理していただけるように整備したら周知していきたいと思ひます。この箱罾は県が導入したところ10年で1,500頭ほど捕獲している実績があり、かなり期待しております。」との答弁がありました。

続いて教育課関係について、「タブレット端末の小中学校の利用状況は。」との質疑に対し、「小学校ではインターネットでの調べ学習や教科書に付いているQRコードを読み取って説明用の動画の視聴等を週に1回、月2・3回程度利用しています。また、1・2年生は電源の入れ方等、基本的な使い方を学んでいます。中学校は月に2・3回、英語や美術の授業で多く利用しています。」

「英語教育を充実させる取り組みは。」との質疑に対し、「英語教育は幼稚園から初め、ALTに月1回程度、英語講師に年少・年長16回ずつ、計32回来ていただいて授業を行っています。また、幼稚園・小学校・中学校が連携しての計画的な英語教育を実践しています。また、子育て広場でボランティアの方に協力いただき月1回、乳幼児向けの英語教育イベントを開催しています。」との答弁があり、「国際化が進んでいるので、ボランティアの方々とも協力して、英語教育に力を入れてほしい。」との要望がありました。

「保育所の定員は。」との質疑に対し、「0歳児クラスが10人、1・2・3歳児クラスが20人ずつで合計70名ですが弾力的な受け入れも行っています。」との答弁があり、「0歳児クラスは弾力的な受け入れは可能なのか。」との再質疑に対し、「保育基準や保育室のスペースの問題もありますが、出生数の推移を踏まえ、できる限り受け入れていきたいと考えます。」との答弁があり、「出産後、安心して仕事に復帰できる環境づくりに努めてほしい。」との要望がありました。

以上のような審査経過の後、令和2年度一般会計決算の認定について、採決をしたところ、全員賛成で、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、令和2年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、報告いたします。

本決算については特段の質疑はなく、令和2年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、採決をいたしましたところ、全員賛成で、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、令和2年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、報告いたします。

本決算については特段の質疑はなく、令和2年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、採決を致しましたところ、全員賛成で、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、令和2年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑の内容を報告いたします。

「居宅介護サービス費が若干増えているが、前年度に比べて何人ぐらい増えているか。また、介護予防住宅改修費は、何人ぐらいの方が利用されているのか。」との質疑に対し、「居宅介護サービスの予防給付は294人、介護給付が4,745人、延べ5,039人です。住宅改修につきましては要支援の方が12件、要介護の方が24件、合計で36件となっています。」との答弁があり、「居宅介護サービス費は令和元年度から、どのぐらいの件数が増えているか」との再質疑に対し、「延べ件数は令和元年度1万639件、令和2年度が1万335件となります。件数は減っておりますが、サービス内容が増えておりサービス費は増となっております。」との答弁がありました。

この他特段の質疑はなく、令和2年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、採決をいたしましたところ、全員賛成で、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で令和3年第4回定例会議案第7号令和2年度決算認定について決算審査特別委員会に付託された審査の経過と結果についての委員長報告を終わります。

○決算審査特別委員会委員長（小藤田一幸）

訂正します。

先ほど狩猟免許取得の補助金のところですが、7万400円補助のところ、7万4千円と間違っていて言ってしまいましたので訂正いたします。

◎議案第7号の質疑の省略

○議長（鈴木辰也）

ただ今、決算審査特別委員会での審査結果は、令和2年度の一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、それぞれ4会計の歳入歳出決算について、原案のとおり認定すべきものとの報告であります。

お諮り致します。決算審査特別委員会は、議会選出の監査委員を除く議員全員で構成されておりますので、質疑を省略し、直ちに討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

異議なしと認めます。よって質疑を省略することに決定致しました。

◎議案第7号、一般会計歳入歳出決算の討論、採決

○議長（鈴木辰也）

初めに令和2年度鋸南町一般会計歳入歳出決算について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

令和2年度鋸南町一般会計歳入歳出決算について、委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（鈴木辰也）

挙手全員。

よって本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第7号、国民健康保険特別会計歳入歳出決算の討論、採決

○議長（鈴木辰也）

次に令和2年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

令和2年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（鈴木辰也）

挙手多数。

よって本案は原案のとおり認定されました。

失礼しました。挙手全員。

よって本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第12号、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の討論、採決

○議長（鈴木辰也）

次に令和2年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

令和2年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（鈴木辰也）

挙手全員。

よって本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第7号、介護保険特別会計歳入歳出決算の討論、採決

○議長（鈴木辰也）

次に令和2年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

令和2年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算について、委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（鈴木辰也）

挙手全員。

よって本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第8号の委員長報告

○議長（鈴木辰也）

日程第5。議案第8号、令和2年度決算認定について。

- 1、令和2年度鋸南町鋸南病院事業会計決算。
- 2、令和2年度鋸南町水道事業会計決算についてを議題と致します。

本案についても、決算審査特別委員会に付託し、審査いただいておりますので、特別委員会委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。

決算審査特別委員会 小藤田一幸委員長。

[決算審査特別委員会委員長 小藤田一幸 登壇]

○決算審査特別委員会委員長（渡邊信廣）

決算審査特別委員会に付託されました、令和3年第4回定例会、議案第8号、令和2年度決算認定について、

1. 令和2年度鋸南町鋸南病院事業会計決算
2. 令和2年度鋸南町水道事業会計決算

以上の決算の認定について、審査の経過並びに審査結果を報告いたします。

本特別委員会は、9月13日、午前10時から、役場3階大会議室において開催いたしました。

初めに、令和2年度鋸南町鋸南病院事業会計決算の認定について、報告いたします。本決算については特段の質疑はなく、令和2年度鋸南町鋸南病院事業会計決算の認定について、採決をいたしましたところ、全員賛成で、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、令和2年度鋸南町水道事業会計決算の認定について、質疑の内容を報告いたします。

「令和2年度は配水管布設工事が4か所とのことだが、今後更新すべき管路はどのくらい残っているか。また、今後の計画についても教えてもらいたい。」との質疑に対し、「総延長131kmのうち、40年以上経過した経年管は約40km残っており、布設替えに要する費用は31億3千万円と試算されています。経年管路のうち10kmが石綿セメント管で、布設替えには6億7千万円かかります。今後の計画については、令和9年度までの水道施設整備計画では、毎年8千万円から9千万円規模の更新を予定しています。」との答弁がありました。

この他特段の質疑はなく、令和2年度鋸南町水道事業会計決算の認定について、採決をいたしましたところ、全員賛成で、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。以上で、令和3年第4回定例会議案第8号の決算認定について、決算審査特別委員会に付託された、審査の経過と結果についての委員長報告を終わります。

◎議案第8号の質疑の省略

○議長（鈴木辰也）

ただ今の決算審査特別委員会での審査結果は、令和2年度の鋸南病院事業会計及び水道事業会計の決算について、原案のとおり認定すべきものとの報告であります。

お諮り致します。決算審査特別委員会は、議会選出の監査委員を除く議員全員で構成されておりますので、質疑を省略し、直ちに討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

異議なしと認めます。よって、質疑を省略することに決定致しました。

◎議案第8号、鋸南病院事業会計決算の討論、採決

○議長（鈴木辰也）

初めに令和2年度鋸南町鋸南病院事業会計決算について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

令和2年度鋸南町鋸南病院事業会計決算について、委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（鈴木辰也）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第8号、水道事業会計決算の討論、採決

○議長（鈴木辰也）

次に令和2年度鋸南町水道事業会計決算について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

令和2年度鋸南町水道事業会計決算について、委員長報告のとおり、原案を認定するこ

とに賛成する議員の挙手を求めます。

[挙手 全員]

○議長（鈴木辰也）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

○議長（鈴木辰也）

ここで暫時休憩をします。

その場でお待ちください。

……………・休憩 午前 10時47分……………

……………・再開 午前 10時48分……………

○議長（鈴木辰也）

会議を再開いたします。

ここで一つ訂正をさせていただきます。先ほど令和2年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、挙手全員と言いましたが、挙手多数、よって本案は原案の通り認定されました、に訂正をさせていただきます。申し訳ありませんでした。

◎閉会の宣言

○議長（鈴木辰也）

これにて今定例会に付議された案件の審議は全て終了致しました。

よって令和3年第4回鋸南町議会定例会を閉会します。

皆さん、ご苦労さまでした。

[閉会のベルが鳴る]

…………… 閉 会 ・ 午前 10時 50分 ……………

地方自治法第124条第2項の規定により署名する。

令和3年 12月 24日

議 会 議 長 鈴 木 辰 也

署 名 議 員 早 川 正 也

署 名 議 員 笹 生 正 己